北

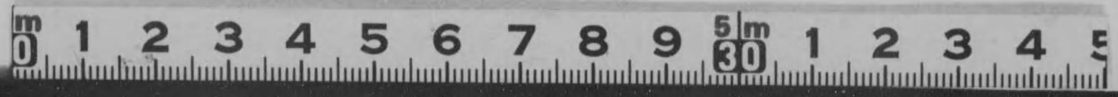
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4

382
111

382-114

大戰國際法論

小山精一郎著

著者寄贈本

總論
陸戰之部

偕行社發行

大正
9.9.20
寄贈

審理之法

卷末

敍

歐洲戰爭は五年の久しきに亙り、全世界をして具さに慘禍を嘗め、創痍に苦しましむ。乃ち平和を永遠に確保して人類の寧福を增進するの痛切を感し、細密なる講和條約を締結し、國際聯盟規約を制定す。國際法是に於て自ら重きを加ふ。

惟ふに今後の列國關係は協調を旨とし、相互制抑の方を講ずべしと雖も國家對立に伴ふ利害或は避くべからざるの餘釁を啓くの已むを得ざるあらば、直に其の死命を賭するの大亂に陷ること推定に難からず。是れ實に必至の勢にして、國際聯盟規約亦之を認容せり。從て平和の保障は之を軍備に俟つと共に、戰時國際法の神髓を究めて之を適用し、慘禍の局限を期するは尤も急務に屬す。

著者職を陸軍に奉じ國際法を擔當して研鑽すること玆に年

あり、歐洲戰爭中の各種問題に對し實地調査闡明せるもの頗る多く、頃者之を纂輯して印行せんとす。予其の裨益尠からざるを信し敢て一言を辯ず。

大正九年二月上浣

陸軍大臣　田中義一

敍

振古未曾有の歐洲戰爭は環球を震撼すること五閱歲にして漸く干戈を戢むるを得たり。茲に世界列國は戰禍の甚大なるに鑑み、將來に於ける平和の保障として國際聯盟規約を制定し、世界の安寧福祉を永遠に確保せんとす。然れども戰爭は人類團體たる國家の對立し、利害牴觸する限り已むを得ざる自然の現象にして、國際聯盟に於ても亦た之を認容せるが如し。唯だ今後の列國關係は專ら協調を旨とし、相互の監制嚴重を極むるを以て、國際紛爭は其の數を減ずるに至る可きも、一旦兵火に訴ふることあらんか、國家の死命を賭するの大戰亂を現出すべきや想察するに難からず。從て軍備の必要は益々緊切の度を加ふ可く、眞の平和は武裝に依り甫めて之を保障し得べきなり。然り軍備の充實は必要なりと雖も、侵略的の意義を有するものは之を蛇蝎視す可きものにして、自衞の見地よりする防禦的軍備のみ一日

も之を忽諸に附す可らず。國家關係に軍備と相竝びて缺く可らざるは國際法なり。殊に這般の如き規模範圍の洪大なる、兵器戰術の嶄新なる大戰亂に當りては動もすれば敵の戰鬪力を減殺する以外の暴悖殘忍なる行動を敢てするの虞あり。斯る野蠻行爲を囘避し、文明戰爭の實を擧げんと欲せば、戰時國際法の神髓を究め、其の運用宜しきを得ざる可らず。

著者小山氏は多年國際法の研鑽考覈を重ね殊に歐洲戰爭中に惹起せる幾多の實際問題に就き調査解明の任を竭したること多大なり。今や生平蒐集檢討せる所の意見を纂綴して剞劂に附せんとす。本書の一たび公刊せらるるや、社會に與ふる裨益の甚大なる可きを惟ひ、輒ち一言を卷首に辯じ以て序と爲す。

大正九年二月中浣

參謀次長　陸軍中將　福田雅太郎

序

歐洲戰爭は世界の列強悉く其の渦中に投じ、兵を用ふるの衆、財を糜するの夥、艦艇の精にして多き、要塞の堅にして雄なる、其の他嶄新の學理を實地に應用して、戰術戰略の蘊奧を盡し、五年の久しきに亙り驚天動地の慘劇を演じたる振古未曾有の大事變なり。從て法的見地よりするも從來豫想せざりし新奇なる事例簇出し、之に國際法規竝國際慣例を適用するに當り尠からざる困難を感じ、其の結果國際法の權威を失墜せるの觀あり。由來國際法なるものは文明國間に於て永年の漸進的發達を遂げ、今尙ほ進歩の道程に在るものなるを以て、這次の如き世界的大動亂に際會し、其の運用を全ふするの能はずして、違反行爲の現はれたるは蓋し自然の趨勢なり。

余は曩に我帝國陸軍を代表し、講和會議に參列するの光榮を荷ふて遙かに巴里に臻り、具さに各交戰國の實情を覩聞するに

及び、戰爭の目的を超過せる慘澹たる光景に想到し、茲に悚然として戰時國際法の必要を感じたること痛切なり。今や講和條約成立を告げ、列國は國際聯盟規約に遵據し、近く聯盟總會を開きて國際法の改竄補修をも行はんとす。惟ふに渾圓球上幾多の國家相對立し其の利害相錯綜して必ずしも一致せざる限り、戰爭を絶對に囘避する能はざるべしと雖も、歐洲戰爭の教訓竝資料は列國關係に適應す可き國際法規の完整を促し、文明戰爭を推奬するに至る可きや想察するに難からず。

本著者は新進氣鋭の國際法學者なり歐洲戰爭中各種の報告に依り、學說先例等を斟酌して疑義を解明し、且私見を附加せるものを纂綴し、之を公刊せんとす。余は本書の一たび世に現はるるや、斯界に貢獻する所大なる可きを信じ、敢て所感數言を序す。

大正八年二月十五日

陸軍中將　奈良武次

序

歐洲大戰は世界の列強を悉く其の渦中に投じたる振古未曾有の大事變にして幾多の國際法問題を惹起し、殊に從來豫想せざりし嶄新なる案件を生じたること鮮少に非ず。惟ふに國際法は「グロチユース」以降三百有餘年の間、慣例に倚り學理に則り漸進的發達を遂げ來りしが、歐洲戰爭は端無くも之に大精鍊、大發展の機會を與へたり。該戰爭に於ては同盟側聯合側共に國際法を蹂躙したるが如き觀ありと雖も、其の多くは斯法の運用に關する主義の相違、戰時復仇、國家自衞權の發動又は獨逸特有の交戰條理（戰數）に關する解釋を異にせる結果にして、其の根本の主義に於ては敵味方俱に十分之を敬重するに吝ならざりしことは、敵の國際法違反を非議すると共に敵國の非難に對しては辨明之れ努めたるの事實に依り、明に之を證明することを得べし。

然れは國際法の大組織は歐洲大禍亂に依りても何等の動搖を來たしたることなく、依然國家間の大憲章として確固たる權威を有せるのみならず、益々其の改良發達の必要を感ぜしめたり。蓋し從來の戰時國際法は比較的に國際交通密接ならず、且其の範圍も狹かりし時代に於て、二國又は數國間に起れる戰爭に基き發達せるものにして、全世界各國が殆と一團となりて共同生活を爲す現代の時勢に適合せざるものありしなり。此の時に該り歐洲戰爭起り、世界主要國を擧げて其の渦中に投じたるを以て、忽ち從來の戰時國際法の缺陷を曝露し、種々の重要問題を生じたり。此等諸問題の研究は即ち國際法の當否、其の改良を要する諸點、竝其の方針等を敎ゆるものにして國際法の大精鍊大發展の素因を爲すものなり。

本書の著者小山精一郎氏は陸軍に職を奉ずる新進篤學の國

際法學者なり。歐洲戰爭中海外諸國より到來せる重要なる報告を査閲し、且幾多の著書新聞雜誌等を涉獵し、各種の國際法關係事項を捉へて之れに法理的解釋を下し、其の都度余の査閲校正を請はれたり。其の論文の内容に於て往々余の意見と一致せざる所無きに非ざりしも氏の熱心なる研究と不撓の努力とに敬意を表して成る可く其の原意を保存するに努め、唯だ甚だしき錯誤と認めらるる點に限り改修を施したり。本書は右等論文を主とし、更に新なる研究の結果を附加したるものにして、余は本書の全部に對し査閲校正したるに非ずと雖も、克く陸戰法規關係の事項を網羅して論述し、殊に戰時航空法問題、毒瓦斯使用問題等の新事例に付き詳細の研鑽を遂けたる點は最も有益の文字にして、國際法の發達に貢獻する所蓋し鮮少ならざるべし。本書の一たび公刊せらるるや、專門學者は好箇の研究資料を得べ

く、又初學者も歐洲戰爭を根基として國際關係及國際法の原理を會得するを得べし。若し夫れ實際家に至りては最近の先例を知り、之に準據して機宜の行動を爲し得べきに依り、其の社會各方面を稗益すること頗る大なるべきを信ず。敢て所感數言を述べて序とす。

大正九年三月中浣

法學博士　遠藤源六

自序

國際關係は概して法理に則り、正義に據りて之を解決するを得べしと雖も、紛爭の錯綜混亂し、多岐多端に亙る場合に於ては、先例を援用し慣行に遵依するに非ずんば能く其の目的を達する能はず。況んや戰爭に當りては千變萬化、戰略戰術の妙を盡すを以て、猝かに其の正邪曲直を判定すること頗る困難なり。現行國際法は文明國間の正義の觀念に基き、國家の非人道的行爲を檢束し、且國家相互の紀綱として著大なる進步發達を爲し來りしと雖も、未だ各場合に之を適用して裁決する能はざるの憾あり。元來法律は時代の反映に外ならざるを以て、文明の進步し、社會の複雜を極むるに從ひ、漸次之れに補修改竄を加へて其の完璧を期せざる可らず。即ち時代は先例を產出し、先例は法律の根源を爲す。洵に法律の大部分は獨創の理論を根柢とするものに

非ずして必ずや類を既往に求め、範を其の中に發見して漸次形體を具備するに至れるものなり。茲に於てか先例の必要愈々緊切なると共に、其の研究整齊の忽諸に附す可らざる所以を感得せざるを得ず。

歐洲戰爭は五閱歲の久しきに亙り、其の戰域の廣大なる、兵數の衆多なる、糜財の巨額なる、其の他最新の學理を應用して驚天動地の戰鬪を逞ふせる曠古の大禍亂なり。從て戰爭中幾多の嶄新且重要なる事例を簇出したりと雖も、之れに從來の國際法規竝に、國際慣例を適用して解決す可き能はざりし場合尠からず。航空機戰、毒瓦斯の使用、潛水艇戰の如き即ち其の著例なり。加之戰爭中發表せられたる事例は、各交戰國間の政略、若くは戰略の見地より敵に對する列國の同情を失はしめんが爲め、殊更虛僞若しくは誇張せられたるもの多く、又事件の蔭蔽せられたるもの

尠からざるを以て、其の眞相を捕捉すること極めて難しと謂はざる可らず。殊に戰亂の渦中に投じ、國家的死命を賭したる交戰國に對し、交戰中の現象に就き公平冷靜なる資料の蒐集を期待するは、恰かも木に緣りて魚を求むるの類ならずんばあらず。我帝國は這般の大戰に參加して青島に於ける獨逸の勢力を掃蕩し、且各方面に海軍を出動して聯合國と協調を保ち、其の利害を分擔したりと雖も、戰亂の中心は、終始歐大陸に存したりしを以て、比較的に慘禍を嘗めたること尠かりし事實は、自然に敵味方に對し公平的確の判定を下すの好地位に在りたり。從て歐洲戰爭中の實例を蒐集纂綴し、之れに法理を適用して公平なる裁斷を下し、以て先例を作成し、且將來戰時國際法の改正を促すの責務は我國公法學者の雙肩に在りと謂はざる可らず。這回の巴里講和會議に於て世界の恒久的平和を招徠し、人類の福寧を增進

せしめんが爲め、國際聯盟規約の成立を見たりと雖も、現代の如く各國家對立し、大小強弱の差を生じ、利害相反する限り、戰爭は到底之れを避くる能はざる可し、聯盟規約の内容に於ても亦已むを得ざる戰爭は之れを認容せるに非ずや。斯くの如く將來戰爭の果して避く可らずとせば、戰時國際法の益々緊要を加ふ可きは多言を費さずして明瞭なり。

余輩謝劣菲才の身を以て職を陸軍に奉じ、國際法關係の問題を調査研究するの任に膺り、戰爭中幾多の事件に逢著して卑見を開陳するを得たるは、其の頗る光榮とする所なり。殊に海外より到來せる幾多の貴重なる報告を査覽し、又幾多の著書新聞雜誌を涉獵し國際法研究に稗益する所甚大なりしことを告白す。本書は歐洲戰爭中に惹起せる許多の實例を基礎として、之れに國際法の原則を適用し、各國の法令に照査し、且學說、先例等に考

證して卒直なる判定を下し、且私見を披瀝したるものなり。又本書中には國際法研究の便宜を圖らんが爲め歐洲戰爭と關係深からざる事項をも論究し置きたり。是れ一は識者の叱正を俟ち、更に研究の素地を作らんとするに在りと雖も、一は以て歐洲戰爭中に惹起せる國際法關係の事例を列擧し、斯學研究者の參考資料に供せんとする微意に外ならず。

本書の著作に當り、不肖に有益なる助言若くは重要なる資料を供與せられ、且校閲の勞を執られたる先輩諸氏頗る多し。法學博士遠藤源六氏、陸軍中將西川虎次郎氏、陸軍中將兒島惣次郎氏、陸軍少將國司伍七氏、陸軍少將村岡長太郎氏、陸軍少將小澤三郎氏、陸軍少將渡邊錠太郎氏、陸軍步兵中佐秦眞次氏、陸軍步兵少佐兒玉友雄氏、陸軍步兵少佐吉富庄祐氏、陸軍編修ドクトル、フィロソフィエー長瀨鳳輔氏、陸軍編修文學士藤田誠氏、陸軍編修香川

小次郎氏、伴三千雄氏其の他、諸氏が熱心に批評助言を惠與せられたることを感謝す。殊に遠藤博士は本書の大部分に對し、親しく監修補正の努力を傾注せられたることを特筆し、虔んで玆に謝意を表せんと欲す。

大正九年四月三日佳節

著者識

大戰國際法論

陸軍總監 戰

目次

第一編 總論 …… 一頁

第一章 歐洲戰爭と國際法の權威 …… 一

第二章 歐洲戰爭と國際法の基本觀念 …… 一一

第一 戰數又は交戰條理 …… 一一

第二 戰時復仇 …… 一五

第三 自衛權又は正當防衛 …… 一九

第三章 開戰原因論 …… 二五

第一節 總論 …… 二五

第二節 歐洲戰爭の原因 …… 四六

第一款 墺、塞兩國の開戰 …… 四六

第二款　英、露兩國の居中調停……五六
第三款　露對獨、墺の開戰……六一
第四款　獨對白の開戰……六五
第五款　獨墺對佛の開戰……七一
第六款　英國の參戰……七四
第四章　開戰方式論……七八
第一節　概論……七八
第二節　宣戰に依る戰爭開始……八一
第三節　實戰に依る戰爭開始……八八
第四節　戰爭開始の時期……九四
第五節　國際聯盟と戰爭開始……一〇七
第六節　歐洲戰爭に於ける列國の開戰方式表……一一二
第二編　陸戰……一一二
第一章　敵人論……一一二
第一節　敵人……一一二

第一款　敵人の意義……一一二
第二款　敵人の分類……一一四
第一項　交戰者、非交戰者……一一四
第二項　戰鬪員、非戰鬪員……一一七
第二節　內地に在る敵國人の待遇……一三五
第三節　交戰者及び非交戰者の待遇……一四五
第一款　敵國交戰者に對する非交戰者の態度……一四五
第二款　敵國非交戰者に對する交戰者の態度……一五三
第三款　戰鬪力を失へる敵國交戰者の待遇……一八三
第一項　俘虜……一八三
第二項　病者、傷者及び死者……二一七
第二章　交戰手段論……二三八
緒論……二三八
第一節　適法手段……二四四
第一款　攻圍、砲擊及び强襲……二四四

第二款　奇　計……二五四
第三款　偵察、間諜……二五八
第四款　戰時叛逆の利用……二六六
第二節　不法手段……二七一
第一款　毒瓦斯及び毒藥の使用……二七一
第二款　暗　殺……二八七
第三款　背信行爲……二八九
第四款　無益の苦痛を與ふ可き兵器……二九四
第三章　國際航空法論……三〇二
第一節　空中論……三〇二
第一款　空中目由說……三〇四
第二款　空中領有說……三〇七
第二節　戰爭と航空機……三一六
第三節　航空機に關する國際法案……三二一
第四節　航空機に依る攻擊……三二五

第五節　航空機に依る偵察及び間諜行爲……三四五
第六節　敵國の航空家及び航空機の取扱……三四八
第一　敵國航空機……三四八
第二　敵國航空家……三五二
第七節　航空機と準平和關係……三五八
第八節　航空機及び搭乘者の標識……三五九
第九節　交戰國航空機に對する中立國の權利義務……三六一
第十節　中立國航空機に對する交戰國の權利義務……三六七
第四章　敵國財産論……三七〇
第一節　交戰國領域内に在る敵國財産……三七〇
第一款　敵國公有財産……三七二
第二款　敵國私有財産……三七二
第一　私有不動産……三七二
第二　私有動産……三七三
第三　債權及び公債……三七五

第二節　敵國に在る敵國財産……三七九
第一款　敵國公有財産……三七九
第一　公有不動産……三七九
第二　公有動産……三八二
第二款　敵國私有財産……三八三
第一　私有不動産……三八三
第二　私有動産……三八四
第三節　掠奪、取立金、徴發及び、罰金……三八六
第一款　掠奪……三八九
第二款　取立金……三九六
第三款　徴發……四〇〇
第四款　罰金其の他の刑罰……四〇五
第四節　敵國財産の破壞及び荒廢……四〇八
第一款　破壞……四〇八
第二款　荒廢……四一八

第五章　西伯利戰爭と戰利品問題……四二七
第一節　西伯利出兵の意義……四二七
第二節　西伯利駐兵の法理……四三八
第一　「チエック」軍救援の爲めにする駐兵問題……四四一
第二　過激思想の阻止を目的とする駐兵問題……四四六
第三　我國民の庇護を目的とする駐兵問題……四四八
第四　鐵道守備を目的とする駐兵問題……四五〇
第三節　西伯利の緩衝地帶問題……四五一
第一款　西伯利の情勢……四五二
第二款　撤兵の時期……四五五
第三款　西伯利を永世中立地たらしむる利益……四六〇
第四款　永世中立地(緩衝地帶)の性質……四六三
第五款　結論……四六九
第六章　歐洲戰爭に於ける中立侵犯問題……四七一
第一節　白耳義及「ルクセムブルグ」の中立問題……四七一

第一款　白耳義「ルクセムブルグ」中立の由來……四七一
第二款　獨逸の永世中立國侵入の徑路……四八二
第三款　獨逸の中立侵犯に關する評論……四九一
第一項　白耳義中立の侵害……四九一
第二項　「ルクセムブルグ」中立の侵害……五〇八
第二節　希臘及び支那に於ける中立問題……五〇九
第一款　聯合軍の希臘中立侵害問題……五〇九
第二款　日本の支那中立侵犯問題……五一三
第一項　我軍の龍口上陸問題……五一五
第二項　支那の中立除外地域聲明問題……五一七
第三項　日本軍の山東鐵道占領問題……五一九
第七章　軍事占領論……五二二
第一節　歐洲戰爭中の占領梗概……五二二
第二節　占領の意義……五二四
第三節　占領の要件……五三一

第四節　占領者の權利義務……五三三
第一款　總說……五三三
第二款　占領者の占領地住民に對する權利義務……五三九
第三款　占領地の統治機關及び官公吏裁判官……五四二
第五節　青島に於ける占領地行政……五四八
第一款　青島守備軍の編成及交代……五四八
第二款　軍政機關の編制……五四九
第六節　占領の終了……五五六
第八章　戒嚴論……五六〇
第一節　戒嚴の性質及び區域……五六〇
第二節　戒嚴の效果及び解除……五六九
第九章　降伏規約論……五七五
第一節　降伏規約の性質及び目的……五七五
第二節　降伏規約締結の權能……五八〇
第三節　降伏規約の方式……五八二

第四節　降伏規約の內容及條件……五八六
第五節　降伏規約の違反……五九二
第十章　休戰規約論……五九四
第一節　休戰の性質及種類……五九四
第一　露西亞の休戰……五九七
第二　勃牙利の休戰……六〇六
第三　土耳其の休戰……六〇九
第四　埃洪國の休戰……六一四
第五　獨逸の休戰……六二一
第二節　休戰規約締結の資格及び方式……六三九
第三節　休戰の開始……六四一
第四節　休戰の內容……六四三
第五節　休戰の違反……六四七
第六節　休戰の終了……六四九
第十一章　戰爭終了論……六五一

第一節　概論……六五一
第二節　戰爭行爲の單純なる終止……六五四
第三節　征服的併合……六六二
第一款　征服、征服的併合、占領及び併合の區別……六六二
第二款　國土の併合……六七七
第三款　國土併合の效果……六九八
附錄
陸戰關係重要法規……七一九
第一　聖比得堡宣言……七一七
第二　赤十字條約(戰地軍隊に於ける傷者及び病者の狀態改善に關する「ジェネヴァ」條約)……七一七
第三　窒息せしむへき又は有毒瓦斯の散布を禁ずる海牙宣言……七三〇
第四　特種彈丸使用禁止の海牙宣言……七三二
第五　契約上の債務回收の爲にする兵力使用の制限に關する海牙第二條約……七三四

第六　開戰に關する海牙第三條約……七三七
第七　陸戰の法規慣例に關する海牙第四條約……七四一
第八　陸戰の場合に於ける中立國及び中立人の權利義務に關する海牙第五條約……七六一
第九　輕氣球等より爆裂物の投下を禁止する海牙宣言……七六九

大戰國際法論　總論　陸戰　目次　終

大戰國際法論

小山精一郎著

第一編　總論

第一章　歐洲戰爭と國際法の權威

歐洲大戰は振古未曾有の大事變にして世界の列强悉く戰亂の渦中に投じたるを以て、國際法違反の問題を生じたること多く、又從來豫想せざりし斬新なる事例も尠からず。元來國際法は文明國間に於て永年の漸進的發達を遂げたるものにして、其の成立及發達に貢獻せる是等列强が悉く交戰國と爲り、國際法違反の行動を敢てするに至りたるより、世間國際法の權威を疑ひ我國の論客中に於ても其の存在を否認せんとするものあるは慨嘆に堪へず。其の主張を吟味するに戰爭は本來野蠻的暴力行爲なるが故に戰爭の前には法規を認めず、假令法規が存在するとするも、交戰國に對し殆んど何等の拘束力を有せざるなり。從て若し一國が勝利を得るに必要と

認むるときは、人道正義は勿論如何なる法規慣例と雖も之を無視して勇往邁進せざるべからずと主張するものなり。殊に獨逸國民は斯る思想觀念を抱き、先年物故せる伯林大學正教授「トライチュケ」(Treitschke)博士の如きは盛んに獨逸本位の國家權力說を鼓吹し、其の遺著たる政治學は獨逸の教義となり、平和克復前の獨逸人は之を以て獨逸目的竝に最良の教範として敬重しつつありたり。其の主張に依れば『國家は永久的人類社會に於ける最高の目的なり、總て世界の歷史は國家の行動に關する敍述に過ぎず、從て國家間には國際公法、國際禮讓及び國際道德なるもの存在する無く、國家存立の眞目的は他國を排斥するに在り』と。又曰く「斯る排他的國家たるべきものは、嘗て「マキアベリー」(Machiavelli)の指摘したるが如く、國家は權力なりとの眞理に基き常に實力を保有せざるべからず、即ち國家とは攻擊及防禦の公の力なり、個人の最高義務は自助に在るが如く、國家の最高義務は自衞に在り、而して自衞は權力を意味す」と。更に甚だしきに至りては「國家は力なりとの哲理より二個の成果を生ず、即ち一は消極的成果にして、他は積極的成果なり、消極的成果は總て國際的義務の觀念を否認し、積極的成果は戰爭の光榮を稱揚するものとす、國民の福事は是れ最上法なり、從て國際法なるものは總て此の最上法に服從せざるべからず、國家の絕對主權は其の絕對力を行使する上に於て必要缺くべからざる權力なり、而して絕對主權は如何なる義務をも負擔せず。國家は自己の設定せる法規に對しても何等の義務を負擔せざるを以て、一國の意志を拘束する國際條理は唯だ國家自身の任意的制限に過ぎずして、國家は他國に對し將來に向て其の意志を檢束せらるべきものに非ず。故に國際條約は絕對的制限に非ずして國家の任意的自制に外ならず。國家が國際條約を締結するは當時の事情が斯る條約を締結するの便宜なりと思惟したるが爲なり」と放言せり。斯くて現代に於ける獨逸人の性格及獨逸文化なるものは「トライチュケ」の軍國主義に依りて鼓舞せられて一の國民性を形成したり。殊に「トライチュケ」の後進たる「ベルンハルディ」(Bernhardi)將軍は此の主張に魅せられ祖述敷衍して一層矯激なる主張を爲すに至れり。即ち同將軍は一般國際法の存在を否認し、如何なる國家も國際法規に依り各自の權利觀念を破壞せらる可きものに非ず。他國の言語及貨財を國內より排除せんとするが如き熱烈なる國家主義者たるべきものは苟も他國性を有する國際法を拒否すべきなりと激語したり。從て這般の大戰に當り「ビューロー」(Bülow)公が法律は國家の必要を超越して迄優越なるものに非ずと廣言し、又戰爭初期の大宰相「ベートマン、ホルウェッヒ」(Bethmann Hollweg)が國際條約なる

ものは其の價値に於て一片の故紙に過ぎずと揚言したるは、悉く獨逸軍國主義の精神に外ならず。而して是等は實に獨逸皇帝を始め政治家、軍人及び學者等有ゆる階級に浸透せる思想と謂ふべきなり。之を以て歐洲戰爭に於て現出せる幾多の國際法違反の事實に照して國際法の權威の著しく失墜せるが如き觀ありと雖も國際間には最高主權者なく、殊に交戰國間に於ては對敵行動を爲すものなるが故に、有力なる局外中立國ありて直接間接に監制するに非ざれば、往々國際法違反を招き易きは國際團體の構成上免れ難き所なり。凡そ國內法は之に違反するものあれば國家主權の發動に依り之に制裁を加へ得べしと雖も、國際法は國家間の上に權力者無きを以て制裁力を缺如す。換言すれば國家間に於ては相互の秩序を維持すべき機關無く、又違反者に制裁を與ふべき確乎たる權力の存する無し。然れども個人の罪惡に對し國家權力に依る懲罰以外に一層有力なる制裁の存す。即ち輿論の力之なり。若し個人が罪過を犯さば輿論の制裁を受け、竟には社會より擯斥せられ、公人として生活する能はざるに至るべし。之と同じく國家間にも輿論の力ありて、若し國際法を蹂躙する國家あれば、國際團體より排斥せられ、假令武力に於て優越なりと雖も他國より對等の交通を拒否せられ、結局國家としての存立を完ふする能はざるや明かなり。更に戰爭の場合に於て中立國の交戰國に對する監視索制も國際法蹂躙の機會を尠からしむべしと雖も、歐洲戰爭の如く有力なる局外中立國が悉く戰渦に投じたる關係上、各交戰國は自國の利害の事を打算して行動するを以て、國際法違反の頻出するは免れざる所なり。而して歐洲戰爭に當り國際法違反の行動を爲したるものは獨逸一國のみに限らずして、他の交戰國も亦之を行ひたるの事實は識者の夙に認むる所ならずんばあらず。之を以て直ちに國際法の存在を否認するは早計にして須からく、其の違反程度の如何を究明したる後に非ざれば斷定を下す能はず。若し各交戰國が國際法規の全部若くは其の大部分を無視したりとせば、甫めて國際法の存在を否認し得べしと雖も、歐洲戰爭中の國際法違反事件は主として戰爭法規中害敵手段、破壞、掠奪、中立違反及び商船の無警告擊沈等に關するものにして、其の他の國際法規は悉く敬重せられたるに徵し、國際法の存在を確認し得べきは多言を要せずして明かなり。之を實際に鑑みるも、各交戰國は國際法の存在を否認せざるのみならず、其の權威をも充分尊重するの態度を明らかに示せり。即ち各交戰國は互に對敵國の國際法違反の行動を責むると同時に、敵國の非難に對しては辯解之れ努め以て國際法尊重の誠意あることを表明せり。例へば獨逸が國際法を蹂躙して潛水艇

戰を逞ふし、或は白耳義及佛國に於て不法なる掠奪破壞を擅にせりとの聯合諸國の非難に對して獨逸は常に戰時復仇、戰數(交戰條理)又は自衞權の見地より辯解之れ努め、國際法尊重の意を披瀝しつつあることは獨逸側の國際法及戰爭に關する刊行物中に於て證明し得べき所なり。例へば歐洲戰爭中最も議論多き中立侵害問題に就きて考察するに聯合側は獨逸が「ルクセムブルグ」及び白耳義の中立を侵犯せりと非議するに對し、獨逸は戰時復仇若くは自衞權を以て抗辯し、又獨逸側は聯合軍が希臘の中立を侵犯せりと搏擊するに對し、聯合國側の主張する所に依れば千八百三十九年英、佛、露三國は希臘を援けて土耳古より獨立せしめたる以來、其の保護國として希臘の自由及獨立を保障する地位に在り。然るに當時の希臘王「コンスタンチン」(Constantine)は親獨政策を執りて國內に獨逸の勢力を扶殖せしめ、且各種の便宜を獨逸に與へて希臘憲法を蹂躙したる行動あるが故に右三國は當然干涉し得べく、又希臘が獨逸の便宜を圖りたるは既に中立違反なれば戰時復仇の手段に依り希臘の中立を侵害するも妨げ無しと解明せり。更に我國が靑島攻擊に當り支那の中立を侵害したりとの非難に對しては、獨逸が最初支那の中立權を犯し、且支那が之を默認せる以上支那に於て既に中立侵害を行ひたるものなるに依り、我國は自衞上已むを得ず斯る行動を爲したるものとす。要するに歐洲戰爭に於て各交戰國は齊しく國際法尊重の意を示し、獨逸と雖も決して世人の言ふ如く國際法の存在を否認し、又は之を蹂躙するも可なりと主張するものに非ず。若し夫れ今回の戰爭に於て始めて現出したる新奇なる害敵手段に就きては從來豫見せざるものにして、之に對し從來の國際法規を其儘適用することを得るや否やは最も重要なる問題にして、其の行動の當否は遽かに斷し易からざるものあり。單に人道に害あるの故を以て國際法違反なりと謂ふことを得ざるなり。

更に國際法の存在及權威は之を認むるも一旦戰爭勃發すれば國際法違反行爲の頻出し、且容易に違反の行はるるは國際法の價値尠き證左なりと論ずるものあり。併し如何なる法律と雖も絕對之に違反するものなしと謂ふ能はず、殊に國際法は主として國際團體を成す文明國の自覺、道義竝に利害を根柢として作成せられたる行爲の規則なるを以て、歐洲戰爭の如く國際團體を成す文明國の大多數が戰亂の渦中に投じたる以上、有力なる第三國の監制を望む能はざる可く、又一交戰國の國際法違反に對して對敵國は戰時復仇若くは緊急狀態の見地より國際法の蹂躙を行ふことあるを免れず。凡そ一國の法律も其の國內の秩序維持せられ、政治の完全に行はるる

限り、其の國の法律は威力を有す可しと雖も、一朝國内の秩序紊亂し、内亂の狀態を現出することあらば、法律の遵奉を期待する能はずして、國内法は全く其の威力を失墜するに至るべきこと晩近の露國革命に徴して明かなり。況んや國際法は國際團體を成す國家相互の規則にして違反行爲に對する制裁を缺如するの關係上、今回の如き大戰亂に當りて世界に於ける勢力は殆んど敵味方に分れて局外國の監視若くは同情の嚮背如何に依りて牽制せらるること極めて尠きに於ては違反事項の頻出することあるは當然の成行と謂はざるべからず。又或一部の論者は實力を本位として戰爭を行ふ國家に國際法の遵奉を強ゆるは大砲の前に外交を談ずると同一の愚に陷るべしと主張し、且之を敷衍して曰く、(一)正當の理由を主張する國家にして實力を擁せずんば適法の抗議も無告の愁訴に過ぎず、(二)局外中立國の監視に基く抗議も其の中立國にして膺懲的制裁即ち最後の苦痛を賦課するの決心無くんば是れ無强制的の外交談判に外ならず。(三)假令開戰の決心を以て之れに臨むも違反國にして之に服從せざれば其の是非の實際判決權は結局實力の問題に歸著すべきのみと。是等の言は一見理あるが如しと雖も之れ政策と法律、換言すれば外交政策と國際公法とを混同せる見解たるを免れず。國際法は各國家の國力を平等平均せんとするものに非ず。又國家間の爭議を解決する最後の手段は戰爭たること勿論なりと雖も、一國が對外政策上若くは國際法上暴悖を行ふことありとせば、其の利害關係國は其の國力の强弱を問はず、之に抗議を提起す可く、若し對手國に於ては之に服從せずんば兵力に訴へて其の主張の貫徹を圖る可く、其の國力の微弱なるの故を以て實力に訴へずして默認すべきや否やは外交政策の問題なり。從て侵害を蒙りたる國家が兵力に訴へざることあるも、又兵力を用ひて戰敗に終ることあるも關する所にあらず。眞理に二無く强大なる侵害國の行爲が戰勝の結果眞理と爲りて國際法規と爲るべきものに非ず。歐洲戰爭に於て白耳義が獨逸に對し正當なる抗議を提起し其の聽かれざるや、兵力に訴へたりと雖も不幸にして獨逸の爲めに國内は席捲せられたり。然れども獨逸が白耳義に勝ちたるの故を以て獨逸の行動が正當なりと謂ふ能はず。又獨逸も白耳義侵入を以て國際法違反なりと自認せるにあらずや。更に米國は獨逸が開戰以來米國船を無警告に擊沈し國際法を無視せるに就き屢次の抗議を提起したるも獨逸に於て米國の抗議を容れざる爲め、米國は遂に獨逸に宣戰せり。而して米國の勝敗は國際法上敢て問ふ所にあらず。國際法の論ずべき範圍は獨逸の商船無警告擊沈が正當の行爲なるや否やに在り。從て正當國が不法國に

對し開戰し却て返り討ちと爲ることあるも正當が變じて不正當となるものにあらず。畢竟眞理は沒却する能はざるなり。惟ふに現今の國際法は未だ不完全にして進歩の道程にあるものなれば向後の完成に俟たざるべからず。英國前首相「アスキス」氏が國際法の權威を確實ならしむる爲め戰爭の終了を俟ちて今一層確固たる法則を設くるの希望を披瀝し、且つ其の手段として小國の民族主義を完全に保護す可きことを宣明したるは肯綮に當れる卓見と謂はざるべからず。而して巴里講和會議に於て國際聯盟の制定せるは其の一端を實現せるものなり更に國際法は平和を前提として作成せられたるものにあらざるが故に、必ずしも平和を謳歌する無く、唯だ文明國間の正義觀念に基き平時たると戰時たるとを問はず、國家の非人道的行爲を檢束し、且國家相互の紀綱たる可きものなり。要するに歐洲戰爭は國際法の權威を失墜せしめ、國際團體の道義心を沮喪せしめたりと論ずる如きは頗る皮相の見解たるを免れずして、國際法は依然其の存在を確認し其の威力を認識し得べきなり。

第二章　歐洲戰爭と國際法の基本觀念

歐洲戰爭に於て國際法違反を頻出せしめたる重要原因三あり。其の一は獨逸側と聯合國側とが互に國際法に對する根本觀念を異にすること、即ち獨逸特有の戰數說にして其の二は戰時復仇、其の三は自衞權に對する解釋の相違之なり。

第一　戰數又は交戰條理(Kriegsraison)

歐洲戰爭中國際法問題を惹起せる獨逸の行動は殆んど眼中國際法無きものの如き觀あり。然れども獨逸が國際法を遵守せざる場合多かりしは、必ずしも之を無視するものに非ずして、之に對する根本觀念に於て聯合諸國と其の見解を異にするものあるに因るものなり。而して其の相違の顯著なるものは實に戰數說なりとす。故に獨逸の行動を批評せんとせば、先づ獨逸に特有なる戰數の當否を吟味考究したる後に非ざれば其の正邪曲直を判定し得べからず。獨逸政府竝に獨逸の公法學者は交戰國間の戰爭關係に適用すべき規則を分類して三種と爲せり。即ち第一は交戰慣例(Kriegsmanier)と稱し普通の場合に準據すべき文明國人の交戰に關する慣例なり。

第二は交戰法規（Kriegsrecht）にして現時の國際法規なり。第三は交戰條理又は戰數（Kriegsraison）にして戰爭上必要ある場合には其の發動に依り交戰慣例及び交戰法規を遵守せざるも妨なからしむるものなり。顧ふに交戰國軍隊が軍事上重大なる危險に迫り、若し交戰法規を墨守するときは其の滅亡を招く如き場合に於ては正當防衛（Notwehr）若くは緊急狀態（Notstand）の觀念より交戰慣例又は交戰法規に遵依せざることを得べきは一般に承認せらるる所なり。而して獨逸の所謂戰數說は此の觀念に胚胎せるものなりと雖も、啻に正當防衛又は緊急狀態を以て辯解し得べき場合に限らず、苟も法規慣例を遵守するときは敵の勢力を挫き抵抗を無能ならしむること能はざる場合、換言すれば戰爭の目的を達すること能はざる場合に於ては常に戰數に基き戰爭の法規慣例を遵守することを要せずと爲すものにして、其の趣旨は千九百二年に發表せる獨逸參謀本部編纂の陸戰法規中に明かなり。當該陸戰法規中には必要の前に法規を認めずとの思想を明かに示して軍人に對する宣明に『條約及慣例は價値あるものにあらず。而して交戰法規は卿等が戰鬪に從事する場合に於て盡して迅速且有效に敵を粉碎するに在り』と謂へり。然れども此の如きは聯合諸國の

齊しく非難する所なり。聯合諸國の主張する所に依れば交戰國が其の敵國の勢力を挫かんとする積極的利便を得る爲にも戰數が活動し得べしとせば、軍隊指揮官は交戰慣例又は戰爭法規を無視するを有利なりと思惟する場合に於て常に戰數を援用し、國際法を蹂躙し得べく、交戰法規は全く其の拘束力を失ふに至る可きを以て戰數說は到底之を認むることを得ずと謂ふに在り。按ずるに戰爭に關する法規慣例は文明諸國の承認に依り成立したるものにして列國は正當防衛又は緊急狀態の如き例外の場合を除く外は、常に之を遵守するも戰爭の目的を達する上に支障無きものと認めたるや論を俟たず。戰爭の法規慣例に遵據するは何等の拘束を受くる無く、全然自由行動を執るに比すれば頗る不便不利なるは勿論なりと雖も、一旦文明國が人道及び正義の觀念に基づき戰時に遵據すべき規則として承認したる以上は此の不便不利あるの故を以て之を無視することを許さざるなり。從て戰爭の法規慣例に遵據することを利なりと思惟するときは之を遵奉し、不利なりとするときは遵守せざるを得るが如き結果を生ずる戰數說の不當なるや固より明白なり。從て歐洲戰爭中獨逸が戰數の觀念に基き爲したる行動は之を不法なりと謂はざるべからず。彼の近來獨逸の一部に於て勢力ある意見中『歐洲戰爭は歐洲列國悉く其の渦中

に投じ、所謂國家的死活の爭鬪なるを以て人道、正義及條約上の義務を考慮するに於ては戰爭の目的を達することを得ず。換言すれば敵の戰鬪力を挫くこと能はざるなり。元來戰爭なるものは普通の決鬪と其の趣を異にし、個人の爭鬪に於て齒爪等を利用して有ゆる加害手段を用ゐるが如く、國家間の爭鬪にも之れに相當する武器を要す可く、從て如何なる方法を用ゐて敵を攻擊するも正當なり』と主張するものあり。然れども是れ「クラウゼウキッツ」(Clausewitz)の流を酌めるものにして何等法理的の根據無き極端論と謂はざるべからず。「クラウゼウキッツ」は戰爭を以て方便の拘束を受くるも法規に依りて制限せらるること無き强力の應用なりと主張し、交戰法規及び交戰慣例の如きは論議の價値無き自縛自繩的の不自然なる制限なりと思惟せり。更に是等一派の主張する所に依れば戰爭は必ず苛酷無慈悲なるを要し、軍隊指揮官は慈悲寬大等の道義を考慮すべからず。耶蘇敎の敎理及び俠勇的精神は實戰に禁物なり。而して軍人たるものは戰爭の目的を達することのみを念頭に置き、敵の悲慘、苦痛の如き意に介せざるを要し、又交戰に關する諸規則は兵學の嫌忌する所なり。換言すれば道義の觀念は軍隊の對敵作戰に邪魔物にして軍事上の必要の前には何物をも認めず。軍隊は常に敵を勦滅せんが爲め、敵の物資を滅殺し、其の戰鬪力を殲滅し、其の智的資源を枯渴せしめ、又敵の士氣を沮喪せしむる爲め有ゆる脅嚇、慘虐を逞ふするも可なりと謂ふに在り。然れども此の如き議論は全く國際法を認めず、又人道正義の何ものたるを解せさる暴論にして、文明國一般の贊成を得べきものに非ず、故に世界の輿論を蔑視し、世界を敵として戰はんとする國ならば格別なりと雖も、普通の戰爭を行ふ場合に此の如き議論に準據して行動するは固に不法なるのみならず、實際不利益にして且多くは實行不可能なり、獨逸の如き强大國が十分の準備を整へて爲したる歐洲戰爭に於てさへも如何に世界各國の反感を買ひ、且不利益の地位に陷りたるかを見るときは蓋し思半ばに過ぐるものあり。

第二　戰時復仇(Reprisal)

現今國際法上の復仇は之を平時復仇と戰時復仇との二種に區別し得べし。而して平時復仇とは平時に於て他國が自國に對する國際法上の義務を履行せざる場合、若くは他國が自國の權利を侵害したる場合に於て其の不法行爲を防止し、又は不法行爲に對する救濟を求めんが爲め、兩國間の平和關係を杜絕すること無くして行ふ返報手段なり。又戰時復仇は戰時に於て敵國政府若くは軍隊が交戰法規を無視し

たる場合に敵國若くは敵國人に對して加ふる返報手段を謂ふ。從て戰時復仇は論理上敵國をして將來交戰法規を遵守せしめ、若くは敵の既に行ひたる交戰法規違反の行爲に對する救濟を爲さしむるの目的を以て行ふものなり。而して歐洲戰爭に於て各交戰國の復仇手段として國際法の規則慣例に適合せざる行動を爲したること多く、一例を擧ぐれば英國は獨逸に對する封鎖即ち中立國との通商防遏を以て國際法及び人道を公然蹂躙せる獨逸の不法行爲に對する復仇なりと謂ひ、又獨逸は英國の斯る封鎖を國際法違反なりとし、之れに對する復仇手段として潛水艇戰を敢てする旨を聲明したるが如き之なり。此の如き關係の下に復仇は屢々行はれ從て國際法違反の事實を現出せしめたること頗る多し。更に戰時復仇は敵國の國際法違反の行爲に對して行はるるのみならず、敵國私人の不正行爲に對しても之を行ひ得べしと說く學者ありと雖も誤れり。何となれば占領地在住の敵國私人の行動は占領軍之を規律し、相當なる保安手段を施すことを得べきものなるが故に如何なる場合に於ても該私人の行動が復仇の問題を惹起するの餘地無く、又占領地以外の敵國に在る私人の行動を規律し、取締りを行ふは敵國政府の義務なり。從て敵國政府にして其の義務を盡さず、私人をして不法行爲を爲さしめたりとせば敵國は其の義務

違反の責を免るることを得ざるが故に若し敵國にして因て生じたる損害の賠償其の他の救濟方法を講じて相手國に滿足を與へずんば復仇を受くることあるべし。然れども此の復仇は政府の違法行爲に對するものにして、一私人の行爲に對するものに非ざること極めて明瞭なり。從て歐洲戰爭に於て獨逸軍は其の占領地の住民が抵抗を爲せりとの理由の下に市街の掠奪、破壞、荒廢若くは市民の殺戮を爲したることを以て戰時復仇なりと說明する者ありと雖も之れ誤解たるを免れず。獨逸も亦之を以て復仇に出でたりとは主張せざるが如し。何となれば此の如き場合に復仇の餘地無きことは既に解明せる所なるのみならず、獨逸亦之を復仇なりと謂はず。即ち獨逸の辯解する所に依れば占領地の人民の參戰する者多く、白耳義人は一人として自由狙擊士に非ざるは無く、其の危險甚だしく、又其の違反者を一々搜索して處罰するは不可能なるを以て其の土地の人民を反省せしめんが爲め激烈なる手段を執りたるものなりと謂ふに在り。又獨逸參謀本部の發表せる陸戰慣例に依れば戰爭なるものは兩交戰國の軍隊間に行はるる現象なるも敵軍の爲めに占領されたる國家の人民は交戰狀態の必然の結果たる負擔、制限、損害及不利益を免るる能はずとし、國家の死命を賭して行ふ所の戰爭は敵國の交戰者及要塞に對するのみならず、敵

國の精神的、物質的の全資源を攪亂するを得べく、人道的要求即ち人及び物に對する加害を輕減することは、單に戰爭の性質及目的の許す範圍内に於て問題となり得べきものなりと論じ、戰爭の目的及び必要の前には人道及び國際法規を無視するも可なりとの趣旨を示せり。依是觀之獨逸の右の行動の當否は素より別問題なれども、之を復仇手段として行へるものと謂ふことを得ざるや明瞭なり。

更に獨逸が敵國人民の交戰者たる資格を認むるに就き海牙陸戰法規第一條に規定せる民兵及び義勇兵團のみを要求し、第二條の群民敵對に關する規定を否認したることを以て復仇手段なりと主張する者ありと雖も、是亦當を得たるものに非ず。何となれば此の如きは國家の行動に對する返報手段と認むることを得ざるのみならず、現に此の點に關する獨逸側の辯解に依れば侵入せる地方の人民の大部分が獨逸負傷兵を收容せる陸軍病院を襲撃し、又住家の窓若くは間隙より獨逸兵を狙撃して危險甚だしく、且是等の人民は海牙陸戰法規の規定せる如く公然兵器を携ふることと無く、又戰爭の法規慣例をも遵奉せざりしを以て之を處罰して將來の抵抗を豫防せんが爲め苛酷なる手段を執りしに過ぎずと謂へり、然れば獨逸が復仇手段として此の如き措置を執りたるものに非ざることと明かにして、其の措置の當否は別問題なれども他より之を復仇手段なりと謂ふことと能はざるなり。要するに各箇の事實に就き戰數說に基きたるものなりや、又は復仇手段として行はれたるものなりやは容易に明確にし難く精透なる研究を要す。

第三　自衞權又は正當防衞(Right of Self-defence)

獨逸が國際法規及び條約を無視して白耳義に侵入するに當り、其の行動を正當ならしめんが爲め種々の口實を設けたる中、最も世間の非難を受けたるは白耳義侵入を以て必要主義に基く正當防衞又は戰爭の緊急狀態に瀕せるが爲めなりと主張したるの點にありとす。即ち當時の獨逸宰相「ベートメン、ホルウエッヒ」は千九百十四年八月四日獨逸帝國議會に臨み彼の有名なる演說を爲して曰く、『吾人は今や正當防衞の狀態に立てり。而して正當防衞は法を知らず、我陸軍は既に「ルクセムブルグ」を占領し恐らく最早白耳義領土に侵入せるなるべし、斯くの如きは國際法規の違反たるに相違無し、佛國政府は其の敵が中立を尊重する限り自國も之を尊重すべき旨を白耳義に宣言したるは事實なり、然れども吾人は佛國が進擊の準備成れるを知る、佛國は待つことを得べきも吾人は能はざるなり。若し獨逸にして敵を待たんには

敵は「ライン」下流に在る獨逸軍隊の側面を衝き來る可きが故に獨逸は慘敗するやも測られず、是れ吾人が「ルクセムブルグ」及び白耳義兩國政府の正當なる抗議を無視するの已むを得ざる所以なり。余は明言せん吾人が右に依りて爲したる罪過は吾人の軍事上の目的にして達せらるるや否や之を補償するに努む可し、獨逸は現在威嚇せらるるが如く威嚇せられて領土の防衛の爲め戰はんとする國家は何れも如何にして國難を切り拔けんかを考ふる外他に何等の思慮をも有せざるなり』と。更に同日外務大臣「ヤゴー」も白耳義中立の侵害は獨逸の生死を決する分岐點なることを聲明したるに徴し、獨逸の白耳義中立侵犯は佛國の侵襲に對する正當防衛なりと主張するものの如し。

正當防衛の法理上の解釋に依れば急迫不正の侵害に對し、自己又は他人の權利を防衛する爲め已むを得ざるに出でたる行爲は之を罰せざるの意義を有す、即ち一國の權利が侵害せらるる時は國家は國際法規若くは國際慣習に依りて之れが保全に勗む可きものなるも、其の侵害にして急迫せる場合には直接反撥的活動として實力に訴へて防衛行爲に出づるを得べきなり。國家は一個人と等しく他國の權利利益を不法に侵害せざる限り自由手段を以て其の存立を維持し、發達を圖るの權利及義務を有す。從て其の生存維持の爲め必要あるときは例外として他國の獨立權を侵害することを得べきなり。然れども一個人の正當防衛は狹義に解釋せられ國家の權力が保護する能はざる程度に緊急狀態に陷りたるとき正當防衛權を援用し得べきに反し、國家間には上長權力無きのみならず、一度其の危險に陷るときは再び回復する能はざるが故に、假令其の危險が目睫に逼り來れる場合に限らず、自國が認めたる將來危險に瀕すべきことを認めたる場合には直ちに正當防衛即ち自衛權を行使し得べきなり、從て狡猾なる交戰國は自國の危險が逼迫せるを以て自衛權を行使するものなりとの口實の下に往々國際法及び條約を破毀すること無きにあらず。

歐洲戰爭に於て獨逸が佛國侵襲する危險ありとの口實を以て能動的に白耳義中立を侵害したるが如き之なり。獨逸は之を以て當時佛國が白耳義領土を通過して獨逸に侵入するの形勢に在りて若し一朝佛軍にして進擊し來らば、八方に敵を受くる獨逸は之れが爲めに極めて窮地に陷る可きこと明白なり。換言すれば獨逸は緊急狀態に陷りたるを以て自衛權の發動に依り白耳義に侵入し、自ら攻勢を執るの已むを得ざりしなりと主張せり。更に獨逸の抗辯する所に依れば獨逸は一步讓りて佛國が自國に侵入したる後佛國の中立侵犯に對する抗議を提起するも何の效力あ

らん。獨逸は再び回復する能はざる致命傷を受くるに至る可く、之れ緊急狀態に在りしことの證明にあらずやと。又白耳義は數年來親佛英政策を執りて獨逸を疎外し、國内の諸要塞は獨逸が將來中立侵犯を行はんことを豫想して築造せられたるものなり。加之白耳義は英國と軍事協定を締結して既に永世中立たるの義務に反し、自ら中立違反の行動を敢てせり。又戰爭勃發數週間前より佛國將校は白耳義の要塞に入り、白國軍隊を指揮し祕密裡に佛國軍の進擊に便宜を與ふる等獨逸の存立を威脅すること多きに徵し、白耳義が佛、英兩國方面に對する中立防護の力無く、又意志無かりしこと明かにして之れ獨逸が白佛に對し中立條約を破りて緊急狀態に必要なる行動を執るの權利ありと主張せり。然れども獨逸の眞意を解剖すれば戰爭の場合に當り攻勢に出て速に敵に對し第一擊を與へんとするに在りて、白耳義侵入を豫定の作戰とも看做し得べく、決して必要急迫せるものに非ず。若し獨逸が白耳義の中立侵害に就き自衞權の行使なることを主張せんと欲せば、獨逸が戰鬪行爲を開始するに先立ち佛國軍隊が白耳義國内を通過して獨逸に向け進擊し居り、且獨逸の生存上急迫せること、及び白耳義が其の中立權を防護するの力に乏しかりしことを明白に立證せざるべからず。然るに獨逸の辯明は實際上緊急狀態に陷りたること

を立證する無く、單に假想を根據とせる薄弱の論鋒と謂はざるを得ず。顧ふに獨逸は當時自衞權を行使せざるべからざる程度に急迫せるものに非ず。何となれば英國外相「グレー」(Grey) 卿が七月三十一日佛獨兩國に向ひ、白耳義中立の敬重に對する意見を求めたるとき、佛國は直ちに他國にして若し白耳義の中立を侵犯するに於ては自衞上必要の措置を執るの已むを得ざることあるべしと雖も、他國にして其の中立を侵犯せざる限り、佛國も亦之を敬重す可き旨を答ふると同時に白耳義政府に對し亦同一の通告を發したるに徵し、當時能動的に白耳義に侵入するの意思無かりしや明かなり。反之獨逸の態度は徹頭徹尾曖昧にして、其の軍事的策略を暴露するの虞ありとの口實の下に明答を避けたるに鑑み、最初より白耳義侵入を以て其の作戰と爲したるものにして、獨逸は白耳義中立の侵害を以て自衞權に藉口する能はざるや自明の理なり。約言すれば獨逸は佛國との開戰に當り、白耳義國領土に戰略上の道路を求めたるものにして、其の中立侵害は豫定の行動に外ならず。即ち白耳義中立侵害の動機は軍事的利益に胚胎し、決して軍事上避く可らざる必要に逼りたるに非ず。斯くの如く國家が緊急狀態に基く必要主義を引用して、他國に對し能動的攻擊を開始し國際法を蹂躙するも妨げなしとせば、總ての行爲を以て緊急狀態に基く必

要と稱し得べく、戰爭に當り國家が自己の行爲を正當なりとする點に於て結局實力にのみ歸著し、獨逸軍國主義の主張するが如き、力は國家生活の要素なりと謂ふ暴論に到著すべきなり。「ウエストレーキ」博士の所謂軍事上の必要に非ずして成功上の必要に基く自衞權の行使は國際法上擯斥すべきものと謂はざるべからず。

要するに歐洲戰爭に於ては戰數、戰時復仇及び自衞權の三問題が互に混淆錯綜して戰爭法規違反の事實を多からしめたること疑無し。是れ歐洲戰爭中最も顯著なる點なるを以て各種の國際問題を審査考究するに當り常に留意せざるべからざる所なり。

第三章　開戰原因論

第一節　總論

歐洲戰爭は振古未曾有の大事變にして、其の淵源する所や遠く且複雜を極め決して一時的の利害牴觸又は政治的の感情疎隔に職由して勃發せるものに非ず。從て區々眼前の事實を捉へて眞相を捕捉する能はざる可し。寔に普佛戰爭以來の過去半世紀間に於ける國際政局の大勢が產出したる大禍亂なり。されば玆に國際法上並に國際政策上の見地より開戰の原因を檢察し、一般原則を討究し、以て忌憚無き批評を試むるは必ずしも無用の努力に非ざる可きを信ず。

凡そ國家は自主獨立なるを以て、他國の干涉を受くること無く、內外に對し自由の行動を爲すの權利を有す。從て國家が國際團體の一員として利益を增進し、福壽を確保せんとするに當り、國家相互の利害に衝突を來たし、感情の疎隔を生じ、權利義務の見解を異にし、以て國際紛爭を釀すことあるは自然の趨勢なり。而して斯る紛議は時に紛爭當事國間の外交談判又は第三國の周旋、居中調停若くは仲裁々判等に依りて解決せらるることありと雖も、元來國家は各自主獨立權を有する關係上、容易に他

國の容喙檢制を許さず、殊に紛爭の性質上國家の重大なる利益若くは名譽に關係を有する場合には假令對手國に於て強壓手段を講ずるも容易に其の主張を撤回すること無かる可く、結局係爭國は相互に兵力を以て雌雄を決し、其の要求の貫徹、權利利益の防護に努むるに至る可きなり。茲に於てか國家間に戰爭なるものを生ず。而して國際公法に於ても戰爭は國際紛議を解決する最後の手段として之を容認し、唯だ戰爭の普遍的目的たる敵の戰鬪力を減殺し、自國の要求を貫徹する以外の慘酷手段を回避せんが爲め、許多の法規を設定するに過ぎざるなり。從て國際公法は戰爭を惹起するに至りたる原因如何を問ふこと無く、又戰爭の原因の正當なりや否やを論せず、單に其の戰爭を遂行するの方法及び行爲の規則を論究するに在り。

古來戰爭の原因は多種多樣にして一定する所無しと雖も其の根源に遡れば人類の增殖竝に社會の進步に歸せずんばあらず。凡そ人類は文明の域に達するに從ひ、慾望增進し、人口增加し、漸次生存競爭の激甚を加ふるに至れるは自然の歸著なり。而して人類は個人としてよりも民族、若くは國家として團體的威力に依り安寧を確保し、利益を增進せしめんとする傾向あり。輒ち國家又は民族の利害若くは思想感情の衝突に依り、或は斯る團體の權利を侵害し、又は侵害せりと思惟する場合に於て

戰爭の惹起することあるを免れず、要するに戰爭の原因を列擧し之を盡すことは頗る至難の業と謂はざる可らず。

戰爭の原因を正當なるものと不正當なるものとの二種に區別し、正當の原因に依り惹起せる戰爭を正當戰爭と爲し、不正當なる原因に依るものを不正當戰爭と爲すものあり、然れども由來戰爭なるものは各種の複雜なる原因に依りて惹起し、往々眞正の原因は隱蔽せられ、表面に顯はれたる理由は單に一の口實に過ぎざることあるを以て、其の正當不正當を甄別し難く、又一方交戰國の正當と爲す戰爭も、他方交戰國の見地よりすれば全然不正當なる戰爭と認むる場合なきに非ず。假令正當不正當の原因を法律的意味よりのみ判定する場合に於ても、現今の如く國際法規の不完全なるのみならず、各學者に依りて學說を異にするに於ては、戰爭の原因を國際法上の正當不正當に依りて決定せんとするは到底不可能のことに屬す。斯くの如く國家は戰爭を行ふの自由を有すと雖も如何なる理由の下に於ても開始し得べきものに非ず。若し一國が憤怒に驅られ、或は野心を逞ふせんと欲し、若くは根據薄弱なる主張を貫徹せんが爲め、他國に對し戰を挑む場合には、國際道德竝に國際禮讓に反するのみならず、國際法上の義務を無視し、列國の均勢を破壞するものとして他國は之を

批議論難するに至る可く、其の爲め斯る國家は國威及信用を失墜し、且他國は之を以て正當なる干渉の理由と爲すに至る可きなり。或る學者は戰爭の原因及び目的より戰爭を分類して攻擊戰爭、防禦戰爭、宗教戰爭、政治戰爭、王朝戰爭、民族戰爭、革命戰爭、統一戰爭、獨立戰爭、征服戰爭、干涉戰爭、復讐戰爭及同盟戰爭等と爲すものありと雖も、結局戰爭自體の性質を說明するに過ぎざる結果を生じ、且戰爭は決して一原因又は一目的を以て開始せらる可きものに非す。換言すれば數種の原因若くは幾多の目的の互に混淆するのみならず往々にして眞原因は隱蔽せられ、表面に表はれざることあるを以て、戰爭の種類を列擧するは却て正鵠を失し、且無意味の努力に終ることあるを免れず。而して戰爭の原因及び動機とも看做し得べきものを概括的に類別すれば次の如し。

第一　殖民地(屬領地、隷屬國、保護國、勢力範圍、租借地、保護地、背後地等)の欲求。

第二　國家間に於ける名譽、利害、主義、感情の牴觸。

第三　國際條約の履行。

第四　國際自衞權の行使。

第五　救濟賠償の要求。

第六　弱小國若くは民族の保護。

第七　國家的獨立又は統一の完成。

第八　革命運動の破摧。

第九　宗教自由の確保。

第十　國內政策の運用。

第十一　經濟的若くは政治的特權の要求。

第十二　國家的復仇手段。

此の外戰爭の原因とも看做すべき國際紛議の發生することありと雖も重要なるものに非ず。

凡そ戰爭は國家間の兵力に依る爭鬪なるを以て、平和關係を杜絕するの意思無き單純なる出兵、即ち兵力を以てする脅威手段は必ずしも戰爭と稱する能はず。然れども其の主張にして貫徹せざる場合には兵力に依る爭鬪の惹起するに至る可きを以て、斯る出兵は戰爭行爲と相距る遠からずして、其の差異は一髮の間に在りと謂はざるべからず。例へば平時復仇、船舶の出港停止又は平時封鎖の如き之なり。而して是等の原因は單獨にて開戰の理由たることあり、又數種の原因が混淆複雜して戰

爭を惹起せしむるに至ることありて一定する所無し。古來戰爭の多くは其の原因最も複雜を極め交戰者雙方に於てする戰爭開始の宣言中には互に對手國に於て自國の權利を蹂躙し、開戰の已む無きに至れることを宣明するありと雖も、其の裏面を窺ふときは、却て權利の問題に非ずして、利害感情の衝突其の他の事情の伏在することと無きに非ず。殊に戰爭の眞原因は開戰の口實と混淆することあり。苟くも國家が他國と開戰する場合には不正當の原因なりとも、何等か正當らしき證言の下に行ひ、又戰爭を行ふに當り多くは眞原因を隱匿して、正當の口實的原因を公表するを常とす。加之國家間の戰爭避く可らざる狀態に陷るも當時の事情にして不利なるときは、開戰を延期して正當なる口實を發見次第干戈を執ること無きに非ず。即ち老練なる政治家又は外交家は假令開戰の必要あるも、國內に於ける輿論に鑑み、又對外關係を考慮し、戰機の熟するを俟ち始めて戰爭を開始するに至る可きなり。從て戰爭の眞原因は一定の期間世上に知らるること無く、單に口實的原因のみ流布せらるるが如きこと稀しからざるなり。

戰爭開始の原因は單純なるあり、複雜なるありて一定する所無しと雖も、結局何等かの理由ありて惹起するものなり。即ち開戰の原因は開戰の理由に一致す、而して戰爭開始の原因中、開戰の宣言中に明言せる表面上の理由は往々裏面の眞正なる理由と異なることあるを以て戰爭の眞動機を捕捉するは頗る難事と謂はざるべからず。況んや國際關係は虛實表裏の轉變限り無く、權謀術數の妙を極め、且材料の如き故意に湮滅さるる場合多きに於てをや。從て歷史家は國際政策の既往を探究し、現在を考察し、以て將來如何に成行く可きやを洞察するの識見あるを要す。然る後に於て甫めて眞正の原因を捕捉し得べきなり。殊に戰爭中交戰國は大抵自國の開戰理由を隱匿し、單に口實を以て表面を粉飾するが故に如何に慧眼なる史家と雖も眞正の理由を探究する能はざる可く、戰後に至り時日の經過と共に漸次明瞭を加ふるに至る可きなり。從て國際法上開戰の理由に就き其の是非を論評するは事實の明瞭を加へたる後に非ざれば到底滿足なる斷定を下す能はざるべし。然れども事實の明瞭すると否とに拘らず總て戰爭の原因として通有なる可き事項を詳論すれば次の如し。

第一　殖民地(屬領地、隷屬國、保護國、勢力範圍、租借地、保護地、背後地)の欲求。

人類は生存競爭の激甚を加ふるに從ひ、互に融和協調する能はざるが如く、人類團體たる民族及國家として亦利害感情意思の衝突を來たし、紛爭を惹起することあるを免れず。即ち民族若くは國民の發達進步は自から他の民族國民と競

爭を誘起し、竟に戰爭の原因たるべきものとす。人口の間斷無き增殖は國家をして他國領土の併合、殖民地の獲得を促し、若し平和手段に依り其の目的を達する能はざる場合には勢ひ武力に訴へざるを得ず。而して國家が殖民地を獲得せんとするに當りても殖民地の內容如何に依りて其の趣を異にす。玆に國際法上竝に國內法上殖民地を分類すれば屬領地、隷屬國、保護國、勢力範圍、租借地、保護地及背後地の七種と爲す。

(一) 屬領地 (Dependency) とは一國版圖の一部にして領有國家は對外對內の全主權を之れに行使し得べきものなり。而して該土地が文明の域に達せるものなると、森林廣野の未開地なると、將又住民の文明人なると否とを問はざるなり。例令ば我國に屬する朝鮮、臺灣、樺太の如き又英國に屬する印度、濠洲、加奈陀の如き之なり。

(二) 隷屬國 (Vassal State) とは他國の主權に服從する國家を謂ふ。從て隷屬國は完全なる獨立國に非ずして一定の範圍に於て、國際法上の能力を有するものなり(歐洲戰爭前土耳其の隷屬國たりし埃及の如し)又全然國際法上の人格を認めざるものあり(印度土人國の如し)、而して隷屬國に對し最高主權を有する國家を宗主國 (Suzerain State) と謂ふ。

(三) 保護國とは他國の保護の下に在りて特定の事項に關し、任意に對外又は對內主權の行使を一時他國に委託し、又は他國より制限を受くる國家を謂ふ。例へば我國が併合せる以前の朝鮮、及英國に併合せらるる前の南阿共和國の如き之なり。

(四) 勢力範圍 (Sphere of Influence) とは一國が他國と條約を締結し、又は單獨の宣言又は通告に依り、他國の領土の一部若くは無主の地域を將來自國の殖民地又は保護地と爲さんとする目的を以て、土地の範圍、即ち其の限界を約定し、締約國間は互に其の抽象的定線以內に於て權力を揮ひ、利益を占むると同時に、同境界線以外に對しては自國の勢力を之に及ぼさざることを約定するものを謂ふ。例令ば英國が千八百九十年獨逸と、千八百九十一年葡萄牙と、千八百九十四年伊國と、千八百九十八年佛國と、阿弗利加大陸の東部及中部に於ける勢力範圍の境界を決定せる協約の如き即ち之なり。

(五) 背後地 (Hinterland) とは海岸の土地に對しては分水界迄に及び、又其の左右の境界に就きては河川あるとき

其の河川流域の全體に及ぶと爲すものなり。而して背後地と勢力範圍とは相似たる如しと雖も、背後地は一定の占領地域を基礎とし、其の周圍の未占領地域に占領の效果を及ぼさんとするに反し、勢力範圍は全く占領に關係無き地域に領土權を及ぼさんとするものなり、然れども其の未だ實力を以て占領せざる地域に假設的領土權を設定せんとするに至りては二者同一なり。

(六) 保護地(Protectorate)とは國家が之を先占したるに非ずして單に土人の酋長又は土人團體と契約を結び、該地域及人民を文明國の保護の下に置くことと爲し、其の地方及人民に對する列國關係は總て保護國の手に於てし、其の內政は土人の酋長又は其の國王に一任し、漸次に本國の監督及權力を之に扶殖して遂に純然たる領土と爲すに至らしむるものを謂ふ、而して保護地は保護國と其の性質上同一のものに非ず、前者は事實上本國の領土と擇ぶ所無きに拘らず、後者は各別なる國家間の關係なりとす。例令ば英國が千八百九十年に「ザンヂバル」を保護地と爲し又佛國が千八百八十六年安南を保護地と爲したるが如き之なり。

(七) 租借地(Leased Territory)とは一國が他國の膨脹を索制して平和維持の保障を作り、且海外に於て國力發展の根據地を得る目的を以て他國領土の一部を占領し、之を統治するものなり。即ち其の性質は一種の條件附領土權なりとす。其の條件の主要なる特徵は占領に年限を附し、租與國は表面上主權を保留し、租借國は其の條件の範圍內に於て殖民的經營に從事するものなり。佛國の廣州灣、日本の遼東半島、英國の威海衞に於ける租借の如き即ち之なり。惟ふに領土の租借は割讓に非ず、又委任統治にも非ずして一種の國際地役なりとす。一部の學者が實際の效力上領土割讓に外ならずと論ずるは純然たる法理論に非ずして、各自國の權利を保護し、將來租借地を全然領有に歸せしむ可き伏線を設くるものにして、一の政策論に外ならざるなり。領土租借の問題の甫めて國際間に顯はれたるは千八百七十八年の伯林條約及千八百七十九年の墺、土條約の結果、墺洪國が土耳其領に屬する「ボスニア、ヘルチエゴヴィナ」二州の管理權を獲得したるときに存す。又千八百七十九年英國も土耳其より「サイプラス」島の行政權を取得したることあり。其の後の歐洲列强は東洋の利權を獲得せんが爲め千八百九十七年

支那より獨逸は膠州灣を、露國は關東州を、佛國は廣州灣を、英國は威海衞及び九龍灣を租借したることあるは尚ほ我國民の耳目に新なる所なり。而して我國は日露戰爭の結果露國の關東州に於ける租借權を繼承し、千九百十六年日支協約に依り、租借期限二十五箇年を九十九箇年に延長したるが如き之なり。以上列記せる方法は究極する所、強國が新領土を獲得し、之を殖民地たらしめんとする手段に過ぎず。歐洲大戰前の獨逸帝國が採用せる殖民政策は他國又は未占の領土を獲得し、其の過剩人口の捌け場としての殖民地を欲求せるなり。最近獨逸の人口增加は驚く可きものにして、千八百八十年より千九百十年に至る間の人口は四千五百萬より六千五百萬に增加し、其の期間に於ける移民は實に貳百萬の多數に達せり。斯る趨勢に在るを以て獨逸が領土擴張を熱望すること甚しく、其の目的を達せんが爲め軍國主義に基く世界政策を執り、竟に歐洲戰爭の素因を爲すに至れるものなり。

第二　國家間に於ける名譽、利害、主義、感情の牴觸。

晩近國際關係は社會交通の頻繁に赴くに從ひ、益々複雜の度を加へ來り、一國の

十進一退は直ちに他國に影響を及ぼすに至れり。從つて國家間に於ては時に利害の牴觸を來し、感情の衝突を生じ、名譽若くは主義の見解を異にし、國際紛爭を滋からしむるは自然の現象なり。更に小國が世界的列强の伍班に列せんとする野望竝に皇帝若くは大政治家が其の國內に於て勢力を擴張せんとする野心等の名譽的原因に基き戰爭を開始したること無きに非ず。

第三　國際條約の履行。

開戰の理由中戰爭を惹起せしめたる國家間に止まらず、其の紛爭に關係無き第三國が交戰國の一方に加擔して戰爭の渦中に投ずることあり。輙ち第三國が一方交戰國と戰爭前に於て豫め締結せる攻擊同盟、防禦同盟、又は攻守同盟等の如き同盟條約に基きて其の義務を履行せんが爲め戰爭に參加するものにして、古來其の例頗る多し。然れども同盟條約を締結せる國家の一が戰爭を開始せるとき、他の同盟國が如何なる場合に於ても該戰爭に加擔す可き義務ありや否やは議論多き所なり。勿論該同盟條約の內容如何に依りて其の去就を決す可きものなりと雖も、該戰爭にして正當且適法なる場合に限り、之れに參加する義務ありとし、又其の正當且適法なりや否やは各同盟國に於て判定するの外な

し。從て一方交戰國の同盟國は必ず其の戰爭に參加す可きものに非ざるを以て、同盟國が戰爭に與みしたる場合に始めて敵對關係を生ずるに至るものとす。又或る國家が他國と保障條約其の他の條約を締結したるとき、之に違反する締約國に對し干涉を行ひ、其の外交及內政に容喙し又は斯る條約を保護せんが爲め干戈に訴ふることあり。

第四　國際自衞權。

國際自衞權とは國家の獨立及び安全を保護する必要上、國家又は其の臣民の危害が切迫し、他の方法を執るの遑無き場合には自衞に必要なる程度を超えざる範圍內に於て、他國の主權を侵害して之を排除し、又は豫防するも妨げ無しとする非常權なり。而して今日國際法の是認する自衞的行爲は、之を自衞權の發動と干涉との二種に分類するを得べし。自衞權は自衞の爲めに自から國家の實力を版圖外に使用する場合、即ち國家の存立に直接の危害を加へ且切迫せるものに對し、自ら强力を加へて之を排除するを意味し、又國家の存立に直接の危害を加ふる無く、或は危害切迫の程度が目睫の間に在らざるも重大の危害あること明瞭なる場合に於て、之を豫防する爲め自ら實力を使用し得べき權能を指示

するものなり。

干涉とは一國が他國の意思に反して其の內治外交に付强制的に自國の意見を貫徹せしむることなり。從て一國が他國の依賴又は同意の下に他國の內治外交に關與するは、干涉に非ずして之れ協力に屬す。又干涉は性質上强制的なるを要し、强力又は强力的威迫を爲すに非ざれば干涉と謂ふ能はず。本來國家は自主獨立なるを以て、非干涉を原則とすべきものなりと雖も、唯だ自衞權に基く干涉のみは國家の存立上例外として是認すべきものとす。總て自衞に出づる干涉は國家當然の權利にして、其の干涉は當初より兵力を以て之を實行し得べく、又外交上干涉の結果としては戰爭をもし得べきや自明の理なり。然れども其の干涉を爲すの事由として自國に及ぼす危害は、自國の安寧若くは利益に直接且重大なるを必要とし、他國の行爲不行爲に結果するものに非ざる場合には之に干涉する能はざるものなり。從て自衞權の發動に依る場合を除く以外の干涉は不法なりと謂はざるべからず。輒ち一獨立國が他の獨立國に對し其の意思に反して干涉を行ひ得べき場合を擧ぐれば次の如し。

一　自國の安全竝に利益に直接の危害を及ぼすを回避せんとする場合。

二　一國が不法に他國の內政又は外交に干渉する場合に於て第三國より其の不法の干渉を阻止せしめんが爲めに行ふ場合。

三　獨立國が人道に反して國內の異宗教徒或は他國人を虐殺酷遇する場合。

四　獨立國が其の國內に在留する他國民を保護する能はざる事情の惹起せるとき、其の在留民の本國に於て自から之を保護せんが爲め干渉する場合。

反之干渉の理由と爲すに足らざるものは次の如し。

一　信教の自由を確保せんが爲めの干渉。

二　國內均勢を維持せんが爲めの干渉。

三　政治主義若くは危險思想の傳播を抑壓せんが爲めの干渉。

四　他國の法令又は政體が自國に危險なりとの理由を以てする干渉。

五　國際法若くは正義の違反に對する干渉。

是等の理由の下に他國の內政若くは外交に干渉するは不法なり。

第五　救濟賠償。

國家又は其の人民が他國に於て物質的若くは精神的の損害を受けたるとき、其の損害を塡補し、補充する爲め救濟賠償を要求し、其の容れられざる場合に兵力を使用して威迫し得べきや否やは議論多き所なり。國家自身が他國より損害を受けたるときは國家は自主獨立なる以上外交談判に依りて賠償を請求し得べく、又他國にして其の要求を容れざるに於ては干渉に訴ふるを得ること勿論なり。然れども國家は其の人民の受けたる損害に付、人民の苦情を政府に於て採用し、之を外交談判と爲すと否とは全然政府の意思如何に屬し、當時の事情に依りては、加害國に要求せざるの自由を有す。契約上の債務回收の爲めにする兵力の使用の制限に關する海牙條約に於ては、一國の政府に對し、他の一國の政府が其の國人に支拂はる可きものとして請求する契約上の債務を回收する爲めに兵力に訴へざることを規定せり。從て本條約に依り國人の外國政府に對する契約上の債權の保護を理由として開戰する能はざるものとす。

第六　弱小國若くは民族の保護。

現今の國際關係は總て國民的利害に依りて處理せられ道義心の缺乏するが如き行動多しと雖も、亦人道竝に正義の見地より弱小國竝に同民族を保護し、以て國家的發達を遂げしめんとする崇高なる理想の發露すること無きに非ず、然れ

ども此の觀念は往々自國の利害より打算せる人道正義の表明にして、單に外面を粉飾する一の口實に過ぎざることあり。歐洲戰爭の策源たる巴爾幹諸國の民族は主として「スラヴ」族に屬し露國民と同一民族なるを以て、露國は同種族に對する同情心に富み、又巴爾幹諸國の同情を煽動するに努め、以て獨、墺兩國の巴爾幹政策を阻害せんとせり。更に露國は國家的利害の上よりするも、同民族たる諸國を援助し、之を忠實なる盟邦と爲し、竟には「スラヴ」族の諸國を統一して一大强國を建設せんとする所謂汎「スラヴ」主義を把持し居たり。從て墺、塞事件の勃發するや、露國は「スラヴ」民族に屬する塞爾維に同情を寄せ、墺洪國が塞國に對し苛酷なる要求を提出したるとき、巴爾幹諸國に對する威嚴上、又自國の利害の上より之を默視する能はず、竟に塞國の爲めに墺國に對して干戈を執り又獨逸に宣戰し、歐洲の大禍亂を釀すに至れるが如き其の著例なりとす。

第七　國家的獨立又は統一の完成。

殖民地が母國に對し、又被保護國が保護國に對し、其の羈絆を脫して獨立せんが爲めに干戈を執りて奮起する場合、若くは國內の權力分裂せる國家が其の統整を完了して一主權の下に國家的統治を行はんが爲め兵力を用ふることあり。

千七百七十七年北米合衆國が英本國より獨立したるが如き、又希臘が土耳其の政治的壓制及び宗教上の束縛より遁れんが爲め叛旗を翻へし竟に千八百三十一年に於て獨立を完成したるが如き之なり。

第八　革命運動の破摧。

一國の主權者若くは政府の威令地に墜ち、施政上の權威を失ふに至りたる場合に、國民の一部が互に對抗し又は主權者及政府に對して干戈を執りて起つが如き內亂の惹起せる場合に政府が之を鎭壓せんが爲めに兵力を動かすことあり。千七百八十九年に勃發したる佛蘭西大革命は政府の威力足らずして竟に革命を成功せしめ、又大正元年の支那の革命に於て清朝顚覆し、中華民國を建設したるが如き適例なりとす。

第九　宗教自由の確保。

一國が其の國內の異宗教を壓抑せる場合に於て、信教の自由を得んが爲め叛亂を企つることあり。現今世界の各國は概して信教の自由を與ふるを以て原則とするが故に、宗教戰爭を惹起することを尠し。然れども歐洲に於ては第十一世紀より第十三世紀に亘り、十字軍の戰爭ありて許多の人命を損し、又第十七世紀、

に於ける三十年戰爭の如き著名なる宗教戰爭と謂ふを得可きなり。

第十　國內政策の運用。

國家の元首若くは政府が國內の動搖せんとするに乘じ、民心を他に轉換して其の間に統整の實を擧げんが爲め、他國に戰を挑むことあるは歷史の證明する所なり。假令ば千八百五十二年「ナポレオン」三世が帝位に即くや、熱心に國內の秩序恢復を企圖し且「ナポレオン」一世の故智に倣ふて外戰に赫々たる功績を顯はし、人心を其の方面に轉向せしめ、依りて以て民意を收攬せんと欲し、始め「クリミ」戰爭に英國と同盟を結び、土耳其を援助して露國に開戰し、次に伊太利統一戰爭に當り「サルヂニア」王を援けて墺地利に宣戰し、又墨西哥遠征を企てて敗北し、更に普佛戰爭を開始して大敗し、竟に帝位を去るに至れる如きは著名の事實なり。

第十一　經濟的若くは政治的特權の要求。

強國が自國の勢力を伸張し、利益を增進せんが爲め、弱國に對し政治的若くは經濟的利權を要求して其の國家又は他の國家と葛藤を生じ、竟に干戈に訴ふることあり。晩近世界の列強は其の膨脹政策を執るに當り、成る可く抵抗力尠き弱小國に對し縝密に財政的援助若くは產業開發の名義を藉りて權義の設定を要求し、時に脅嚇的手段を以て鐵道敷設權又は礦山採掘權を强求し、最も露骨に利權の割與を促したるの例に乏しからず。假令ば千八百六十九年以來英、佛兩國が埃及に於て利權を獲取せんとし、副王の迫害に遭ふや英國は千八百八十二年埃及の「アレキサンドリア」港を砲擊して埃及の統轄權を獲得したるが如き之なり。又千九百十一年の伊土戰爭は伊太利が「トリポリ(Tripoli)及「バルカ」(Barca)地方に利權を獲得し、其の國民をして企業を行はしめたるに、土耳其は之に妨害を加へ、妄りに伊太利人を排斥したるを以て伊太利は自國の威嚴と利益とを保護せんが爲め、土耳其に對し開戰せるものなり、晩近列强が支那の窮境に乘じ、各種の政治的若くは經濟的利權を要求し、互に暗鬪競爭を逞ふし、恰も飢虎の腐肉を爭ふが如かりしが幸に兵力に訴ふること無くして危機の去りたることあり。

第十二　國家的復仇手段

國家が過去に於て他國より壓迫を受け、又は戰敗したることあるに原因して其國民の遺恨を藏するに至り、機會を窺ふて復讐的に開戰し昔日の深怨を雪すことあるは歷史上屢々散見する所なり。歐洲戰爭に於て佛國が獨逸に對し宣戰

したるは露、佛同盟の信義を敬重したるに因る可しと雖も、一面に於て千八百七十年の普、佛戰爭に由來する怨恨も亦動機となりて戰爭に參加せるものなることを看取す可きなり。

第二節　歐洲戰爭の原因

第一款　墺、塞兩國の開戰

歐洲戰爭は各交戰國に依りて開戰に至る迄の原因竝目的を異にし且根蒂極めて深く、紛糾錯雜を極むるを以て容易に其の眞相を捕捉する能はず。然れども過去半世紀間に於ける國際政局の推移より判斷して三大原因に大別することを得べし。即ち第一は「スラブ」民族の盟主たる露國と「ゲルマン」民族を代表せる獨、墺兩國との巴爾幹半島に於ける年來の角逐に在り。過去半世紀前より東歐「スラブ」諸國が覺醒するに至るや、露國の後援を賴み汎「スラブ」主義を標榜して權義利益を得んとし、又「ゲルマン」民族は獨逸の勢威に刺戟せられて汎「ゲルマン」主義を主張し、普魯西軍國主義竝に、世界政策を援用して國外的發展を企圖し、兩者互に頡頏するに至りしが故なり。第二は獨、佛兩國の反目嫉視にして、佛國は普、佛戰爭の結果割取せられたる「アルサス、

ロートレン」二州に對する綿々の深怨を藏し、數十年來復仇の機會を覗ふて已まざりしなり。第三は英、獨兩國間の疎隔に在り。獨逸は其の將來を以て海上に在りと爲し、殖民地の保護竝に國際貿易の安全を得んが爲め千八百九十七年以來海軍擴張を斷行し、將に英國を凌駕せんとする海軍競爭熱に基因す。而して現戰爭の直接誘因とも看做す可きは墺國皇儲暗殺事件なり。墺、塞事件の眞相を究むるに、墺洪國は千九百九年二月二十六日の墺、土條約に依り「ボスニア、ヘルチエゴヴィナ」二州を併合して以來、地理上の天惠的位置を利用し、常に巴爾幹半島の經略に努むると同時に、該二州と密接の利害關係を有し、且民族を同ふする塞爾維及び黑山國に對し常に警備を怠らず、專ら脅威的政策を以て之に當れり。而して其の政策を應用する一端として、墺洪國は千九百十四年六月二十五日より三日間「ボスニア」州に陸軍大演習を擧行し、塞爾維を假想敵と爲して墺國皇儲「フエルヂナンド」太公之を統帥し、示威運動を行ひたるが、該演習の終了後太公は同州の首府「サラエヴオー」(Serajevo)に於て兇漢の投じたる爆裂彈に中りて薨去せり。其の兇漢は現場に於て捕縛せられ、吟味の結果「ガブリロ、プリンジプ」(Gabrilo Princip)と稱する青年にして、塞爾維種族に屬し、且正教を奉する「ボスニア」州民なりしなり。而して同兇漢の自白に依れば、同志數名と倶に祖國塞爾維の發展

を囮害せんとする墺洪國皇太子を除かんと欲し、塞國參謀本部附陸軍武官に面會して希望を陳述し、其の紹介を以て兵器廠の官吏より爆裂彈及短銃を貰受け、兇行に及びたること明瞭せり。茲に於て墺洪國政府は右の兇行事件を以て塞爾維の陰謀に關係あるものと爲し、且犯人は政治上の目的竝に大塞爾維主義の爲めに行動せるものと認定したり。從て墺洪國政府は兇變後二十六日間を經過せる七月二十三日午後六時に至り、突如として最後通牒の意味を有する十箇條の要求を塞國政府に提出したるが、其の內容は最も豪慢且脅嚇的の語辭を以て充滿し、四十八時間以內に其の無條件應諾の回答を促せるものなり。即ち墺洪國政府の要求條件は次の如し。

一　塞國政府は墺洪國に對する反感及び侮辱を挑發し、且墺洪國の領土保全を脅害するが如き總ての公示を一切禁止すべし。

二　「ナロードナ、オドブラーナ」(Narodna Odbrana)と稱する結社を解散し、一切の煽動的の材料を沒收し、尙ほ墺洪國に對する煽動に從事する塞國內の其の他の結社及支部に對しても、亦同一手段に出で、且將來同一性質の結社が再び組織せらるるを豫防せんが爲め適當の措置を執るべし。

三　墺洪國に對する煽動の傳播に有效なる、若くは有效なる可き總ての事項を塞

國各學校敎科書より直ちに除去すべし。

四　反墺洪國的運動の罪跡ある總ての軍人及び官吏を軍事及び行政上の勤務より直ちに免黜すべし。墺洪國政府は其の犯罪の事實と共に是等犯罪者の姓名を塞國政府に通告するの權利を留保すべし。

五　墺洪國の領土保全を脅害する革命運動の鎭壓に關し、塞國に於て墺洪國政府の機關が協同從事するを承認すべし。

六　六月二十八日の暗殺事件の加擔者にして、塞國領土內に住する者に對し裁判上の審問を開始すべし。而して此の際墺洪國政府の代表者が之れに參加するを承認すべし。

七　「サラェヴォー」の兇變に關する豫審の結果連累と看做す可き陸軍少佐「ウォーヤ、タンコジッチ」(Voja Tankosic)及び塞國官吏「ミラン、チガノヴィツチ」(Milan Ciganowic)なる者を迅速に逮捕すべし。

八　國境に於て武器及爆發物を密賣するに對し、塞國官憲が之を幇助するを禁止すべき實際的手段を講じ、又「サラェヴォー」暗殺事件の兇行者に援助を與へ、且其の國境通過を幇助したる點に於て罪跡著明なる「シャバッツ」(Schabatz)及び「ロズニ

カ」(Loznica)地方の護境官吏を逮捕し、之を嚴罰に處すべし。

九　六月二十八日事件後公職に在るを願みず、塞國の內外に於て塊洪國に對し明かに敵意を含める語調を以て述べたる塞國官吏の不都合なる言明に對し、塊洪國政府に辯明を爲すべし。

十　塞國政府は前記各個條の實行に關し、直ちに塊洪國政府に通知すべし。

更に塊洪國政府は此の通牒に附するに「サラェヴォー」事件の豫審調書中、塞國官吏の行動に關する覺書を以てせり。之れと同時に塊洪國外務省は各國政府に最後通牒の內容を公示し且對塞問題に關し如何なる仲裁をも受くることを好まざる旨を聲明し、又塞國駐箚自國公使に訓令を發し、塞國が右回答期限迄に要求に應せざる場合には直ちに「ベルグラード」を引揚げ歸國すべきを以てせり。

凡そ國家間の關係に於て各國は國際公法を遵奉し、他國に對し何等不法の行動を爲す可らざる義務を有するは明かなりと雖も、國家は其の利益を增進し、發達を遂げんとする結果、時に他國の權利又は利益を侵害し、國家間の紛議を釀すことあり。而して國家が他國の安全、名譽及び利益に關する權利を侵害する場合には、其の主權者の行動なると、政府の所爲なると、將又國家の官吏の作爲なるとを問はず、國家は其の責任を負擔し、其の被害國に對し賠償補正を爲さざる可らず。反之國家の人民にして他國の權利を侵害し、損害を與へたる場合に付きては、該個人が他國版圖內に於ける犯行と自國領域內に於ける犯行との二種に分類して論究せざる可らず。一國の人民が他國版圖內に於て犯行ありたるときは、該版圖の管轄國に於て之を逮捕處罰するに委す可きものにして、其の人民の本國は同犯罪に對し、何等責任を負擔す可きものに非ず。反之國家は其の自國內に於て個人が他國の權利を侵害し、又は侵害せんとする場合には、其の犯人の自國民たると他國民たるとを問はず、其の計畫を防止し其の犯行に對し、自國法廷に於て審判を行ひ、其の事實を明かにし、且犯人を處刑して責任を明白にせざる可らず。從て國家が其の版圖內に於ける個人にして、他國の權利を侵害せんとするに際し、之を默過し又は相當の豫防手段を講ずる無く、又犯行ありたる後に於て之を處刑せざるときは、被害國は之を國際問題として救濟賠償を要求し得べきものなり。

塊塞事件に就き塊洪國が其の版圖たる「ボスニア」州「サラェヴォー」市に於て塞國維人の皇儲暗殺犯行ありたるとき、該兇漢を逮捕し、之を維納府に送りて審問を開始し、且證據の蒐集に努めたるは國家の權利として正當の行動なり。然れども事件の探

査を進むるに從ひ、皇儲の暗殺陰謀が專ら塞爾維國に於て畫策せられ、且同國參謀本部に屬する軍人の之れに關係を有したることの事實を捉へ、直ちに四十八時間の回答期限を附し、塞爾維國の主權を侵害するが如き苛酷なる要求を提起したるは頗る不當の嫌無きに非ず。即ち墺洪國の要求條件中、排墺的行動の不正不當なることを國民及軍隊に言明すべきこと、「ナロードナ、オドブラーナ」協會を解散すべきこと、及び塞國に於て行ふ暗殺陰謀犯人の審問に墺洪國代表者を參加せしむ可きこと等の事項は明白に塞國の獨立權を無視せる不法の要求と謂はざる可らず。勿論塞國の官吏たる軍人が該陰謀事件に關係ありたりとせば、塞國政府は墺洪國に對し、充分の責任を負擔するの義務ありとす。從て斯る場合に墺洪國政府は單に暗殺事件に塞國の責任あることを警告し、且自國の不利と思惟する事項に付き、將來の反省を促し、處罰を要求すれば足れり。然る後に於て猶ほ塞國政府が陰謀關係者に對し、充分の探査審問を進むる無く、又處刑を寬にして墺洪國に對する責任を忽諸に附するが如きことありたる場合に至り、甫めて救濟賠償若くは補正を要求し、且復仇手段を講ず可きものなりしなり。

塞國政府は墺洪國の最後通牒に接するや、本事件の解決に付露國の援助を藉らんと欲し、該通牒の內容を呈示すると共に露國の勸告を希望せり。之れに對し露國皇帝は墺塞兩國間の紛爭を抑止せんが爲め、全力を傾注す可きも、萬一不成功に終ることあらば、露國は終始一貫して塞國の運命に無關係ならざる旨を傳へたり。而して露國は墺洪國に對し、塞國政府の回答期限延長を提議したるも、墺洪國政府の之を拒絕するに及び、塞國を指導して墺洪國指定の期限の數分前漸く回答を爲さしむるを得たり。塞國政府の回答の內容は飽迄も謙遜退讓の態度を示し、墺洪國要求の大部分を承認したりと雖も、「サラェヴォー」兇行に關係ある塞爾維文武官の免黜に關する件は墺洪國より證據提供次第承諾することとし、墺洪國官憲をして塞爾維國內に行ふ陰謀暗殺の犯人搜索及審問に立合はしむる事項は條件附にて之を拒斥し、又塞爾維國の官吏にして國の內外に在りて排墺的運動に參加し、且「サラェヴォー」事件に關し排墺的言辭を弄したる者の處分に關する事項も條件附を以て承諾したるに過ぎず。從て墺洪國政府の要求中絕對的に塞爾維が拒絕したるものは一箇條も無かりしが如し。然るに墺洪國は獨逸と打合せの結果、當初より挑戰的態度を執り、塞爾維の回答に對しても十四段に區分したる意見を公表し、塞爾維が墺洪國の要求を故意に曲解し、責任を回避して保障を與ふること無く、專ら自由行動の餘地を保留せんと努め

全然謝意を缺如するものと認定せり。斯くて墺洪國は期する所開戰に在りしを以て、要求全部の無條件即諾を得ざるを口實とし、駐塞墺洪國公使「ギースリングン」男(Giesslingen)をして塞國回答接受の三十數分後に「ベルグラードヲ」引揚げしめ、七月二十八日を以て墺洪國は對塞宣戰を布告し、茲に兩國は交戰狀態と爲れり。然らば何故墺洪國は塞爾維をして最後通牒を承諾せしむるよりも、先づ之れと國交斷絶を冀望したりやと謂ふに、墺塞兩國に蟠れる積年の大懸案を此の機會に乘じて解決し、將來巴爾幹半島に於て、自由自在の經略を行はんとしたるに外ならず。墺洪國の巴爾幹政策は千八百六十六年獨墺戰爭に於て一敗地に塗れて以來、歐洲中原に覇を唱ふるの念を斷つと共に、從來の政策を變更して東方經略に著目したるに由來す。千八百七十八年の伯林條約に依り、墺洪國は從來土耳其領たりし「ボスニア、ヘルチエゴヴィナ」二州の行政權を獲得したりしが、千九百八年十月に至り「ノヴィバサール」地方の擾亂に乘じて該二州を併合し終れり。元來「ボスニア」「ヘルチエゴヴィナ」二州の人民は塞爾維人と同じく「スラブ」民族に屬し、又或る時代に於ては塞爾維に歸したることあるが故に、土耳其の下に壓制を受くるを欲せざると共に、墺洪國の屬國たるを嫌忌し、寧ろ同民族の隣邦塞爾維に合併せられんことを冀望せり。又塞爾維に於ても該二州は將來塞爾維人の膨脹す可き範圍として窃かに豫期したる地方なり。殊に塞爾維の國是は西隣の「モンテネグロ」と合併し、其の境域を「アドリアチック」海に展開して附近の同民族を糾合し、大塞爾維國を建設せんとするの高遠なる理想を有す。之れ所謂大塞爾維主義と稱するものなり。從て墺洪國の「ボスニア、ヘルチエゴヴィナ」二州合併は大塞爾維國を建設せんとするの雄圖を破壞せられたるものなるを以て、官民の激昂甚だしく示威運動盛んなりしが、露國は日露戰爭の傷痍未だ癒えずして充分の後援を與ふる意氣に乏しかりしかば、塞國は獨逸皇帝の仲裁的威喝に遭ふて萎縮し、綿々たる深怨を藏して時機の到來を待つの已む無かりしなり。又塞爾維は同種族を包括す可き大國を建設せんとする希望の外に四面陸地にして海運の便を享受する能はざるを以て、海岸線を欲求すること切實なり。墺洪國は此の弱點に乘じ自國を通過して塞國に至る貨物に對し高價なる運賃を課し、且貨物を停滯せしむるを常とし、塞爾維をして窘窮せしむる方針を執りしかば、塞國は憤慨措く能はず、恰かも千九百十二年に於ける巴爾幹戰爭が塞國側の勝利に歸したるを以て、講和談利の際「アドリアチック」海岸に於て商業港埠に附近の地を獲得せんとする希望を藏し「アルバニア」地方の併合を主張したり。然るに墺洪國も亦同地方に野心を有したりしかば、墺洪國は專ら「アルバニア」の自治

保全を主張し、竟に同地方の人民を煽動して獨立を宣言せしめたり。而して倫敦講和會議に於て、列國は「アルバニア」の獨立を承認し、塞爾維の主張は貫徹する能はず。其の後千九百十三年の「アルバニア」の動亂に際し、塞國は自衞の必要上出兵したるも、亦墺國の脅威的抗議に遭ふて撤兵するの已む無きに至れり。斯くの如く墺國は事毎に塞國の發展を妨害したるを以て、塞國人の墺洪國に對する憤恨は骨髓に徹し、復讐の念を益々增長せしめたるは當然の歸著なり。是等の歷史的奬緣は「サラエヴオー」事件に當り、塞國をして深怨を霽らさんが爲め露國の後援の下に强硬なる態度を執らしめ、墺國も亦塞國に對し再び起つ能はざる迄壓迫を加へて宿年の經略を實現せんと欲し、殊更圓滿なる解決を好まざりしなり。要するに墺塞兩國の開戰は前述せる戰爭の原因の大部分を包括せるものにして、極めて複雜せる關係を有す。

第二款　英、露兩國の居中調停

國際紛議にして係爭當事國間の直接談判に依り解決する能はざる場合に、第三國が仲介を行ふて意思の疏通を圖り、平和的解決を爲さしむることあり。即ち周旋(Good Office)及び居中調停(Mediation)の二方法なりとす。而して此の兩者は其の性質に於て異なる所無く、唯〻仲介の程度如何に依りて區別を生ず。周旋とは紛爭國內の談判に關係せずして外部より一方の申分を聽取し、之を他方に通じて談判を開始し又は進捗せしめて、相互の意思の疏通を圖り、平和的に解決せしむるに過ぎず。然るに居中調停は更に進んで紛爭國の申分に依りて自ら解決案を作成し、談判に介入して紛爭の解決に努力することなり。海牙の國際紛爭平和的處理條約第四條に於ては、『居中調停者の本分は紛爭國の主張を調停し且其の內に惡感情を生じたるときは之を融和するに在るものとす』と規定せり。

周旋及居中調停は紛爭國の依賴に因りて行はるることあり。又周旋國又は居中調停國の自ら發意して行ふことあり。然れども第三國が周旋又は居中調停を提供するも紛爭國は之に聽從するの義務無く、又紛爭國に於て斯る仲介を依賴するも第三國は之に應諾するの義務あるに非ず。更に周旋及居中調停は紛爭國の依賴に因ると、紛爭以外に立つ國の發意に出づるとを問はず、全く勸告の性質を有するに止まり決して拘束力を有するものに非ず。(海牙國際紛爭平和的處理條約第六條)又居中調停中に於ける軍事行動に關し、同條約第七條は規定して『居中調停の受諾は反對の約定あるに非ざれば之れが爲動員其の他戰爭の準備を中止し、運延し、又は阻害する

の結果を生ずること無し。開戰の後右の受諾ありたるときは反對の約定あるに非ざれば之れが爲進行中の軍事行動を中止すること無し』と爲せり。

歐洲戰爭の勃發前に於て英國及露國は墺塞事件に對し居中調停を試み、兩國間の紛議を平和的に解決せんとしたり。即ち墺國政府が千九百十四年七月二十三日午後六時塞國に最後通牒を交付し、四十八時間以内の回答を逼るや、塞國政府は其の内容を露國に呈示して援助を求めたり。茲に於て露國政府は墺、塞兩國の葛藤を成る可く平和的に解決せんと欲したるも、墺國の要求する回答期間四十八時以内にては熟慮考量を爲すの餘裕無く、到底調停の運動を講ずる能はざるを看取し、七月二十四日露國外相サゾーノフ氏(Sazonoff)は墺國政府に對し、塞國回答期限の延長を要求したり。然るに墺國は最初塞國に通牒を發するに當り、獨逸皇帝の指揮を受け斷乎たる決心を有したる際なるを以て同日露國の提議を拒絶するに至れり。

英國に於ても墺國大使より對塞通牒の謄寫を受領するや、其の内容の苛酷にして塞國の獨立權を無視せる暴慢の要求なるを知覺し、成る可く其の條件を輕減せしめ且つ列强の勸告を容るるの餘裕を存せしめんが爲め、又塞國をして充分なる考量熟慮を得せしめんが爲め、露國と全く無關係なる自發的行動に依り獨逸政府に向ひ、塞國の回答期限の延長方を墺國政府に傳達せんことを依賴せり。獨逸政府は最初之を承引せざりしも、英國大使の理義に富める説明に服し、漸く英國の趣意を墺國政府に通報したりしが、墺國は右要求の最後通牒に非ざることを主張し、塞國にして承諾する場合には再び友好善隣の關係を恢復し得べきものなりと稱して英國の提議をも亦拒絶するに至れり。國際法上英國及露國の是等行動を判斷するに、兩國共に墺洪國の塞國に對する要求の苛酷なるを知り、之を緩和せしめたる上相互の意思の疏通を圖りたるに過ぎずして、固より英、露兩國は紛爭國間の談判其のものに關係すること無く、外部より平和的の解決を助けんとしたるものとす。從て英、露兩國の行動は純然たる周旋に屬するものなり。

英國政府は前述の如く周旋に依り墺、塞事件を圓滿に解決せしめんと努力したるも、墺國政府の拒絶に遭ふや更に同事件に直接關係無き列强の居中調停に依り、時局の難關を解決せんと欲し、七月二十五日獨、墺、伊三國に駐箚する英國大使に電訓を發し、各駐箚國政府に諮り、英、佛、獨、伊四國の調停會議を倫敦に開催せんことを提議せしめ之れと同時に墺、塞、露三箇國に駐箚する英國使臣に對しては右會議の終了するに至る迄暫く戰爭行爲を延期せられたきことを要求す可き旨を訓令したり。此の提

議に伊、佛兩國は直ちに贊同を表し、又露國も七月二十八日露、墺兩國間の直接會商の提案が墺國に依り拒絶せられたる後之れに贊成し來れり。然るに獨逸は英國の提議を以て事實上仲裁々判と擇ぶ所無く、又露、墺兩國が自から提議したるものに非ざるが故に國際法上無效なりと稱して之れに反對したり此の時墺、塞兩國の關係は漸次險惡の形勢を呈し、竟に墺國は塞都を砲擊するに至りしを以て、露國も亦之れに應じ七月二十九日南部地方に動員を命じ、時局は愈々危機に瀕するに至れり。茲に於て英國は再び獨逸に向ひ四國調停會議に贊同を求めたるも要領を得る能はずして歐洲の大禍亂と爲るに至れり。

惟ふに英國の提議は墺、塞事件と全く無關係なる英、佛、獨四國の居中調停に依りて解決せんと試みたるものにして、獨逸外相「ヤゴー」氏が紛爭當事國たる露、墺兩國に於て提議したるものに非ざるが故に國際法上無效なりと抗辯したるは、其の理由の那邊に存するや之を解釋するに苦まずんばあらず。凡そ周旋及居中調停は前示の如く、紛爭國の依賴に因ることあり、又周旋國又は居中調停國が紛爭國の依賴の有無に拘らず自發的に之を爲すことあり。從て英國が自ら進んで發意したるは決して國際法上違法行爲に非ず。要するに獨逸に於て英國の提議を拒絶したるが爲め、徒らに四國居中調停の機會を逸失し、竟に歐洲禍亂を未然に防壓するを得ざりしものなり。

第三款　露對獨、墺の開戰

墺洪國は千八百五十九年伊太利に敗戰し、又千八百六十六年には普魯西に大敗して以來其の勢力は獨逸聯邦及び北部伊太利より驅逐せられ、最早歐洲中原に覇を稱ふること能はざるに至れり。於是墺洪國は其の方向を轉換し、東方なる巴爾幹の經略に志を傾けたり。然るに當時露國は勃牙利及塞爾維の巴爾幹諸國の民族が同じく「スラブ」族に屬する關係上、其の後援者として勢力を同半島に扶植し來りし際なるを以て、墺國の東方經略が露國の政策と衝突したるは自然の勢なり。而して露、墺兩國の第一回の衝突は露、墺戰爭の結果たる「サンステファノー」條約(Treaty of San Stefano)に對し、墺國が英國と共に激烈なる抗議を提起し、伯林に於ける列國會議の再議に附し遂に墺國は「ホスニア、ヘルチエゴヴィナ」二州の行政權と「サンジャク」「ノヴキババール」の駐兵權とを獲得したる時に在り。其の後三十年を經過し、千九百八年十月墺、洪國が「ボスニア、ヘルチエゴヴィナ」二州の併合を宣言するや、塞爾維國は將來膨脹す可き範

圍を奪取せられたるの觀ありしを以て、塞國人の激昂を招徠し、排埃熱の熾烈を極むるに至れり。從て「スラブ」民族の保護者を以て自ら任じたる露國に於ては、輿論沸騰し將に開戰の機運を醸成したるも、獨逸が埃洪國の背後に在りて援助するの氣勢を示したるを以て、露國は日、露戰爭の創痍未だ癒えず、國力疲弊の狀態に在るに鑑み埃洪國に對し强硬の態度を執る能はずして竟に屈從の已む無きに至れり。又千九百十二年巴爾幹戰爭の結果、土耳其は連戰連敗したりしかば、塞爾維は多年の宿望に基き「アルバニア」を併合し「アドリアチック」海に進路を求むるを得べしと信じ、之れに兵を進めたり。然るに埃洪國は塞國の措置に對し抗議を提起すると同時に「アルバニア」をして獨立の宣言を爲さしめたるを以て、露國は塞國の要求を援助し埃、塞兩國の反目は一轉して露、埃の角逐となりしが、倫敦に於ける大使會議の結果「アルバニア」の自治が公然承認せられ、塞爾維は亦如何ともする能はずして屈服し終れり。更に第二巴爾幹戰爭の開始前に於ても、埃地利は勃牙利を後援し、勃牙利の膨脹に依りて塞國を抑壓せんと試み又「ブカレスト」平和條約に對する修正權の要求を爲し、果は「アルバニア」動亂に際し、埃洪國の塞國に對する抗議等は塞國の憤恨を增大せしむるの結果を生じたり。是等の事實は「スラブ」民族の盟主を以て任じたる露國の默視する能はざる所なり。究極するに露國は民族の保護竝に國力の發展を理想として埃國勢力の東漸を阻止し、甚だしきは埃洪國領域内の「スラブ」民族の獨立運動にも公然好意を表するの態度を持したるを以て、埃、露兩國は益々反目するに至れり。

露、埃兩國は上述の如き關係に在りたるを以て埃洪國が千九百十四年七月二十八日對塞宣戰を行ふと共に全國に亙る動員を命じ、次で塞都「ベルグラード」の砲擊を開始するや、露國は翌二十九日「オデッサ」、「キエーフ」、「モスクワ」及「カザン」等の南部地方に動員を命ずると同時に、獨逸政府に對しては此の措置を以て單に埃國の軍事的準備に應ずるに過ぎずして毫も獨逸を威嚇する意見に非ざる旨を通告し、獨逸も亦之れに滿足したり。然るに埃洪國は依然として軍事的準備を繼續し連りに露國を脅威するの態度を執り、形勢切迫を告げ來りしが故に、露國も亦著々戰備を修め、只管千九百八年に於けるが如き屈辱的退讓を再び繰返さざらんとする意氣を示せり。露國の決心を看取せる埃洪國は頗る狼狽し、七月三十一日全國に亙る大動員令を下したりしかば、露國も亦全軍の動員を命ずるに至れり。露國の行動は獨逸に對する動員の意義をも包含せるものなるを以て、獨逸も亦た之れに應じて動員令を發せり。之れと同時に獨逸は露國駐箚獨逸大使「ポールタレス」伯をして露國外相に最後通牒を

提出せしめ、十二時間以内に露國にして其の動員を撤退せざるときは、獨逸も亦動員令を下命するの已む無き旨を傳達せしめたり。然るに露國は之れに無回答なりしを以て獨逸は八月一日夜半露國に對し宣戰し、露國も亦翌二日對獨宣戰を爲し、獨、露兩國は茲に交戰狀態を現出せり。而して墺國は八月六日に至り竟に對露宣戰を布告し、露、墺兩國も亦交戰狀態に入りたり。

顧ふに露國對獨、墺の開戰は過去半世紀間に亙れる歷史的原因の紛糾錯綜して勃發せるものと謂ふ可く、決して墺、塞事件に伴ふ單純なる原因に非ず。墺洪國の東方經略の目的は經濟的若くは政治的特權を得んとし、又場合に依りては領土若くは保護地を欲求せるものにして、普、墺戰爭竝に墺、伊戰爭の屈辱を巴爾幹半島に於て相償はんとする國內政策の運用も亦其の原因たらずんばあらず。而して此の政策は露國の名譽利益を脅害するのみならず、汎「スラブ」主義と牴觸を來たし、之れに惡感情の加味せるものにして、露國の理想とする弱小國の保護竝に「スラブ」民族の盟主たる意圖に背くものなり。加之露國は墺國の「ボスニア、ヘルチエゴヴィナ」二州合併の際獨、墺兩國の威嚇に屈し其の面目を失したることあるを以て、其の會稽の恥を雪がんとする國家的復仇の觀念の强烈なるものあり。此の外獨、露兩國は千八百七十八年の伯林會議以來反目の度を加へ、又千九百八、九年の事變に依り一層露國は獨逸を怨望し特に獨逸の近東に於ける活躍は露國をして益々危險を感せしめ、兩國は利害全く相反するの狀態に陷りたり。從て露國が軍備充實し、財政狀態の順調に復し、露、佛同盟、英、露協商の存するあり。又日本との關係も漸次良好にして西歐に風雲の捲起することあるも、東亞を顧慮するの必要無きに至れる際なれば、獨、墺兩國の暴慢に對し斷乎たる措置を執りて干戈に訴へたるは自然の勢と謂はざる可らず。

蠢て獨逸の見地よりすれば墺洪國が其の敵たる露國の攻擊を受くることは其の自衞上よりするも將又「ゲルマン」民族の國家を保護する意義に於ても、之を默視する能はざるものあり。殊に獨逸は三國同盟條約の交誼よりするも、墺國を援助する義務あるものにして、同盟の目的も畢竟之れに存するものなり。

第四款　獨對白の開戰

獨逸は永世中立國たる白耳義侵入を以て、自衞權の發動なりと主張し、其の中立侵害を正當ならしめんとせり。即ち獨逸の主張する所に依れば白耳義は以前より英國と軍事上の秘密協約を締結し、且佛國と親善なる關係を維持し、是等三國は連盟し

て陰に陽に獨逸を敵視し、白耳義の軍事的防備は常に獨逸に對するものなりき。故に若し佛國にして機先を制し、白耳義領土を通過して獨逸に侵襲することわらば、獨逸の危險測る可からず。殊に白耳義は獨逸の存立を危殆ならしむるが如き、佛國の行動を默認し、却て佛國軍人を自國軍隊の指揮に任せしめたるの事實は獨逸に取り緊急狀態に在りし證據なり。之れを以て獨逸は當時國家の生存と獨立を維持する必要上、所謂自衞權の權能を援用するの當然なりと揚言せり。輙ち獨逸の意中に於て、佛國は英、佛戰爭の「フランクフルト」講和條約後數世紀來の軋轢を忘れて專ら英國と融和せんとする傾向を呈し、獨逸國の盛運隆昌の域に達するに從ひ、佛國は時々刻々自國の運命の縮歷せられつつあるを感じ、益々英國と親近して獨逸に當るの政策を執り千九百三年英國皇帝の巴里訪問及佛國大統領の英國答訪となり、翌年英、佛協商の成立するや、兩國は協同して白耳義國民を煽動して獨逸に對抗し常に獨逸の發展を阻害せんとせり。英國に於ても隆々旭日の如き獨逸と商工業竝に海軍力に於て競爭を行はざるべからず。從つて英、佛兩國は獨逸に禍心ありとの口實の下に白耳義を使嗾して獨逸を警戒せしめ、ブリアルモン」(Brialmont)「リエージュ」(Liège)「ナミュール」(Namur)若くは「アントワープ」(Antwerps)等の諸要塞を建設せしめて獨逸を假想敵と爲

せり。又歐洲戰爭の原因は主として英、獨兩國間の權力爭鬪の結果に外ならずとし、此の戰亂に先鞭を著けたるものは英國にして獨逸は寧ろ正當防衞の地位に在りとせり。此の主張の重要なる根據は對獨戰爭を豫想して白、英祕密協約の存在すること、又開戰前佛國參謀本部附士官が制服著用の儘白國內の視察旅行を爲したること、及白耳義は盛んに偏頗政策を執りて自ら永世中立を侵害せることに存す。從て獨逸は其の開戰前自國の將に窮地に陷らんとするを自覺し、自衞權の發動の下に白耳義に侵入し、其の表面上に過ぎざる中立を犯して機先を制したるものなりと辯明せり。例へば當時の獨逸宰相「ベートマン、ホールウエヒ」は千九百十四年八月四日帝國議會に臨みて演說を爲し、獨逸の白國侵入を以て正當防衞なりと公言し、且曰く「佛國政府は其の敵が中立を尊重する限り、自國も亦之を尊重す可き旨を白耳義に宣言したるは事實なり。然れども吾人は佛國が進擊の準備成れるを知る、佛國は待つことを得べきも吾人は能はざるなり。若し獨逸にして敵を待たんには敵は「ライン」下流に在る獨逸軍隊の側面を衝破し來る可きが故に獨逸は慘敗するやも測られず。是れ吾人が「ルクセムブルグ」及白耳義兩國政府の正當なる抗議を無視するの已むを得ざる所以なり」と。又獨逸側の或る論者は白耳義が獨逸に對し中立の義務を破ら

ざりしとするも、開戰前の情況は獨逸の自主獨立竝に獨逸從來の列强的地位を維持する必要上、緊急狀態の見地より自衞權の發動を正當なりとせり。況んや自國が獨逸の存立を危殆ならしめんとする佛國の行動を默認し、之を排除するに必要なる措置を執らざりしに鑑み、獨逸は白國に對し中立條約を破棄して侵入するの權利ありと主張せり。斯くの如く獨逸は白耳義侵入を以て全然自衞權竝に戰時復仇の見地より正當なる行動なりと言へり。仍て玆に余は當時獨逸が果して自衞權を行使する程度に迄事態の急迫せるや否やを考究せんとす。凡そ國家が其の存立と獨立とを維持する能はざる程度に危害の切迫したるときは、所謂緊急狀態に在るものなるを以て、斯る場合には國際法規又は國際道德を無視して其の危害を排除する爲め、實力を使用し得べきは既述せる所なり。而して獨逸宰相は當時獨逸の危害切迫せりと爲すも、佛國が果して白耳義の中立を侵害して迄も獨逸に進擊するの意見ありしや否やを吟味せざる可らず。獨逸が七月三十一日露國に宣戰の通牒を交付したる當時、英國外相「グレー」卿は白耳義中立の危殆に瀕したるを看取し、獨、佛兩國に對し白耳義中立の敬重に關する意見を求めたるに、佛國は他國にして其の中立を侵犯せざる限り、佛國も亦之を尊重す可き旨を以て應へたるも、獨逸は軍事的策略を暴露せらるるの虞ありと稱して其の態度を曖昧に附したり。斯くの如く獨逸の白耳義中立侵害は避け難き情況に在りしを以て英國は獨逸大使に警告を與へ、白耳義中立の敬重と否とは英國の輿論に大關係を有す可く、英國の態度は一に懸りて輿論に在ることを以てせり。而して英國の閣議が白耳義中立の侵犯に對する態度を協議しつつありし際、獨逸は既に「ルクセムブルグ」公國の中立を侵犯せりとの報告到來せるなり。是等の事實に徵し、佛國は他國にして侵害せざる限り、自己より侵犯せざることを聲明せる位なれば、佛國に於て白耳義侵入の意思無かりしや明かなり。從て獨逸が當時緊急狀態に在りしと爲すは、獨逸が戰爭の目的を達するの必要又は方便に過ぎずして客觀的に自衞權を行使する程度に迄切迫せる危害の存せざりしが如し。輒ち獨逸は軍事上の見地より主觀的に緊急狀態に陷りしと爲すものにして、國際法上何等の根據あるものに非ず。若し實際に於て佛國が白耳義の中立を侵害し、軍事上の目的に同國を利用する意思明白にして、白耳義が佛國の壓迫に抵抗する能はざること顯著なるときは、獨逸は千八百七年の丁抹國艦隊事件に於ける英國の措置の如く、自衞權の發動に依り危害豫防の目的を以て白耳義に進入するも不當に非ず。然れども當時佛國の中立敬重の宣言及び實際の行動に徵し、獨逸が客觀的に緊急狀

態に陷りたりとは想像する能はず。從て國際法上獨逸の白耳義侵入を正當とする根據は全然存せざるなり。若し交戰國が其の軍事上の主觀的必要に基き第三國の權利を侵害するも妨げ無しとせば、中立國の權利は常に交戰國の軍事上の必要に依りて利用せらるるの結果を生じ、竟に國際關係は紊亂するに至り、正義の觀念は地を拂つて空しかる可きなり。要するに獨逸は白耳義を通過して佛國の虛を衝き敏活なる決勝を博せんとする作戰上の行動にして、國際法上是認する能はざるものなり。從て其後獨逸は自衞權の發動に依る白國侵入の根據が薄弱なるを知覺して其の主張を改め、專ら英白兩國內の軍事的祕密協約に藉口し、白耳義自身及英國が既に中立侵害を行ひたるを以て獨逸は戰時復仇の見地より白國に侵入せるものにして正當なりと主張せり。然れども戰時復仇は戰爭中の不法行爲に對し、同じく不法行爲を以て酬ゆるものにして、假令英白兩國間に軍事的祕密協約の存在せりとするも、平時の行動なるを以て戰爭行爲に依り之れに復仇手段を講ずる能はざるなり。要するに獨逸の白耳義侵入は豫定の行動にして其の野心を遂げんとする方便たるや明白なり。

第五款　獨墺對佛の開戰

「サラエヴォー」兇變事件後、墺洪國は一時平穩の狀態を續けたりしが三旬餘を經過せる七月二十日頃、俄かに暗雲を生じ、事態の頗る緊張を示し來るや、戰禍の避く可らざるを看取せる佛國大統領「ポアンカレー」は露佛同盟の信義を一層鞏固ならしめ、萬一に備ふるの目的を以て、首相兼外相「ヴィヴィアニ」其の他の隨員を具して露國を訪問し、一般的歐洲政策に關し兩國は協同的行動を執ることに一致し、七月二十九日に至りて漸く歸國せり。此の間に墺洪國が塞爾維に對し最後通牒を提出し、二十四時間以內の回答を促すや、英佛露三國協商は平和的解決に盡力したるも其の效無く、墺塞兩國內の國交斷絕となれり。爾後に於ても三國協商は和解に努力し獨逸に向ひて其の加入を勸誘したりしが、獨逸は墺洪國に對し勸告を試みざるのみならず、却て墺洪國政府と他列強との妥協提案の交涉を妨害するが如き觀ありたり。然れども英國は最後迄も平和の維持を希望し、四國調停會議の開催を提案したりしが、獨逸は之れに偏見的反對の態度を執り、却て露國に向ひ動員撤回の要求を爲し、其の容れられざるや突如として八月一日對露宣戰を布告し、歐洲戰爭の端を爲すに至れり。而も

獨逸の意圖は此日に始まれるに非ず、七月二十五日の朝來即ち墺國が塞爾維に要求せる回答期限の滿了以前に於て既に獨逸は「アルサス、ロレーン」の守備兵に哨令を下し、同日又國境附近の要塞を防禦の狀態に置けり。越えて二十六日獨逸は諸鐵道に集中準備手段の命令を發し、二十七日徵發を行ひて國境守備兵を各其の部署に就かしめ、二十八日豫備兵の點呼を行ひ、遠隔の地に在る諸部隊は之を國境に近接せしめたり。而して獨逸は露國に最後通牒を送りたる八月一日を以て佛國に通ずる道路、鐵道、電信、電話一切の交通を斷絶し、其の國境に在る佛國の諸機關車を押收し、破壞せられたる鐵路上に機關銃を設置し、佛國に對する明白の敵對行動に出でたり。

此の時佛國の上下は擧りて戰爭熱勃興し、殊に獨逸に對しては普佛戰爭以來綿々たる怨恨憤懣を藏するものあり。佛蘭西人の氣魄は四十餘年の長き復讐心に驅られて鍛鍊せられたるものなるを以て、將に到來せんとする機會を待望するものの如かりしなり。斯くて佛國は八月一日の夜半動員令を下したりしが、其の時既に獨逸軍隊は國際法規を無視して三箇所より佛國領土に侵入し、越えて三日獨逸航空機は「リュネヴィル」(Lunéville)に爆彈三箇を投下せり。佛國は此の事實を獨逸政府及其の他の強大國に通告したりしが、獨逸大使は之を否認すること無く、又之れに對し遺憾の意を表せざるのみならず、却て事實に反し、佛國飛行家が「エッフェル」(Eifel)地方に於て、又「カルルスルーヘ」(Carlsruhe)及「ニュルンベルヒ」(Nürnberg)附近の鐵道上に於て、敵對行爲に出でたりと主張すると共に、三日午後五時佛國首相に向つて開戰通告書を提示し旅券を受け取るや否や歸國の途に就きたり。佛國政府は八月二日國內八十六縣及「アルゼリヤ」(Algeria)地方に戰時の戒嚴令を布告し、獨逸が佛國に宣戰の通告を提示したる翌四日を以て大統領は臨時議會を召集し、開戰の決議を爲すに至れり。惟ふに獨佛兩國間の反目嫉視は傳統的の羨緣を有するものにして、歷史上の根柢深きものあり。即ち「ルイ」十四世の獨逸征討及「ナポレオン」の侵入に依る掠奪荒壞の事蹟は獨人の佛國に對する怨恨を釀成せしめ、千八百七十年の普佛戰爭の戰勝に依りて幾分其の滿足を得たるなり。斯くて獨逸は統一を完成し、國運隆々として遙かに佛國を凌駕せんとする趨勢を現出するや、佛蘭西人は獨逸に對する憎惡を助長し、「アルサス、ローレン」の割取に對する憤恨の念を以て加味し、茲に復讐の熱望燃ゆるが如きものあるに至れり。從て墺塞事件の展開に依る獨佛兩國の開戰は國家的復仇の機會を與へたるものにして、佛國民擧つて戰爭熱に驅られたるは當然の歸著と謂はざる可らず。加之露佛同盟條約の信義よりするも、佛國は露獨兩國間の戰爭を默視する能はざるも、

ざるものにして、國際條約の履行とも看做し得べきなり。

佛墺兩國は獨佛開戰後に於ても國交を繼續し來りしが佛國政府は墺國軍隊が獨逸の軍隊に混じて「アルサス、ローレン」方面に進軍するの事實を探知したるを以て、駐佛墺國大使に向ひ其の說明を求めたるに同大使は之を否認したり。然るに其の後佛國は墺國軍が佛國の東北境に在りて獨逸軍と共同作戰に從事するの確證を得たるを以て、維納駐箚佛國大使に向ひて引揚げを命じ、墺國大使亦歸國して兩國間の國交斷絕するに至れり。而して佛國政府は八月十二日英國外相「グレー」卿を通じて墺國政府に宣戰書を呈示し、佛墺兩國は全く交戰狀態に入り戰局は愈〻擴大するに至れり。要するに佛墺兩國の開戰原因は佛國側よりすれば利害に職由するものにして、墺國側に於ては獨墺同盟の信義に基きて佛國に對する敵對行動に出でたるものと謂ふ可く、兩國間の開戰理由は他國に比して頗る單純なるものなるが如し。

第六款　英國の參戰

英國は墺塞事件に關し何等直接の利害關係無かりしと雖も、歐洲の禍害を成る可く未前に回避せんと欲し、獨伊佛英四國の調停會議を倫敦に開催し、平和的解決を爲さんと企圖せり。然るに獨逸は該提案を曖昧に附し、墺洪國の對塞宣戰を爲すに委したるを以て、英國は自から本來の非干涉主義に戻らざるを得ざりしなり。其後事件は急激なる進展を爲し、墺塞兩國の紛爭は轉じて露獨の角逐に移るや、獨逸の最も憂慮する所は英國の態度如何に在りき。戰爭に當て獨逸の策戰は露國に對し敏速なる攻擊を執り、佛國に對しては防禦の地位に立ちて戰局を一擧の裡に決定し、勝利を獲得せんとするにありたり。然るに英國が戰爭に參加する如きことあらば、獨逸の作戰は直ちに破壞せられ終るのみならず、獨逸は四面楚歌の裡に苦鬪せざるを得ざるに至る可きを畏怖したるなり。英國は夙に之を看破し、獨逸をして成る可く穩和の態度を執らしめんが爲め、七月二十七日英國外相は英國が如何なる場合にも無關係の地位に立つものに非ざる旨を警告せり。而して英國政府は七月三十一日佛獨兩國に對し白耳義中立の保障に關する要求を發したるに、佛國は直ちに應諾したるも獨逸は作戰計畫を漏洩するの虞ありとの口實の下に確答を與へざりしを以て「グレー」外相は益々獨逸の態度に憤悲し、八月一日獨逸大使に其の不平を露骨に表明せり。斯くて獨逸は前節に於て記述したる如く白耳義政府に對し八月二日午後七時最後通牒を發し、十二時間以內に獨逸軍隊の白耳義領土通過の容認を求めたり。

此の通牒に接したる白耳義は英國に向つて援助を求めたるを以て、英國外相「グレー」は駐獨英國大使に訓令を發し、獨逸が共同保障の下に在る條約を漫りに破棄せんとするを抗議せしめ、且白耳義に對する要求を直ちに撤回すべき旨を交渉せしめたり。之れと同時に白耳義政府に對しては其の國力を擧げて獨逸に對抗す可きことを勸說し、其の反面に於て英國は白耳義の獨立及保全を完ふせんが爲め、佛露兩國に加擔するの準備あることを諷示せり。然るに獨逸軍隊は八月二日「ルクセムブルグ」公國の中立を侵犯し、四日には既に白耳義の「グンメニヒ」に進入し、其の中立を侵犯せり。此の報に接したる英國政府は八月四日午後重ねて駐獨英國大使に電訓し、白耳義中立の尊重に關する獨逸政府の保障を要求すると共に、當夜十二時迄に滿足なる回答の來らざる場合には、英國政府は白耳義の中立を確保する爲め、其の有する總ての手段を盡す可きことを聲明す可き旨を命じたり。然るに獨逸は其の軍隊の白耳義に通路を求むるの絕對的必要あることを繰返して英國の要求を容れざりしかば、英國大使は旅券を請求し、通牒期限滿了一時間以前に歸國の途に就きて兩國の國交斷絕し英國外務省の開戰布告の發布と同時に戰爭狀態に入れり。而して英墺兩國間の開戰は八月十二日佛國と帶同して墺洪國大使に宣戰書を交付したるときに在り。

是等の事情を考査するに、英國は國際條約を敬重する意義に於て白耳義中立の保護の爲めに參戰したるが如き觀あり。然れども其の裏面に於ては獨逸の白耳義侵入に依る英本國の危險を慮り其の自衞權の見地より獨逸に對抗せること、獨逸の海軍擴張主義に對し不安を感じたること、茲に英佛兩國間の協商の信義を敬重したることと等を擧げざる可からず（此の三原因に關する細論は之を省略す）。

第四章　開戰方式論

第一節　概　論

戰爭は國家間に於て公然兵力を以てする爭鬪にして國際間に平時に異る權利義務の關係を生ずるものなり。即ち國家間に國際紛議を生じ外交手段を以て解決する能はざる場合に惹起するを常とす。從て現今國際間に紛議を生ずるや、先づ外交談判を行ひ、又は更に進んて國際法の認むる國際紛爭の平和的又は强制的處理方法を盡したる後、尙ほ其の主張を貫徹する能はざる場合に甫めて戰爭を開始すべきものにして、外交談判を行はず、又對手國が其の要求を容るるや否や不明なる際に於て、早くも對手國に不意打を爲すが如きは國際法に違反する行動たるや明白なり。近世の國際實例に依れば國際間の紛爭にして外交談判に依り解決する能はざるや、國家は戰爭を開始する以前に先づ

(一)對手國に對し開戰の宣言即ち宣戰を爲すことあり　(二)對手國に對し一定の期間內に其の要求が容れられざる場合、又は一定の期間內に回答に接せざる場合には敵對行爲を開始す可き旨を通告するが如き條件附宣戰を含める最後通牒を發することあり、又　(三)何等の豫告を爲さず一方の國家より他方國家に對し攻擊を開始せる事實に依りて交戰狀態に入ることあり。普通戰爭狀態は是等三種の方式に依りて開始せらるるものにして、歷史は許多の事例を績せり。而して各國家は是等の開戰方式の孰れに遵據す可きやに關しては自國の地勢、國民的性格、竝に當時の事情如何に依りて皆其の趣を異にし一定する所無し。

戰爭を開始するに當り、紛爭國は相互に戰爭開始の通告を要するや否やに就き、從來議論多き所なりしなり。古昔希臘羅馬時代に於ては、正式の豫告を必要とし開戰に先ち使節を對手國に送りて自國の要求を提出し、其の拒絕に遭ひたる時再び使節をして戰爭開始の通告を爲さしめ、時に其の通告は侮辱の意義にも使用せられたり。第十五六世紀の頃には戰爭を開始せんとするに當り對手國に軍使を派遣して通告する所ありしが、封建制度の衰頽と共に此の風習は漸次に廢せられ、主に外交上の手續を以てするに至れり。何となれば第十七世紀以後に於ては國際關係の漸次發達し、他國に外交官を駐箚せしめて樽俎折衝に當らしめたるを以て、其の外交官を通じて宣戰の通告を爲さしめたるのみならず、其の駐箚外交官に於て對手國が果して開戰の意思ありや否やを豫見し得るが故に、必ずしも對手國に戰爭開始を通告するの必要無きに至れり。殊に第十八世紀の中葉以後に於ては敵國に開戰の通告を爲す

は原則に非ずして寧ろ例外と爲り、假令之を行ふも戰鬪行爲を開始したる後に於てするを常とせり。何となれば國際紛爭を生じたる後 (一)事情の切迫し自衞上の手段を要する緊急の場合には宣戰を行ふの遑無く直ちに敵對行動に出づることあり。(二)紛爭國間の兵力が先づ衝突し、遂に戰爭を開始するに至ることあり。(三)對手國が宣戰を行はずして敵對行爲に出でたる爲め、之れに應じて戰爭を惹起することとあり。(四)平時復仇又は干涉を行ひたる際、對手國が强力を以て之れに抵抗し、遂に戰爭を開始するに至ることあり。又 (五)一方交戰國と攻擊同盟、防禦同盟或は攻守同盟を締結せる國家が條約に從ひ戰爭に參加することあり。以上の各場合に於ては宣戰又は條件附宣戰を含む最後通牒を發すること無しに戰爭起るものなり。而も斯る戰爭にも戰爭に關する國際法規の適用を認めざるを得ざるは言を俟たざる所なり。然れども近時の公法學者中正義の觀念及俠勇の精神より、開戰前には必ず宣戰を行ふの必要あることを主張する者ありて、何等の豫告を與ふること無く、直ちに敵對行動を開始するは、國際道德に悖るものと爲せり。其の結果第二萬國平和會議の戰鬪開始に關する條約第一條に於て『締約國は理由を附したる開戰宣言の形式又は條件附開戰宣言を含む最後通牒の形式を有する明瞭且事前の通告なくして其の相互間に戰爭を開始すべからざることを承認す』と規定せり。而して實質上よりは攻擊に依る實戰を開始したるに拘らず、他方は開戰を欲せずして挑戰に應せざるか、又は防禦戰鬪行爲に出づるも宣戰を爲さざる場合に於て之を戰爭の開始と目し得べきや否やの問題なり。顧ふに戰爭は戰鬪行爲の實體を指示するものにして交戰國の一方に開戰の意思あり之を實行するに於ては對手國に戰爭を開始する意思ありしや否やを問はざるものとす。戰爭は必ずしも紛爭國雙方に於て戰爭なりと爲したるものに限らず、苟も交戰國の一方が兵力を使用して紛議を解決せんとする敵對行爲あらば悉く戰爭なりと謂はざる可からず。

第二節　宣戰に依る戰爭開始

宣戰即ち開戰の宣言(Declaration of war)とは紛爭國の一方が他方に對し、戰爭狀態を

成立せしむべきことの意思を表明する形式的豫告なりとす。開戰に關する海牙條約第一條に於て『締約國は理由を附したる開戰宣言の形式又は條件附開戰宣言を含む最後通牒の形式を有する明瞭且事前の通告無くして其の相互間に戰爭を開始すべからざることを承認す』と明定したり。故に開戰の豫告は直接に開戰宣言の形式を以て爲すことを得べく、又條件附宣戰を含む最後通牒の形式を以ても之を爲すことを得べし。然れども豫告と戰鬪行爲の開始との間の期間に關し確乎たる規定を設けざりしを以て、開戰宣言の形式に依るときは戰爭の準備無き對手國を不意に攻撃するが如き行動を防止する效力薄弱なりと謂はざるべからず。

最後通牒(Ultimatum)とは一國が他國に對し一定の要求を爲し之れに付ては最早讓歩を爲すの餘地なき旨を示して明瞭なる決答を求むる文書なり。最後通牒にして一定の期間内に對手國が要求を容れざる場合には戰爭に依り解決す可きことを通告するものは條件附宣戰を含む最後通牒なり。從て一國が此の種の最後通牒を提出するも無回答なる場合、拒絶せらるる場合、若くは滿足す可き回答を得ざる場合に於て戰爭狀態は其の期限の滿了せる瞬間より開始せらる可く、其の上の宣戰を爲すの要無きものとす。換言すれば對手國の態度如何に依り開戰の宣言と爲ることあり、又は然らざることありて一定する所無し。而して最後通牒に對する回答期間は短きを要す。若し長期間を與ふれば、其の間に對手國は戰爭の準備を整ふることとなり、自國に取り著大なる不利を醸すに至る可きなり。

歐洲戰爭の直接原因たる「サラエヴォー」兇變事件に關し、墺洪國政府は千九百十四年七月二十三日午後六時塞國駐箚墺國公使「ギースリンゲン」男(Baron Giesl. Von Gieslingen)を經て十箇條より成る最後通牒を塞國外務大臣代理「ラザ、パチユー」氏(Laza Patchou)に交付し、七月二十五日午後六時迄(四十八時間以内)に條件全部の承認を要求せり。之れに對し塞爾維は期限滿了十五分前に於て、維納駐箚塞國公使「ヨバノヴォッチ」(m. Yovanovitch)に回答を交付せり、然るに墺洪國は期する所開戰に在りしを以て、要求全部の無條件承諾を得ざるを口實とし、塞國駐箚墺洪國公使をして右回答接受の三十數分間後に旗を捲き、「ベルグラード」を引揚げしめたり。從て塞國政府は全國の軍隊に動員を命じ、王室及政府は「ベルグラード」を撤退して「ニッシュ」(Zizi)に移り、竟に七月二十七日塞都より「ダニューブ」河下流約四千粁なる「テメスクビン」附近に於て塞軍の一小部隊が墺軍に對し砲撃を開始するに及び、全く交戰狀態に入りたりしが、墺國政府は七月二十八日塞國に對し宣戰を爲せり。顧ふに墺洪國政府の宣戰は國際法上必す

しも必要なる要件に非す。何となれば、塞國が墺洪國に對し戰鬪行爲を開始せるものなるを以て、墺洪國は直ちに敵對行爲に出づるを得べかりしが故なり。然るに墺洪國政府が特に戰鬪開始後の宣戰を發したるは、單に列國に對し正當を裝はんが爲めにして遺憾無きを期したるものに外ならず。露獨兩國の開戰に當りても露國は千九百十四年七月三十一日に於ける墺洪國の大動員に備へんが爲め全國に動員令を下したり。是れ獨逸に對する動員の意義をも包含するを以て、獨逸も亦之れに應じて動員令を發すると同時に、同日夜半露國駐箚獨逸大使「ポールタレス」伯(Count Pourtalès)をして露國外相に最後通牒を提出せしめ、十二時間以内に露國が其の動員を撤退せざるに於ては、獨逸亦動員を下命するの已む無き旨を傳達せしめたり。然るに露國が獨逸の最後通牒に對し回答を與へざりしを以て、獨逸は八月一日宣戰し、露國も亦翌八月二日を以て獨逸に宣戰し、茲に獨露兩國の開戰を見るに至れり。斯くの如く獨露兩國は八月一日獨逸の宣戰に依り既に交戰狀態に入りしと雖も、紛爭の張本たる露墺兩國は未だ開戰するに至らず、依然として外交關係を繼續し居たりしが、墺國は八月六日午後六時に及び駐露墺國大使「ツアッパリー」伯(Szapary)をして遂に對露宣戰の通告を露國政府に提出せしむるや、露國も亦之れに對し八月八日を以て對墺宣戰を爲せり。

英國は獨逸の白耳義侵入に關する報告を接受するや、八月四日午後重ねて駐獨大使に電訓し、白耳義の中立尊重に關する獨逸政府の保障を要求し、且當夜十二時迄に滿足なる回答を促すの最後通牒を傳達せしめたり。然るに獨逸政府は其の軍隊が白耳義に通路を求むるの絕對的必要ある旨を以て英國の要求を拒否するの態度を執れり。仍て駐獨英國大使は午後十一時歸國の途に就き、竟に英獨兩國は交戰狀態に入ると共に英國外務省は開戰の布告を發したり。而して此の英國の開戰布告は宣戰と其の趣を異にし、單に英國民に對し開戰の意思を公表したるものに過ぎず。更に英墺兩國の戰爭狀態は英國が佛國と協同し兩國政府の名に依り、八月十二日墺洪國大使に宣戰書を交付したる後に於て開始せられたるものとす。

日獨開戰に當りても日本は大正三年八月十五日午後七時、在伯林臨時大使船越參事官に訓電して獨逸に對し最後通牒を發し、日本及支那海洋方面より獨逸國艦艇の即時退去及膠州灣租借全部の引渡を要求し、且八月二十三日正午迄に無條件應諾を懲戒せり。然れども獨逸は日本の要求に應せず、無回答を以て指定期間を經過したりしかば、日獨兩國の國交斷絕し、茲に交戰狀態に入り、二十三日午後六時官報號外を以て宣戰詔勅は煥發せられたり。

伊太利が聯合側に參加して獨墺兩國に對し開戰するに當りても千九百十五年五月二十二日午後總動員令を發すると共に翌二十三日對墺宣戰を布告して墺伊兩國間の交戰狀態に入りたり。而して伊軍は「チロル」及「トリエスト」方面に向ひ進擊を開始し、二十五日には墺國海港全部に對し封鎖を斷行せり。而して伊國は獨逸大使に對しても同日旅券を交付し、交戰狀態に入れり。惟ふに伊太利の態度は豫告を與へたる後實戰を開始したるものにして、適法の方式を踏めるものと謂はざる可からず。此外羅馬尼は千九百十六年八月二十七日對墺宣戰を行ひたる後開戰し、又露國は千九百十五年十月四日午後四時勃牙利に對し最後通牒を送り、其の容れざるに當りて開戰し、又希臘は歐洲戰爭の勃發以來三箇年に亙りて遂巡決する所無かりしも遂に聯合側に參與し、千九百十七年六月三十日に至り獨逸駐在希臘代理公使をして獨逸政府に外交斷絕を豫告せしめたる後交戰狀態に入れり。

葡萄牙は歐洲戰爭勃發以來聯合國に同情を有し、國民の中には既に戰爭參加を希望するもの多かりしが、千九百十六年二月二十三日午後四時葡萄牙分遣艦隊司令官「レオテ、レゴ」大佐は此の機運に乘じ、突然「テーガス」河(Tagus)の獨墺汽船三十六隻を拿捕し、之れに葡萄牙國旗を掲揚すると共に同船舶內の獨墺人に對し、三時間以內に退去す可きことを强制したり。從て獨墺政府は二月下旬葡萄牙に對し四十八時間以內に其の拿捕船舶の解放を要求したりしが、之れに應せざりしを以て竟に獨逸は三月八日對葡宣戰を布告するに至れり。

宣戰は宣戰の詔勅及開戰の決議と混同すべからず。宣戰の詔勅(Manifesto or war)とは開戰せんとし又は開戰したる君主が其の人民に對し開戰の趣旨を公表する宣言なり。開戰の決議は共和國の議會に於て開戰の決議を爲し、國民擧りて戰爭の事實を承認する形式なり。要するに宣戰の詔勅又は開戰の決議は國民をして戰時に於ける特別義務を負擔せしむる爲め國家の意思を顯彰し、交戰狀態の成立を告知するものなり。許多の學者は宣戰を行はざる場合に於ても宣戰の詔勅又は告示は開戰前に必ず行ふ可きものなりと主張せり。是れ國際的の性質を有するものに非ざるを以て、國際法の論究範圍外の事項に屬す。然れども現今國際交通の發達し、一國の內情は直ちに他國の察知する所となるを以て、宣戰の詔勅又は開戰の決議を行ふのみに依り、對手國竝に中立國は其の開戰の意思を察知し得べく、之れに依り宣戰の實效を收め得べきものなり。歐洲戰爭中の適例とも謂ふ可きは伊國議會の開戰決議なり。獨逸が千九百十四年八月三日佛國に對し開戰通告を爲すや、佛國大統領は翌

日臨時議會を召集して宣言書を朗讀し、滿場一致を以て開戰の決議を爲したるが如き、又英國が獨逸に對し國交斷絶を爲すと共に外務省をして開戰の布告を發せしめたる如きは宣戰の詔勅に代はる可きものにして、國民に對し開戰の意思を發表せるものなり。更に米國が獨逸の專橫暴悖に憤激し、大統領「ウイルソン」が其の機に乘じて千九百十七年二月三日議會にて對獨策を議し、次で駐獨米國大使の引揚と爲り、遂に同年四月六日議會の爲したる米獨兩國間交戰狀態成立の決議の如きも亦開戰決議の適例なり。

第三節　實戰に依る戰爭開始

紛爭國間に於て外交談判を行ひ、又は國際法の認むる國際紛爭處理的方法を講じたる後、尙ほ其の紛議を解決する能はざるとき、紛爭國の一方が他方に對し宣戰又は條件附宣戰を含む最後通牒の如き戰爭開始の豫告を爲すこと無く、直ちに戰鬪行爲を開始し得べきや否やは從來議論多かりし所なり。

開戰の豫告を必要とする論者の主張する所に依れば、國家は相互に平和を保持するを以て常態と爲し、戰爭は變態にして特種の權利義務の關係を生ずるものなり。而して平和關係に在りたる國家の權利を敬重するは國際禮讓なると共に國際義務なり。從て平和狀態より戰爭狀態に轉移する瞬間を明瞭ならしめ、且中立國をして其の權利義務を完全に遂行せしめんが爲め、開戰の豫告を爲さざる可らずと主張す。即ち紛爭國の一方にして他方に對し開戰の豫告を行ふこと無く、不意に敵對行動を開始するが如きは、俠勇の精神に反する卑劣の行動と看做されたり。或る論者は開戰の豫告無くして戰鬪行爲を開始するは國際劫掠の行爲と看做し、之を嚴罰に處し得べきものなりと主張せり。反之開戰の豫告を要せずと主張する論者は國際紛爭を外交手段に依り解決すること能はざる場合に實力を以て其の主張を貫徹せんとするは自然の歸著なり。從て外交談判の破裂し紛爭國間の危機に瀕したる際、對手國の攻擊に備ふる爲め戰備を修むるは當然の權利にして、其の結果戰端を啓くに至るも亦已むを得ざる所なり。殊に近世國際外交關係は緊密にして通信機關亦發達し敏速頻繁を加へ來りしを以て、開戰の豫告を行ふこと無くとも對手國に於て戰爭開始の情勢は之を察知すること容易なり。加之今日國際紛議は先づ外交手段を以て樽俎折衝を盡すを常とし、何等の紛爭無きに拘らず突然兵力を使用して他國を攻擊するが如きことは之を豫想し得べからず。從て國際紛爭にして外交手段に依り解決する能はざる場合には國家自衞權の發動に依り、開戰の豫告を與ふること無

く、一擧に敵對行動を開始することは國家の獨立を維持し、利益を擁護する意義、竝に政治上の見地よりするも絕對的必要の事項なりとす。殊に外交談判の破裂し、又は外交關係を斷絕し、自由行動の權利を保留し置きたる以上は、豫告なく戰鬪行爲を開始することも正當の手段と謂はざる可らず。

歐洲戰爭中に於ては宣戰又は開戰の宣言を含む最後通牒の如き開戰の豫告を與ふること無く、直ちに實戰を開始したる實例尠きが如し。然れども獨佛兩國の開戰は實戰に依り戰爭の開始せられたる適例なり。獨逸は千九百十四年八月三十一日夜露國に最後通牒を送ると同時に佛國との道路、鐵道、電信、電話等一切の交通を斷絕し、其の國境に在る佛國の諸機關車を押收し、且、破壞せられたる鐵路上に機關銃を据付け、又國境に軍隊の集中を行ひ、佛國に對し明白なる對敵行爲を擅にせり。茲に於て佛國は戰爭熱勃興し、八月一日の夜半動員令を下したりしが、同日獨逸軍隊は國際法規を無視して三箇所より佛國領土に侵入し、三日獨逸の航空機は「リュネヴィル」(Lunéville)に爆彈を投下したる後、同日午後五時に至り駐佛獨逸大使「ショーエン」男(Baron Von Schoen)をして佛國首相に向ひ開戰通告を提示せしめ、同十時巴里を引揚げしめたり。而して獨逸は最初佛國陸軍飛行將校が獨逸領土に侵入し、敵對行爲に出でたるを以て應戰したるのみなりと抗辯したり。其の獨佛兩國の孰れより最初敵對行爲を開始したるやは今後の調査に俟つ可きものなりと雖も、其の實戰鬪に依り獨佛兩國の開戰となりしや明白なり。

佛埃兩國の開戰するに至りし事情を究むるに、佛國は獨國との開戰後、埃國軍隊が獨逸の軍隊に混じて「アルサス、ロレーン」方面に進軍するの事實を探知したるを以て、埃國大使に向ひ其の說明を求めたるに、同大使は之を否認し、若し埃國軍隊にして獨逸に入ることあるも獨逸出征軍の留守を防備するに過ぎざる旨を答へたり。然るに其の後佛國は埃國軍が佛國の東北境に在りて獨逸軍と共同作戰に從事し居るの確證を得たるを以て之を埃國大使に報告し、其の說明を求めたるも何等の回答を爲さざりしが故に、八月十日在維納佛國大使「デュマーン」(M. Dumaine)を召還し、佛埃兩國の國交は同日夜を以て斷絕し、八月十二日英國外相「グレー」を通じて宣戰書を埃洪國に交付せるが如き實戰開に依る開戰の適例なり。

獨逸側は露佛兩國が宣戰前に敵對行爲を開始したることを指摘し、之れ明白に國際法違反なりとせり。然れども獨逸側の意思は有ゆる行爲に關し聯合軍に曲を負はせしめんとするものにして、必ずしも信を措き難し。獨逸側の主張する所に依れ

ば露國は七月二十四日、二十五日の兩日に於て塊洪國に對し一部動員を行ひ、七月三十日、三十一日の兩日に亙り總動員を爲したるを以て、獨逸は七月三十一日動員解除の最後通牒を發し、其の回答を接受せざる八月一日黎明に於て早くも露兵が東普魯西の國境を越えて小戰鬪を開始したることを指摘せり。反之獨逸は漸く當日午後五時より六時に至り始めて軍隊の動員を爲したるものにして、露西亞の行動は明かに宣戰前の敵對行爲なりとせり。又佛軍は八月一日「アルスミュンステロル」より獨逸國境を越えて侵入し且佛國航空機は爆裂彈を投下して獨逸哨兵を殺傷したることを主張せり。猶又獨逸は英國も八月四日午後七時宣戰の布告を爲すに先ち、既に獨逸臣民に敵對行爲を加へたることを指摘せり。而して是等の主張が果して事實なりや否やは將來の研究調査に俟つ可きものなり。

獨逸の白耳義中立の侵害は世人の夙に認むる所なるのみならず、其の戰鬪開始の方式も實戰に依るものにして條約違反なり。最初塊塞事件の展開し、獨露の風雲愈〻急を告ぐると共に露佛の關係益〻險惡を加ふるに當り、白耳義政府は萬一を慮りて七月二十九日其の軍隊に補充を命じ、三十一日動員令を下すと共に、其の永世中立の保障國たる英佛獨露塊の五箇國に向ひ、自國の態度を宣明するの公書を送附し、其の中立の保全に腐心しつつありたり。然るに獨逸政府は八月二日午後七時に至り、突然白耳義に最後通牒を送りて獨逸に對する友誼的中立の態度を執らんことを要求し、且十二時間以內に回答を期待する旨を以てせり。白耳義政府は協議の結果、八月三日午前六時三十分回答を獨逸に致して拒絕の意を表明せり。茲に於て獨逸が八月四日午後八時三十分白耳義に對し宣戰を爲すと同時に、白耳義領「グンメニヒ」に侵入し「エーキス、ラ、シャペル」より「レヒト」に亙る地帶を侵襲し「ヴィゼ」を燒燬したる後「リエージ」要塞の攻擊を開始するに至れり。聯合國對土耳其の關係も亦現實の戰鬪行爲に依りて開戰せられたるが如し。即ち土耳其は獨露開戰以來全く獨逸の傀儡と化し、其の政府は何等の單獨行動を執る能はず。獨逸より招聘せる軍事顧問「サンデルス」將軍の指揮の下に動員を行ひ、千九百十四年十月二十九日に至り、突然且何等の挑發を受くること無く、土耳其の諸艦隊は「クリミヤ」半島の東側に位する「フェオドシア」(Feodosii)及「之」と相對して「トランスコーカシヤ」(Trans-Caucasia)の西北端に位する「ノヴオロシスク」(Novorossiisk)を砲擊し、又「オデッサ」(Odessa)に於て土耳其の一軍艦は佛國軍艦「ポルチユガル」號を砲擊し、艦內の乘組員を殺傷したり。更に土耳其は何等の宣戰或は豫備的交涉をも行はずして同日露國の諸艦艇を擊沈し、黑海に面せる露國海岸を攻

撃せり。茲に於て露國は十一月一日露都駐箚土耳其代理公使に旅券を交付し、同時に土都駐箚の英佛露三國大使は各本國の訓令に基きて引揚げ歸國するに至れり。茲に於て土耳其と三國協商側との外交關係は全く斷絶し、宣戰を行ふこと無く、英佛聯合軍は直ちに當日を以て「ダーダネルズ」海峽を砲撃し、又露國は「コーカサス」方面より土耳其に侵入し攻撃を開始せり。

第四節　戰爭開始の時期

戰爭開始は紛爭國間に敵對關係を構成し、平時に異なる權利義務の關係を生ずると共に第三國に於ても局外中立の權利義務を生ず。從て紛爭國間の平時狀態が交戰狀態に轉移するは何時なりやを確定するは最も肝要の事項たらずんばあらず。從來の戰爭に於ては實戰に依り開戰したる場合には其の時期明瞭を缺く場合多く、又國交斷絶後交戰狀態に移るときと雖も其の期間は極めて短きを常としたりしが、歐洲戰爭に當り國交斷絶より交戰狀態を構成する迄の期間頗る長きの例を示したり。例へば歐洲戰爭中米國大統領が獨逸の橫暴なる商船擊沈の行動に對する輿論の激昂に鑑み、對獨國交斷絶の宣言を爲したるは千九百十七年二月三日にして議會

が米獨交戰狀態の成立を決議したるは同年四月六日なり。從て米獨兩國間の國交斷絶より戰爭狀態の成立に至る迄二箇月餘を經過したり。又支那は獨逸の潛水艇戰宣言に對し、米國と同一の態度を執るに決し、千九百十七年二月九日獨逸に對し抗議書を提出し、次で同年三月十四日對獨國交斷絶を宣言し、八月十四日に至り甫めて對獨墺宣戰を爲したり。即ち支那は國交斷絶より宣戰迄滿五箇月の期間を費したるものにして、斷交狀態の最も長き適例なり。南米諸國の如きも亦對獨國交斷絶を爲したる後數十日を經過して漸く交戰狀態に入り、又日墺兩國間の如きは國交を斷絶したるに止まり、歐洲戰爭の終局に至る迄宣戰せざりしが我國は英佛等と共同作戰に從事したる結果遂に戰爭狀態を構成したり。國交斷絶より交戰狀態の成立に至る迄の期間に於て其の紛爭國竝に其の對手國民に對して平時法を適用す可きや、戰時法を遵行せしむ可きやに就き疑問を生ず。或る學者の如きは斷交狀態に適用すべき一の國際法規の制定を主張しつつあり。又國際關係を平時及戰時の兩者にのみ限定せんとする學者中、或る者は紛爭國間の外交談判破裂の時より戰爭開始せりと爲し、又他の者は其の對手國に駐箚する外交官を引揚げたる時より交戰狀態に入るものなりと主張す。其の理由を考覈するに元來國家間の平和狀態なるものは

外交關係の圓滑にして、政治經濟上の利害竝に意見の合致せる間に存するものなるを以て國家間の意見衝突し、利害相反し、且外交談判の破裂せる以上、平和狀態は玆に終熄を告げ、戰爭狀態を構成するものなりと謂ふに在り。然れども紛爭國間の外交談判中又は外交官の引揚げを爲さざる以前に早くも戰爭を開始することあり。又外交談判の破裂し、外交官の引揚げを了したる後に於ても相互の讓步又は第三國の周旋、居中調停等の國際紛爭平和的解決手段に依り辛くも危機を轉じて平和の解決を見るに至ることあり。從て國交斷絕に依り戰爭の開始となり、戰時法規を適用せらる可しと爲すは正當の主張に非ず。

現今許多の學者の主張する開戰の時期を定むる標準は宣戰(條件附宣戰を含む)及實戰の兩者なりとす。即ち紛爭國が開戰の宣言を發したるとき、最後通牒の豫定する期間の滿了せるとき、又は戰鬪行爲を開始せる瞬間より交戰狀態は成立するに至るものとす。換言すれば紛爭國の一方が他方に對し戰鬪行爲を爲したる後宣戰を發するか、又は宣戰無き場合には其の戰鬪行爲に依りて戰爭は開始せられたるものと爲す可く、又實戰以前に宣戰ありたる場合には其の宣戰を爲したる時より戰爭狀態を構成せるものと解釋せざる可らず。而して宣戰に關し問題となるは、紛爭國一方の宣戰のみに依りて戰爭狀態を構成す可きや、又は一方國家の宣戰に對し他方が

之れに應じて宣戰を爲すを內容とする紛爭國雙方の宣戰を要するや否やに在り。惟ふに戰爭は國家間の爭鬪にして、平時に異なる權利義務の關係を生ずるものなるを以て、單に戰爭行爲の現實を指示するものに過ぎずと解釋せざる可らず。從て苟も一方國家が戰爭を爲すの意思を以て、對手國家に對して平時に於て許されざる敵對行爲、即ち加害行爲を行ふ以上、對手國の意思又は行爲如何を顧慮すること無く、開戰の事實ありと謂はざるべからず。若し紛爭國一方の行へる加害行爲にして他方の之れに應じて敵對行爲に出でざるの理由の下に戰爭行爲に非ずとせば、是れ國際法の認むる範圍外の行動を敢てせるものなるを以て、違法行爲と謂はざる可らず。斯くの如くんば一國の宣戰又は敵對行爲は對手國の意思如何に依りて國際法違反と爲り、又は適法となることありて國家の自由行動は對手國の意思に依りて制限せらるるの結果を生じ、頗る事理に合せざるものと爲り終るべし。

戰爭開始に關聯して宣戰以前に行ふ實戰、即ち敵對行爲に就き意見區々たるものあり。即ち宣戰前戰爭開始となるべき實戰とは如何なる事實を指すやの問題を生ず。

第一說は紛爭國間の一方が戰爭を爲すに決心し、他方に向つて自然其の決心の實行に著手したる時より實戰の開始せられたるものと爲す。然れども國家が開戰せ

んとするに當りては、對手國に對する戰略上の見地より公然其の決心を披瀝し實行に著手するが如きこと無く、愈々戰爭の避く可らざるに於ては祕密の間に行動し、對手國の虛に乘じて其の軍隊又は艦隊を攻撃し一擧に勝利を贏得せんとするや明かなり。從て開戰前に於ける公然の實行を期待するが如きは到底不可能なるのみならず、開戰の意思及其の著手の時期は當局者に非ざる限り何人も之を知ること不可能なり。加之紛爭國の一方が開戰の意思を以て軍隊又は艦隊の出動を爲したる後に至りても他方が讓歩又は屈從し、終に兵力に依る攻撃を爲すの必要無きに至ることも無きに非ず。從て一方紛爭國の軍隊又は艦隊の出動に依り戰爭の開始時期と爲すは當を得ざる見解と謂はざる可らず。

第二說は紛爭兩國の軍隊又は艦隊が對峙し機を見て相互に攻撃することを得べき狀態に在る場合、若くは實際に衝突したる場合に始めて戰爭の開始せられたるものと爲すものなり。然れども戰爭狀態は紛爭國一方のみの敵對行爲に依り開始せらる可きものにして、對手國が之れに應じて對抗すると否とを問はざるなり。即ち戰爭は紛爭國一方の他方に對する申込に非ず。此の說に從へば紛爭國雙方が戰爭を行ふの意思を有し相對抗するに非ざれば戰爭は惹起せざる譯にして、若し對手國

が戰爭の準備を整ひ對抗するの狀態に在りて始めて戰爭を開始せらるるが如き結果を生ず。紛爭國一方は他方が應戰すると否とに拘らず、兵力を以て侵撃し、其の要求を貫徹するに努むることあるも尙は戰爭たるを失はず。惟ふに紛爭國雙方が互に相對抗し、其の軍隊又は艦隊が砲火を用ゐたるときを以て實戰の開始と見るは正確なるに相違無きも、總ての戰爭が斯くの如き實戰のみに依り開始せらる可きものに非ず。

第三說は紛爭國一方の軍艦が他方の公私船舶を拿捕したる時より實戰は開始せられたりと爲す。又此の說の中にても私船の拿捕は戰爭開始後の行爲にして原因結果を顚倒せるものなれば對手國の公船を拿捕する場合にのみ實戰は開始せられたりと主張する學者あり。余輩は此の第三說を以て實戰開始を構成するものなることを信ずるも未だ總ての實戰に適用する能はざるの憾あり。國家間の實戰は必ずしも海戰に於ける敵船の拿捕に依りてのみ開始せらる可きものに非ず。陸上に於ける隣接國家間の紛爭に當りては對手國が戰爭を行ふの意思を有して應戰すると否とに拘らず、對手國の要塞又は兵力に對し先づ砲撃を開始することある可く、又海上に於ては水雷を敷設して對手國海軍の行動を掣肘し、又は水雷を發射して撃沈の手段を講ずることある可きなり。

第四說實戰は最初の敵對行爲を行ひたる瞬間より開始せらる可しとの主義にして、最も近世戰爭の實狀に適合せる見解なり。從て紛爭國の一方が開戰の意思を有し、他方に向つて最初に水雷の敷設、公私船舶の拿捕、砲撃攻圍等の敵對行爲を行ひたる場合には其時より實戰の開始せられたるものと爲さざる可らず。然るに一部の學者は敵對行爲を以て戰爭中に於ける狀態と爲し、開戰の結果を目して直ちに原因と爲すは循環論理の誤謬に陷るものなりと主張す。然れども紛爭國一方が他方に對し兵力を使用して不利益を與ふるの行爲に出づる場合には既に敵對行爲を構成するものにして、其の瞬間より戰爭の開始を認め得べく、爾後雙方より敵對行爲を行ひ得べきなり。即ち敵對行爲に依りて戰爭の開始し得べしと爲すは決して敵對行爲の行はれたる後に戰爭が開始せらる可しと謂ふの意に非ず。敵對行爲なるものが戰爭の實體にして、戰爭の原因に非ず、又結果にも非ざるなり。換言すれば敵對行爲に著手する瞬間より戰爭の開始せられたるものと謂はざる可らず。

敵船の拿捕に依る戰爭の開始に關しては議論多く、或る學者は敵船拿捕は戰時に非ざれば行ふこと能はざるものなるに拘らず、平時に之を行ひ、以て戰爭開始と謂ふは原因結果を顚倒せるものなりと誹議す。然れども敵船拿捕に著手する瞬間より戰時と爲さば拿捕行爲は既に戰時の適法なる行爲たる可きなり。從て對手國の船舶を拿捕し爾後雙方より敵對行爲の行はるること無く、平和の解決を見たる場合には戰爭狀態は成立せざるものにして、拿捕せる國家は其の船舶を還付すれば足れりとす。而して該拿捕行爲に對し謝罪する如きは國際禮讓に基くものにして、國際法上何等の關係無し。又或る論者は敵船の拿捕と謂ふは穩當を缺くものと謂ふ可く、敵たる性質は戰爭開始後に非ざれば存在せずと主張す。然れども對手國の船舶の拿捕に著手せる瞬間より戰爭の開始と爲さば『敵船の拿捕』と稱するも何等妨げ無く、論者の意は敵船の拿捕を成る可く、平時に於ける行爲と爲さんとするものにして其の根據極めて薄弱なり。

上述せる宣戰前戰爭開始となる可き實戰に關し遠藤源六博士は次の如き批評を下されたり。

第一、本論第一說乃至第四說は一般的に戰爭開始の時期を定むる標準に關する說に非すして、日露戰爭の開始の時期に關する特別の議論なり。然るに本論に於ては之を一般的の議論なる如く看做して立論せられ批判せらるるが故に甚だ肯綮に當らざるの結果となる。例へば第二說(日露戰爭開始の時期に付ては

小生の支持せる說なり)に對する批評の如きも如何に的を外れたる議論なるかを見るに足るべし。即ち我輩は一般的の議論としては「戰爭は總ての場合に於て兩國軍の間現實に砲火を交へざれば成立せず」と主張するものに非ずして、國家が明に平和關係を破壞するの意思を以て對手國に兵力を加ふるの行動を爲したるときは、即ち戰爭狀態成立すと認むるに躊躇せず。故に「云々」(拙著日露戰役國際法論五五頁—五六頁)と明言し居るにも拘らず、本論に於ては恰も常に軍隊又は艦隊が砲火を交へざれば開戰とならざるかの如く主張するものとして論評せるは其の一例なり、第三說に付ても同樣の非難を免れざるべし。

要するに第一說乃至第三說は日露戰爭に付ての特別の議論なり。若し之を一般の場合に適用せんとせは、此等標準たる事實ある以前に他に戰爭開始と見るべき事實なき場合に限り、此等の標準たる事實を以て戰爭開始となす趣旨なりと解せざるべからず。

第二、本論に於ては敵商船拿捕を以て戰爭開始となすの說を是認し、種々論評せり。此の說は立博士の主張にして我輩は之に反對なり。之は意見の相違なれば敢て何れの說を採るも差支なきは勿論なれども此の敵商船拿捕の時を以て

開戰と見る說は我輩の見る所に依れば戰爭行爲の性質に關し十分理解せざる所あるが爲に原因と結果とを顚倒したる循環論理に陷れる謬論なりと思はる。從て立博士及本論の著者も此の誤謬に基き他の說に對し批評を加へ、自說を支持し居るものと思料せらるるに依り、此の點を明にして參考に供すべし。立博士は(本論の著者も)海上捕獲は戰爭行爲なり、而して戰爭行爲に依り戰爭の始まるは當然なりと云ひ、砲火に依る攻擊にて戰爭開始となると云ひながら海上捕獲に依り戰爭開始となるとせざるは怪訝に堪へずと主張す。然れども此の議論は戰爭行爲と廣く云ふときは(一)戰鬪行爲(純然たる戰爭行爲其もの)と(二)其の他の戰爭行爲(戰爭に因り生じたる權利の執行)との間に大なる區分あることを解せざる謬論なり。廣義の戰爭行爲中には明に右二者を含む。而して敵國領土の攻擊(又は侵入)又は敵の陸海軍(戰鬪力を構成するもの一切)に對する攻擊は前者にして、國家に對する直接の攻擊なり。反之敵地に於ては徵發、取立金、海上捕獲又は非常徵用權と稱するもの等は後者にして、敵國人民又は其の他の者に對し交戰權を行使するものなれども、直接に國家に對する攻擊と云ふことを得ず。戰爭は國家間の關係なれば前者に依りては開戰となるも、後者に

依りては如何なる意思を以て之を行ふも開戰となることを得ず。後者は唯戰時中交戰者の權利として爲し得る行爲に過きず。

以上の區別は立博士の如く戰爭の狀態なりと見るも、又我輩の如く兵力戰鬪と見るも異なる結論を來すものに非ず。然れば以上の點を明瞭に理解せらるるならば、敵となるべき國の商船拿捕に依り戰爭開始となると云ふ說の誤れることを知るに足らん。又此の說に對する我輩等の諸種の非難に對する辯解が一も理由なきことを知るに足らん。（此の點に付ては拙著日露戰役國際法論五〇頁―五二頁と立博士の戰時國際法一一九頁―一二〇頁とを參照せられたし）。

若し商船拿捕開戰說を是認するならば紛爭國一方の軍艦が外交談判繼續中、（日露戰爭の露船拿捕は外交談判繼續中なり）對手國の沿岸に至り徵發を命じたる場合にも之を開戰と見ざるべからず。取立金を命じたるとき亦同然、其の他外交官領事官の撤退命令、中立船舶の强制徵用等苟も戰時に於ては、交戰國中當然行ひ得べき行爲を爲したるときは常に開戰と云はざるべからず。此の如きは何人も敢て主張するの勇氣なかるべし。

巴里平和會議に於て成立せる國際聯盟に依る開戰の時期に就きては疑問を存す。

聯盟規約第十二條の精神に依れば國家間に紛爭を生じたる場合には、先づ之を仲裁裁判又は聯盟理事會の審議に附し、其の判決又は勸告に服從す可きものとし、且仲裁裁判の判決は相當期限內に之を確定し、聯盟理事會の報告は紛爭問題を其の審査に附したる時より六箇月以內に之を行ふ可きものとせり。從て國家間の紛爭問題を聯盟理事會の審査に附するときは六箇月以內に報告を受く可きも、仲裁裁判に附議するときは相當期限內に判決を與へらるる可しとするが故に其の期限漠然たるものあり。加之仲裁裁判の判決或は聯盟理事會の報告發表後三箇月を經る迄は如何なる事情ありとも戰爭を開始せざるものと規定せり。然らば仲裁裁判の判決又は聯盟理事會の報告ありたる場合に於て、三箇月を經過すれば宣戰を俟たずして直ちに實戰を開始し得べきや否やに就き疑義を生ず。余輩の解釋に依れば此の三箇月間は紛爭國雙方に對し感情の融和を圖り、利害得失の考慮を爲さしむる餘裕を與へんとするに外ならざるを以て、從來の最後通牒に於ける豫定期間と擇ぶ所無く、唯だ最後通牒の期間よりも比較的長期間なるのみ、從て此の三箇月の期限滿了と同時に實戰を開始し得べきや勿論なり。殊に紛爭國雙方は仲裁裁判の判決又は執行委員會の報告あると同時に戰爭の避く可からざることを認め、三箇月間に亙りて其の最上

の準備を盡し期限滿了直前に於ては間一髪を容れざる狀態に在るを以て、宣戰又は條件附宣戰の手段を執ること無く、直ちに敵對行爲に出づるを得べきなり。

國際聯盟に依る開戰に關しても遠藤(源六)博士は批評を下されたり。曰く、

一、仲裁裁判の判決又は聯盟理事會の報告に於て戰爭の已むを得ざるものと認定せらるることあるものと前提して立論せられ居るも、右の判決又は報告に於て戰爭の已むを得ざることを認定することあるべからず。判決は當事者の紛爭に裁判を與へ解決せんとするもの、報告亦當事者の主張を審査し其の解決手段を提供するものなり。故に此の立論の根本に錯誤あるべし。

二、判決又は報告は紛爭を解決せんとする手段なるも、紛爭國が之に從はず、戰爭に訴ふることなきに非ざるべし。三箇月の猶豫期間は即ち此の場合に於ても直に戰爭に訴ふることを得ず。三箇月を經過することを要すと云ふ趣旨なり。此の規則なきに於ては紛爭國は何時にても適當と認むる時期に戰爭に訴ふるの自由あり。但し戰爭に訴ふるには宣戰又は條件附宣戰を含む最後通牒に依り明瞭且事前に豫告を爲すの義務あること勿論なり。然るに此の聯盟の規則に依り判決又は報告の後三箇月間は戰爭に訴ふることを得ざるの制限を附せられたり。然らば此の三箇月の期間經過後始めて何時にても適當と認むる時期に戰爭を開始する爲には條約に從ひ宣戰又は條件附宣戰を含む最後通牒を發するの義務あること當然ならずや(事實上必要ありや否や前問題、法律上は條約あるが故に已むを得ず)

第五節　國際聯盟と戰爭開始

國家は他國と干戈を交ふるに當りては其の地理的關係、國民的性格竝に開戰當時の事情如何に依り戰爭開始の方式を異にするを要す。從來の國際法規竝に國際慣例に於ては宣戰、條件附宣戰(最後通牒等)若くは實戰に依りて戰爭を開始したること及第二平和會議以後に於ては條約上必ず開戰の豫告を爲すの義務あることは既述せる所なり。

是等三種の開戰方式中我帝國に取り最も有利なるは第三種たる實戰に依りて戰爭を開始するに在りとす。我帝國の地勢は環海の小國にして國民は感情性に富むを以て防禦戰に不適當なり。即ち他國と戰爭の避く可らざるに至らば一擧に敵に打擊を與へて機先を制し、攻勢的態度を取るに非ずんば其の效果を完ふする能はざ

るべし。若し宣戰を行ひたる後悠々開戰するが如きことあらば、敵は直ちに我國の周海に殺到し、小國たる我帝國は直ちに敵に蹂躙せられて敗慘の不幸に陷るなるべし。從て我國は日清戰爭を開始するに當り、宣戰の詔勅に先つこと數日前早くも實戰を開始し、又日露戰爭に際し我國は露國に向つて明治三十七年二月六日午後四時外交斷絶の通告を發したる當日を以て既に軍事行爲を開始し、克く戰勝の光榮に浴するを得たり。而して此の我國の行動は端無くも歐洲諸國の物議を釀すに至りしが、各學者及實際家の研究を重ねたる結果、交通通信の頻繁敏速なる現代に於て相互に宣戰を行ふこと無くとも、國際談判の情況に照し、戰爭の避く可らざるや否やは自から明かなるを以て、直ちに敵對行爲に出づるも違法に非ずと謂ふに歸著せり。殊に外交關係の斷絶したる後自由行動の權利を留保するの宣言を爲すと同時に敵對行動に出づるも違法を以て目するを得ざりしなり。是れ我國に取りては最も有利なる解釋と謂ふ可く、日清、日露其の他の戰爭に於て常に勝利を贏得し、我國の國威を中外に宣揚したるは蓋し此の開戰方式に負ふ所大なるものあり。更に我國の如く海軍力の未だ完からざる島帝國に於ては他國の侵襲的行動あるに當り、敵の來襲を待たんか、慘敗を免かるる能はざる可きを以て、自衛權即ち正當防衛の見地よりするも、我より進みて機先を制し敵を攻擊せざる可らず。換言すれば我國の如き緊急狀態に陷り易き地勢に在る國家は必要主義に基く自衛權の發動を以て絕對的に肝要なりと思惟す。

自衛權即ち正當防衛の法理上の解釋に依れば、急迫不正の侵害に對し自己又は他人の權利を防衛する爲め已むを得ざるに出でたる行爲は之を罰せざるの意義を有す。即ち一國の權利にして侵害せられんとする時は國家は國際法規若くは國際慣例に準據して其の保全に勗む可きものなりと雖も、該侵害にして急迫せる場合には直接反撥的活動として實力に訴へ防禦の行爲に出づるを得べきなり。凡そ國家間には上長權力無きのみならず、一度其の危險に陷るときは再び回復する能はざるが故に、假令其の危險が目睫に逼り來れる場合に限らず、自國が認めて將來危險に瀕すると思惟する場合には、直ちに正當防衛、即ち自衛權を行使し得べきなり。斯くの如く我國は他國に比して最も自衛權の活用を必要とし、一旦開戰の必要ある場合には敏活なる行動を以て敵對行動を爲さざる可らざる事情の下に在るなり。

然るに歐洲戰爭の決濟を行ひたる巴里講和會議に於て制定せる國際聯盟規約に依れば、其の第十二條に於て『聯盟國は聯盟國間に國交斷絶に至るの虞ある紛爭發

生するときは當該事件を仲裁裁判又は聯盟理事會の審査に付すべく且仲裁裁判官の判決後又は聯盟理事會の報告後三月を經過する迄如何なる場合に於ても戰爭に訴へざることを約す本條に依る一切の場合に於て仲裁裁判官の判決は相當期間内に聯盟理事會の報告は紛爭事件付託後六月以内に之を爲すべし」と規定せり。從て今後聯盟各國間に惹起すべき一切の紛爭は、必ず先づ之を仲裁裁判若くは聯盟理事會の審査に附し、其の判決又は勸告に服從すべきものにして、如何なる場合に於ても直に戰爭手段に訴ふることを禁ずる條項なり。此の結果從來の如き國民間の猜疑誤解又は國民的感情に依る戰爭を回避し得るの效果ある可しと雖も、到底避く可らざる戰爭に當りても尙敏活なる戰略及び作戰を爲す能はざるの不都合なしとせず。殊に我帝國が從來の戰爭に用ひたる實戰闘に依りて行ふ戰爭開始の方式は第二平和會議の條約に依り既に禁止せられ居る上此の規定に依りて更に長日月間豫告の手續を執るも戰爭に訴ふること能はざるに至り、我國の將來に於ける戰爭に當り重大なる不利を釀すものと謂はざる可らず。殊に三箇月の猶豫期間は互に戰爭に訴へざるに過ぎずして、其の國内の軍備及び兵備を擧げて裝備又は艤裝を整ふることは差支なし、其の結果此の期間を經過して愈々戰爭に訴ふることある場合にも

敵の虚に乘じ、機先を制して攻勢を取るが如きは全く不可能なるに至る可し。（戰闘開始に關する條約には豫告と開戰との間に幾何の時間を置くことを要するやの規定なし。從て殆ど無宣言の戰爭開始に等しき結果を得る餘地あり）是れ我國に取り最も不利の點にして從來に於ける戰闘開始の方法に依る利益を收むること能はざるに至れり。殊に國際紛議を仲裁裁判に附する場合に於て其の判決は相當期間内に之を確定し、聯盟理事會の報告は紛議を審問に付したる時日より六箇月以内に之を行ふ可きものなるを以て、其の後の猶豫期間たる三箇月を算入し、合計九箇月間に亙り戰爭を開始する能はざるの結果を生ず。是れ强大國の利益にして弱小國の最も不利とする所なり。即ち强大國は九箇月間に亙り對手國の攻擊を受くるの危險無く、徐ろに其の國力を擧げて戰爭の準備を整ふるを得べきが故に一旦開戰の場合には强大國は必ず勝利を得るに至るべし。例へば將來日本と或る强大國と紛爭を生ずる場合には、先づ之を仲裁裁判或は聯盟理事會の審議に附し、六箇月間以内に判決の言渡を受け、之に服從せず戰爭するに至る場合にも尙ほ三箇月間を經過するに非ざれば戰闘行爲を開始する能はず。從て右强大國は此の九箇月間に其の莫大なる富力を傾倒して戰爭の準備を整ふることを得べしと雖も、戰爭の資源に乏しく、且

陸海軍の設備貧弱なるのみならず、軍需品の缺乏せる我帝國は機先を制し敏活の行動を執る能はざる爲め、遂に敗北の不幸に陷る可きや明白なり。是れ我帝國の存亡興廢に係はる大問題にして、聯盟規約第十二條は戰爭の場合に我帝國をして敗慘に陷らしむ可き規定と謂はざる可らず。從て國際聯盟第十二條は結果より觀察して世界各國に對し公平なるものと謂ふ能はざるを以て、將來に於ける利害得失に就き充分の考究を重ぬるの要ありと信ず。

第六節　歐洲戰爭に於ける列國の開戰方式表

墺洪國對塞爾維。

○墺洪國は塞爾維に對し最後通牒を發し、四十八時間以內の回答を要求す。（千九百十四年七月二十三日午後六時）

○塞爾維は墺洪國に向て最後通牒に對する回答を爲す。（七月二十五日午後五時四十五分）

○塞國駐箚墺洪國公使の「ベルグラード」引揚。（七月二十五日午後六時三十分）

○塞國軍隊の墺軍砲擊。（七月二十七日）

○墺洪國の對塞宣戰。（七月二十八日）

露國對獨逸

○露國の南部動員。（千九百十四年七月二十九日）

○露國の全國に亙る動員。（七月三十一日）

○獨逸は露國に對し最後通牒を交付し、十二時間以內に動員の撤回を要求す。（七月三十一日夜半）

○獨逸の對露宣戰。（八月一日午後七時十分）

○露國の對獨宣戰。（八月二日）

○獨逸軍は「リボー」(Libau)に於て露軍に對し攻擊を開始す。（八月二日）

○露國軍は「アイヘンリード」(Eichenried)に於て獨逸軍に對し攻擊を開始す。（千九百十四年八月一日より二日の間）…獨逸側の主張。

露國對墺洪國

○墺洪國の對露宣戰。（八月六日）

○露國駐箚墺洪國大使「ツアバリー」伯(Szapary)は露國政府に對し開戰の通告書を交付す。（八月六日午後六時）

○露國の對墺宣戰。（八月八日）
○墺軍は露領波蘭に侵入す。（八月十日）

佛國對獨逸

○佛國の動員令。（八月一日）
○獨軍の佛國領土侵入。（八月二日）
○佛國駐箚獨逸大使は佛國大統領に對し開戰通告を提示す。（八月三日午後五時）
○佛國臨時議會の開戰決議。（八月四日）

佛國對墺洪國

○墺國兵が獨逸軍と共に佛國東北境に於て共同作戰に從事す。（八月二日）
○墺國駐箚佛國大使の引揚。（八月十日）
○佛墺兩國間の國交斷絕。（八月十日）
○佛國は對墺宣戰を英國外相「グレー」卿を通じて交付す。（八月十二日）
○佛墺兩國間の戰爭狀態成立。（八月十二日夜十二時）

獨逸對白耳義

○獨逸は白耳義に對し最後通牒を提出し、十二時間以內の回答を要求す。（千九百十四年八月二日午後七時）
○白耳義は獨逸の最後通牒に對する回答を交付す。（八月三日午前六時三十分）
○獨逸の對白宣戰。（八月四日午後八時三十分）
○獨軍は「グンメニヒ」(Gemmenich)に於て白耳義領土に侵入す。（八月四日）

英國對獨逸

○英國は獨逸に對し最後通牒を提示し、八月四日午後十二時限り對白最後通牒の撤回を要求す。（千九百十四年八月四日）
○獨逸駐箚英國大使の引揚。（八月四日午後十一時）
○英獨兩國の國交斷絕。（八月四日午後十一時）
○英國外務省の開戰布告。（八月四日）

英國對墺洪國

○英墺兩國間の國交斷絕。（千九百十四年八月十日）
○英國の墺國に對する宣戰書交付。（八月十二日）
○英墺兩國間の戰爭狀態成立。（八月十二日午後十二時）

日本對獨逸

○日本は獨逸に對し最後通牒を交付し八月二十三日正午迄に無條件應諾を要求す。（大正三年八月十五日午後七時）

○日獨兩國間の國交斷絶。（八月二十三日正午）

○日本の對獨宣戰。（八月二十三日午後六時）

○日本艦隊の膠州灣封鎖。（八月二十七日）

○日本陸軍の流亭附近に於ける攻擊開始。（大正三年九月十八日）

日本對墺洪國

○墺國大使の引揚。（大正三年八月二十七日）

○日墺兩國間の國交斷絶。（同八月二十七日）

伊國對墺洪國

○伊國總動員令の發布。（千九百十五年五月二十二日）

○伊國の對墺宣戰。（五月二十三日）

○伊國駐箚墺國大使の引揚。（五月二十三日午後三時二十五分）

○伊國の「チロル」及「トリエスト」方面に於ける攻擊。（五月二十三日）

○伊國艦隊の墺國海港封鎖。（五月二十五日）

伊國對獨逸

○伊國駐箚獨逸大使の引揚。（千九百十五年五月二十三日）

○伊獨兩國間の國交斷絶。（五月二十三日）

米國對獨逸

○米國大統領の議會に於ける米獨國交斷絶の宣明。（千九百十七年二月三日）

○獨逸駐箚米國大使の引揚。（二月三日夜）

○米國の「アバム」無線電信局の押收。（二月三日）

○米國の對獨交戰狀態存立の決議。（千九百十七年四月六日）

○米國海軍の警邏就任。（千九百十七年四月三十日）

○歐洲戰場に於ける米國陸軍の砲擊開始。（千九百十七年十一月）

土耳其對聯合國

○土耳其艦隊の砲擊開始。（千九百十四年十月二十九日）

○土都駐箚英佛露三國公使の引揚。（千九百十四年十一月一日）

○土耳其對聯合國の交戰狀態存立。（千九百十四年十一月一日）

勃牙利對聯合國

○露英佛伊四國は勃牙利に對し最後通牒を送り二十四時間以内に獨逸との提携斷絶を要求す。（千九百十五年十月四日）

○勃牙利は無回答なりし爲め國交斷絶。（千九百十五年十月五日）

羅馬尼の參戰

○對墺宣戰。（千九百十六年八月二十七日夜）

希臘の參加

○希臘の對獨墺國交斷絶。（千九百十七年六月三十日）

葡萄牙の參戰

○葡萄牙艦隊の獨逸汽船拿捕。（千九百十六年二月二十三日午後四時）

○獨逸の對葡宣戰。（千九百十六年三月八日）

○墺國の對葡宣戰。（千九百十六年三月十四日）

黑山國の參戰

○黑山國の對獨墺宣戰。（千九百十四年八月七日）

支那の參加

○獨逸の潛水艇戰宣言に對し支那の抗議書提出。（千九百十七年二月九日）

○支那の對獨國交斷絶。（千九百十七年三月十四日）

○支那の對獨墺宣戰。（千九百十七年八月十四日）

暹羅の聯合側參加

○暹羅の對獨墺宣戰。（千九百十七年七月二十二日）

亞爾然丁共和國の聯合側參加

○上院の對獨斷交決議。（千九百十七年九月二十日）

○下院の對獨斷交決議。（千九百十七年九月二十六日）

○對獨宣戰決議。（千九百十七年九月二十九日）

○駐亞獨逸公使の引揚。（同年十月七日）

祕露國の聯合側參加

○對獨國交斷絶。（千九百十七年十月六日）

○駐祕獨逸公使の引揚。（同日）

「ウルグワイ」(Uruguay)共和國の聯合側參加

○對獨國交斷絶の宣言。（千九百十七年十月六日）

伯剌西爾共和國の聯合側參加

○上院の對獨宣戰布告案の通過。(千九百十七年十月二十六日)
○下院の對獨宣戰布告案の通過。(同年十月二十九日)
其の他諸國の聯合側參加
○「リベリア」(Liberia)國の對獨墺宣戰。(千九百十七年八月七日)
○「ハイチ」(Haiti)共和國の對獨墺宣戰。(千九百十七年九月二十三日)
○「グアテマラ」(Guatemala)共和國の宣戰。(千九百十八年四月二十五日)
○「ニカラガ」(Nicaragua)共和國の宣戰。(千九百十八年五月七日)
○「コスタ、リカ」(Costa Rica)共和國の宣戰。(千九百十八年五月二十五日)
○玖瑪共和國の宣戰。(千九百十七年四月八日)
○「パナマ」(Panama)共和國の宣戰。(千九百十七年四月九日)
○暮利比亞共和國の國交斷絶。(千九百十七年四月十三日)
○「ホンヂュラス」(Honduras)共和國の國交斷絶。(千九百十七年五月十七日)
○「サン、サルヴァードル」(San Salvador)國の國交斷絶。(千九百十七年六月十一日)
○「サント、ドミンゴ」(Santo Domingo)國の國交斷絶。(千九百十七年六月十七日)
○「エクワードル」(Ecuador)國の國交斷絶。(千九百十七年十二月九日)

第二編　陸戰

第一章　敵人論

第一節　敵人の意義

第一款　敵人の意義

戰爭は兵力に依る國家間の爭鬪にして、國家の人民間の關係にあらず。從て交戰國が敵國の人民を以て敵性を有すと認むるは、人民が國家の要素として敵の戰鬪力に緊密なる關係を有するが爲のみ。昔時の戰爭觀念に依れば、戰爭とは國家間の爭鬪なるのみならず、國家と個人竝に個人相互間の關係なりと看做したるが故に、交戰國は敵國の人民を以て敵と認め、又兩交戰國の人民相互間に於ても敵對關係を生ずるものとせり。此の見解に基き交戰國は屢、敵國の人民に對し掠奪、破壞、荒廢、毀燬等の恐怖すべき殘虐暴戾を逞ふしたり。例へば三十年戰爭に於て各軍隊は敵人に對し暴行至らざる無く、戰鬪に從事する者と同じく普通民をも殺傷せり。其の後世人

の間に慈惠心及俠勇の精神漸く發達し來りて、過度の殘虐を憤むと共に、交戰者と普通民との區別を生じ、殊に近世に至りては戰爭は國家間若くは政府間の關係にして、人民間の爭鬪に非ずとの觀念明瞭となれり。即ち第十八世紀に於て佛國の碩學「ルーソー」は其の著『社會契約論』に於て戰爭は國家間の關係にして國民間の爭鬪にあらず、一個人は人として又公民として敵たるに非ずして單に軍人として敵たるのみなることを主張し、又「ナポレオン」戰爭に於て「ウヰントン」公は敵國の普通民を保護するの態度を執り、之に對する暴行を嚴禁し、且つ佛國に侵入せんとするや、佛國民に向つて告示を發し平和的生活を營むに於ては鋒鏑に觸るること無かる可き旨を以てせり。又普佛戰爭中普魯西國王は布告を發し、朕は佛國軍人に挑戰するも佛國人民に對するものに非ず。從て佛國人民にして獨逸軍隊に敵對行爲を企てざる限り、其の身體と財產とは安全なる可き旨を警告せり。日淸日露の兩戰役に於て、我國は敵の武裝せる軍隊のみを以て敵兵と認む可き旨の訓令を發して敵國の平和的人民は之を保護するの方針を執りたり。南阿戰爭に當りても「ロバーツ」元帥は布告を發して「トランスヴァール」の普通市民は軍隊の作戰を援助せざる限り、其の身體の安全を保障する旨を聲明したり。

斯の如く現代に於ては戰爭を以て公然兵力に依る國家間の爭鬪なりと謂ふに一致せり。即ち戰爭は國家間の關係にして個人間の爭鬪に非ざる以上、個人は個人として敵性を有せず。單に國家に對する緊密の關係に基き敵性ありと爲すものなり。例へば軍人は國家の兵力を構成する關係上、又平和的人民は其の國家に租稅、徵發其の他の賦課を支拂ふ等戰爭と資源を提供し、抵抗力を維持する關係上、敵性を有すると認めらる。而して斯る敵性を有する個人を總稱して敵人と爲すものなり。然れども現代の戰爭に於て一切の敵人は悉く敵國の兵力に依り加害せらる可きものなりと謂ふの意に非ず。各交戰國は其の陸海軍を以て敵國の陸海軍に對してのみ直接に加害手段を行ふ可きものにして、普通人は特種の場合を除く外、直接の加害を受けざるものとす。

敵人に關する問題は海上捕獲に重要の關係を有す。而も古來學說慣例共に紛糾錯綜し、未だ各國の容認したる共通原則なるもの存する無く、各國の採用する所區々たるを免れず。今日廣く行はるる主義を大別すれば、佛國主義及英國主義の兩者あり。歐大陸の諸國は佛國主義を採用し、我國の捕獲規程は英國主義に則りたり。英國主義に依れば中立國人民たると敵國人民たるとを問はず、敵國又は敵の占領地に

在住するときは、其の國に租稅、徵發又は其の他の賦課を支拂ふ等の事實に因り、敵國の抵抗力を助成し、敵國と密接の關係を有するに至るが爲に、敵人と看做す可く、自ら敵國に住所を有せざるも、敵國に商店を有し、其の營業組合員たる中立人は其の敵國に在る財產に付ては敵性を有するものと看做さる。反之佛國主義は國籍に依り敵人中立人を區別するものにして、敵國に在住する中立國人民の敵性を否認す。然れども此の兩主義を通じ敵人たること明白なるものは、(一)敵國陸海軍の役務に服する人民、(二)敵の軍隊に直接隷屬せる從軍者にして、(イ)敵國の一般國民、(ロ)敵軍の占領地內の在住者及び(ハ)敵國に在住する中立國人に付ては主義に依り異なるものとす。

第二款　敵人の分類

第一項　交戰者、非交戰者

現今の戰爭に於て交戰者とは交戰國の兵力を構成する敵人を總稱するものにして、戰鬪員と非戰鬪員との二種を包含す。而して國際法上交戰者、非交戰者の區別を認むる所以は、此の二者の分界を明瞭にして、戰爭の慘害を限局せんとするに在り。

元來戰爭の目的は敵の戰鬪力を減殺し、自國の要求を貫徹すれば足るが故に、交戰者以外のものを殺傷することは明かに其の必要を越えたる不正の行動と謂はざるからず。故に交戰者以外の者に危害を加へざるの原則を遵奉せんと欲せば、先づ交戰者と非交戰者との區別を截然立つるの要あり。若し此の區別判明せざる場合には、平和的人民の如く見ゆる者も其の實敵兵なるやも測られざるが故に、自衞上敵國人民を悉く敵兵として取扱はざるべからざるに至り、一步誤れば撲滅戰爭の慘害を釀すに至る可し。故に是等の慘害を避けんが爲め、列國一致の標準を定めて其の區別を明かにするの必要ありとす。而して現今戰爭に從事するの權利を有するものは單に交戰者に限る可きものとし、非交戰者は直接之に干與することを得ず。交戰者は敵の權內に陷るときは俘虜として取扱はるるの權利あるも、非交戰者が戰爭に從事し敵に捕へらるるときは刑罰を受くべし。

交戰者たるには國家の强制に基く者と、本人の任意に依る者とを問はざるものとす。從て正則の陸海軍のみならず、民兵、義勇兵團若くは地方防禦兵の如き不規則の陸海軍人も總て交戰者に屬す。而して如何なる軍隊又は艦隊が正則の陸海軍に屬すべきやは其の國內法上の問題にして、國際法上一定の規則存する無し。從て民兵

又は義勇兵團を以て正則軍の全部又は一部を構成するも差支なし。又戰爭に當り交戰國軍隊に投ずる者は其の本國人たると外國人たるとを問はず、交戰者たる可きものなり。若し中立國人民が交戰國の兵力に參加し、又は其の官職に就き敵對行爲を爲すに至りしときは、中立人たるの利益を主張する能はずして、該交戰國の軍人と同一の取扱を受くべきものとす。此の點に就きては陸戰の場合に於ける中立國及中立人の權利義務に關する海牙條約第十七條に於て『中立人が交戰者に對し敵對行爲を爲すとき、及び交戰者の利益と爲る可き行爲を爲すとき、殊に任意に交戰國の一方の軍隊に入りて服務するときは其の中立を主張することを得ず。然れども一方の交戰國より同一の行爲を爲したる他方交戰國の國民に比し一層嚴酷なる取扱を受くること無し』と規定せり。但し次の如き事項は交戰者の一方の利益と爲る可き行爲とは認めず。(一)交戰者の一方に供給を爲し、又は其の公債に應ずること。但し供給者又は債主が他方の交戰者の領土又は其の占領地に住居せず、且つ供給品が此等地方より來らざるものなるときに限る。(二)警察又は民政に關する勤務に服すること是なり。(海牙條約第十八條)

非交戰者とは交戰國の軍以外の一般人民を總稱す。非交戰者は平和的生活を營み直接戰鬪に參加せざる限り直接攻擊せらるること無く、又俘虜とせらる可きものに非ず。又交戰國內に存住する中立國人民は大體其の國人と同一の取扱を受く可きものとす。

交戰者と非交戰者との取扱上に於ける相違を見るに交戰者は敵對行爲に依り殺傷又は捕虜せらるることあると同時に、敵軍に對して殺傷其の他の加害行爲を爲すことを得べし。而して敵軍の爲めに俘虜とせられたる場合には軍人に相當の待遇を受く可きものなることは既に述べたる所の如し。之れに反して非交戰者即ち平和的人民は戰爭中と雖も戰鬪に參加すべからざる義務あると同時に、原則として敵軍より其の生命、名譽及び財產を尊重せらるるの權利を有す。若し平和的人民が敵人を攻擊したる場合には戰時重罪人として處罰せらる可きものとす。

第二項　戰鬪員、非戰鬪員

交戰者は戰鬪員及び非戰鬪員の二種に依り構成せらるることは既に敍說したる所なり。戰鬪員は兵器を操り、直接戰鬪に從事し、敵を攻擊し、又は防禦するものなり。反之非戰鬪員は軍隊に隷屬するも直接戰鬪行爲を行はざるものなり。以下之を詳論せん。

第一　戰鬪員

戰鬪員は之を正則戰鬪員と不規則戰鬪員とに分類し得べし。而して正則戰鬪員は一國の法令に依り軍人たる資格を有する者にして、陸海軍將校、現役豫備及後備の兵士、屯田兵又は國民軍等苟くも軍隊に編入せられ、其の職務上交戰國を代表して攻撃又は防禦に從事する軍人なり。

正則戰鬪員は其の紀律服制訓練等嚴正にして外見上軍人たることを認識し得べき特殊の標識を有することは各國兵制上一般に認めらるる所なり。故に正則戰鬪員に關しては國際法又は條約に特別の規定なし。

國家の陸上戰鬪員は主として正則の陸軍より形成せらる可しと雖も、時として不規則戰鬪員を使用することあり。不規則戰鬪員とは正則の陸軍に編成せられずして戰鬪に從事する者を指稱するものなり。海牙陸戰法規第一條及第二條に於て二種を認む。即ち第一種は民兵(Militia)及び義勇兵團(Corps of Volunteers)にして、第二種は地方防禦兵(Levée en Masse)なり。

第一種中民兵とは法令に準據して組織し陸軍に附屬するも正則陸軍に屬せざる軍人の團體を謂ひ、義勇兵團とは戰爭に當り有志人民が自發的に團體を作り、國家の認可を受けて戰鬪に從事するものなり。詳言すれば民兵及び義勇兵團は正則の軍隊に屬すること無く、又十分なる軍隊的の訓練を受けざるに拘らず、國境防衛の任に當り、又は戰場に於て作戰動作に從事するものなり。從て紀律嚴肅ならず、戰爭の規則慣例に違反し、無益の慘害を生ずることなきに非ず。故を以て海牙陸戰法規は其の第一條に於て民兵義勇兵團に關する規定を設け、一定の條件を具備する場合には之に戰爭法規を適用し、正則戰鬪員と同一の待遇を受く可き旨を定めたり。而して其の條件とは次の如し。

一　部下の爲めに責任を負ふ者其の頭に在ること。

二　遠方より認識し得べき固著の特殊徽章を有すること。

三　公然武器を携帶すること。

四　其の動作に付戰爭の法規慣例を遵守すること。

而して是等の規定は人數の多少に拘らず團體を組織して戰鬪に從事する者に限り適用あるものにして、個々に敵對行爲を行ふ個人に適用なきことは規定自體に徴して明かなり。

第二種の地方防禦兵とは未だ占領せられざる地方の人民が、敵の接近するに當り前述の四條件を具備する編成を爲すの遑無く、侵入軍隊に對抗するの目的を以て公

然兵器を操るものを謂ひ、是等の人民が戰爭の法規慣例を遵奉するに於ては、交戰者と認めらる。此の種の不規則戰鬪員は自發的に敵對行爲に出づるのみならず、何等國家の意思に基き行動するものに非ざるが故に其の行動は私人の行爲にして、國家の行動に非ず。然れども愛國的熱情の發露にして、而も格別弊害なきが故に假令遠方より認識し得べき固著の特殊徽章を有すること無く、又部下の爲めに責任を負ふもの其の頭に無くとも、之に交戰者たる特權を認むることとせり。地方防禦兵に就き最も注意を要する事項は其の地方の未だ敵軍に依りて占領せられ居らざることの條件なり。若し敵軍の占領に歸したる以後に於て其の地方人民が敵軍に抵抗するときは軍令に牴觸し、犯罪を構成す可きが故に相當の處罰を受く可きは勿論なり。

次に野蠻人を戰鬪に從事せしめ得べきや否やは國際法上困難なる問題なり。古來歐洲諸國は野蠻人種を使嗾若くは使用して戰爭に從事せしめたるの事例に富み、又國際公法中にも野蠻人種を軍隊に使用し能はずとする法則存せず。故に野蠻人團體に對する爭鬪に於て文明國が野蠻人を使用すると否とは文明國の任意に屬すべしと雖も、文明國相互間の戰爭に野蠻人を使用するは好ましきことに非ず。蓋し野蠻人は性殘忍にして博愛人道の觀念無きのみならず、訓練紀律を缺如するを以て、戰爭法規を蹂躙し易し。故に今日文明國間の戰爭に野蠻人を使用することを是認するもの無し。然れども斯る野蠻人たる兵士も、交戰法規を遵守する限り、之に交戰者たるの特權を認めざるの理由なきが如し。顧ふに文明國が野蠻人を使用するに就きては二種の方法あり。即ち文明國が野蠻人中より兵士を募集し、之に訓練を與へて文明的軍隊の一部を組成する場合及び野蠻人を單に軍隊の補助として其の會長指揮の下に獨立に動作せしめて使用する場合是なり。而して前者の方法は國際法上決して咎む可き所無きが故に、之に交戰者たるの特權を認めざるを得ざる可く、後者の場合は之を明白に不法なりと斷言する能はざる可きも、交戰法規違反の場合を生ずるの虞大なるを以て之を使用することを戒愼せざるべからず。

第二　非戰鬪員

非戰鬪員とは交戰國の兵力の一部を組成して軍隊に從屬するも、直接兵器を操りて戰鬪行爲を行はざるものを指稱す。而して非戰鬪員に屬する重なるものは、(一)會計經理部員、法官部員。(二)醫士、獸醫、藥劑師、看護人。(三)布敎者たる僧侶、牧師。(四)野戰郵便部員。(五)法律顧問、技師其の他の官吏。(六)將校の馬卒及從卒。(七)從軍記者、通

信員。(八)用達人、酒保の人員。(九)人夫等即ち是なり。

非戰鬪員は戰鬪員と其の性質を異にし、直接攻擊防禦の任務に服せざるも敵の攻擊を受く可きは勿論、敵の爲めに捕擒せられたるときは戰鬪員と同じく俘虜たるの權利を有す。之れ海牙陸戰法規に於て均しく俘虜の取扱を受くるの權利を有すと規定せる所以なり。但し非戰鬪員中衞生部員、軍醫、藥劑師、看護卒等は赤十字條約の保護を受くるものにして、該條約に依り尊重せられ、且つ俘虜とせらるること無き特權を有するものとす。

第三　歐洲戰爭中の事例

歐洲戰爭に當り獨逸は佛國及白耳義の未だ占領せられざる地方の普通民が武器を操り獨逸兵に敵對するを非とし、和蘭國を通じて佛國及白國に抗議を提起したり。即ち佛國に對する抗議は次の如し。

佛蘭西政府宛獨逸軍隊の報告に依れば、佛國は國際法を無視して民兵隊を編成中なりと謂ふ。而して佛國住民は平服を纏ふて卑劣にも獨逸兵に向て發砲せり。是に於て獨逸は斯くの如き戰鬪法を以て國際公法に背戻するものと看做し、茲に抗議を提起せんと欲す。獨逸軍隊は佛國民が表示せる敵對の意思を極めて强硬

に鎭壓すべき命令を受けたり。普通市民にして武器を携ふる者、獨逸の通信を妨害する者、電線を切斷し若くは爆發を惹起せしめし者、又は手段の如何を問はず戰爭に不正の參加を爲したる者は即時に之を銃殺すべきことを宣言す。戰爭若し斯くの如き殘虐なる性質を帶ぶるに至るも、獨逸は之に對し責任を負はず。之が爲め特に流血を見ることあらば佛國獨り之が責任を負擔すべきなり。

白耳義政府宛の抗議も同一の趣意を繰返したるものにして、最後に白耳義人の抑制し難き憤怒より認識し難き容裝を爲し、軍人たる制服を著用せず、又徽章を佩用せずして戰鬪に參加するは不正なる行動なるを以て獨逸軍隊は之を公法適用以外の人物として取扱ひ、且つ斯る人物が戰鬪に參加し若くは獨逸の通信を妨害することあらば、直に銃殺すべきを警告せり。獨逸軍は往々白耳義人が外部の標識を有せずして戰鬪に參加せることを理由とし、白耳義の平和的人民を虐待し、間斷無き暴行を敢てせり。殊に地方防禦兵に關しては海牙陸戰法規第二條に於て占領せざる地方の人民にして、敵の接近するに當り部下の爲めに責任を負ふ者其の頭に在ること無く、又遠方より認識し得べき固著の特殊徽章を有せずと雖も侵入軍隊に抗敵する爲め自ら公然兵器を操り、且つ戰爭の法規慣例を遵奉する限り、之を交戰者と認むと明

定しあるに拘らず、獨逸は右規定に依り地方防禦兵を交戰者として取扱ふことを否認せんとするものの如し。獨逸參謀本部の陸戰慣例は地方防禦兵、即ち普通人民にして敵の接近するに當り軍の編成を爲すの遑無く、侵入軍隊に抗敵する爲め自ら兵器を操る者の場合に付、國民戰爭(Valkkrieg)又は民族戰爭(Nationalkrieg)の名稱を附し、多數の國際法學者が一國の人民は祖國防衞の自然權を奪はれざる可く、弱小國は群民蜂起に依りてのみ自國を防禦し得るとの理由に基き、此の種の戰鬪者に對し、交戰者の資格を認めんとし「ブラッセル」宣言及海牙陸戰法規に於ても斯る場合を規定したりと雖も、之に對しては反對の議論の存する旨を以てし、且つ論じて曰く『軍事的編成を爲すことと敵國軍に屬する者たるの外部の標識を有することの要求とは決して祖國防衞の自然權を否認するものに非ず。即ち國民が武器を操ることを禁ずるものに非すして、唯だ秩序維持の爲め之を爲さんことを要求するに過ぎず』と。「リユーダー」の陸戰法規中の言を引用して論述するに、獨逸は前述の佛國及白國に對する抗議中に見る如く白耳義人が地方防禦兵として其の鄉土及家族を防護せんが爲め敢然抵抗を試むるや之を以て普通民の參戰敵對なりと爲し、都市又は村落を荒掠破壞して無辜の良民を殺戮するの蠻行を逞ふしたり。之れ現行國際法の規定竝に其の精神を沒却せる不法の見解なりと謂はざるべからず。換言すれば白耳義の平和的人民が不規則且つ不法に戰爭に參加せりと稱する獨逸の主張は、現實國際法の認むる戰鬪員の適法なる行動を目して不法行動なりとするものにして、畢竟地方防禦兵の條件に關する見解の相違に基因するものなり。白耳義政府は同國に獨逸軍が侵入せる當時各都市に戒諭文を發し、敵軍が附近に出現することありと雖も、普通民は(一)戰鬪に加はらざること、(二)敵軍を侮辱し若くは威嚇する如き言語を愼む可きこと、(三)挑發的動作を爲せりと非難せらるるを避けん爲め屋內に籠居し窓を閉鎖すべきこと、(四)普通民は發火に加はれりと詐らるること勿らん爲め、白耳義兵が防禦の目的を以て占據する家屋を引拂ふ可きことを戒飭せり。從て白耳義の一般人民が不法に參戰せることなかりしものと判定せざるを得ず。

第二節　內地に在る敵國人の待遇

開戰の際自國領域內に居住する敵國人の取扱に關しては國際公法上明確の規定存ずる無く、亦古來各國の執り來りたる方策も一定する無く、時と場合とに依りて變化するを常とし、單に各國家間の條約に基き本問題を決定せるものの如し。然れど

も昔時に於ては、概して敵國人は開戰と同時に之を俘虜とする傾向ありたり、國際法の鼻祖たる「グロチュース」も敵國人は敵の戰闘力及資源を減殺するの目的を以て戰後に至る迄之を拘禁し置くべきものなりと主張せり。爾來多くの學者は此の說を踏襲し、獨逸の「モーゼル」(Moser)、和蘭の「ビンケルショーク」(Binkershoek)等の如きも敵國人は總て之を拘禁し得べきものなりと論定せり。第十八世紀の頃瑞西の公法學者「ヴァツテル」(Vattel)は交戰國が敵國人を抑留す可き權利無きものとし敵國人は誠實を誓ふて來往するものなれば其の存留を許可するの事實は、反面に於て自由に歸還し得べき暗默の意を偶す。故に此の趣意に副はんが爲め、敵國人に對し開戰と同時に一定の猶豫期間を與へて退去せしむ可きものなりと主張し、一般の國際慣例と爲れり。

往時諸戰役の開始に當り實行せられたる事蹟を究むるに、千七百五十六年の戰役に於て英國は佛國民を殘留せしめ、又千七百六十二年の役にも西班牙人の殘留を許し、更に「クリミヤ」戰爭に於て英佛兩國共に露國人の殘留を許可せり。然るに千八百三年「ナポレオン」戰爭の時開戰に當り佛國に在りたる一萬の英國人を俘虜として千八百十四年の講和成立に至る迄之を抑留したりし行爲に對し、「ナポレオン」は英國が正式に宣言せずして二隻の佛國商船を捕獲し、以て敵對行爲を開始せしに對する復

仇手段として、右の行爲に出でたるものなれば、國際法上正當なりと辯解せり。之に依て見れば、「ナポレオン」と雖も在留敵國人を俘虜として抑留するの權利ありと主張せるものに非ずと謂ふ可し。更に普佛戰爭に當り佛蘭西國防政府は開戰の劈頭、在留獨逸人が平和に行動する限り殘留を許すべき旨を宣明せるに拘らず、獨逸軍の侵入迅速にして巴里の危險に瀕するや、巴里及「セイヌ」州に在住する全獨逸人を驅逐し、之を以て緊急狀態に基く必要なる警戒手段なりと主張せり。又米西戰爭開始の際、米國大統領「マッキンレー」氏は西班牙人に對し監視の下に殘留又は退去を許可し、南阿戰爭の時は英國人は「トランスバール」及「オレンヂ」自由國より退去を命ぜられたり。日露戰爭の當時露國政府は本土を除き、其の他の領土に我國民の殘留を許し、又我政府は平和温良なるを條件として露國人の引續き在留又は退去を爲すに付全然自由を與へて其の在留する者に對しては、生命財產名譽の保護を確保し、我國裁判所の救濟を請ふことをも之を許可したり。千九百十一年の伊土戰爭の時、伊國政府は土耳其人に殘留を許したるに拘らず、土耳其政府は特種階級の伊國人を除き、他は悉く退去す可き旨を命令せり。

是等の實例より推論するに敵國人を抑留し得べきや否やに關しては、今日慣習國

際法上敵國人にして敵の兵力に加はらざる限り、之を拘禁すること無く、相當の猶豫期間を與へて退去を許し、又は引續き在留することを許す可きものなりと結論するを正當とす。即ち交戰國は其の領土内に在る敵國人に退去を命ずるに當りては緊急の必要ある場合の外、相當の猶豫期間を與へざるべからず。又戰爭上の必要又は其の他の重大なる理由あるにあらざれば、漫りに敵國人に對し退去を迫る可きにあらず。若し敵國人に在留を許す場合には、軍事上又は行政上の必要に基き一定の滯留區域を限り居住せしめ、又は敵對行爲を行はざるを宣誓せしむることを得べし。敵國人にして歸國後兵役に復す可きものは之を抑留し得べきや否やの問題は、國家政策及軍事上の必要及び敵國政府の自國臣民に對する待遇の良否に依りて決すべきものなりと雖も、敵國の抵抗力を增加すべき人の供給を絶つは、交戰國の自衞上爲し得べき所なるを以て、歸國を禁止し、事情に依りては抑留し得べきものなりとす。軍籍に在る敵國人民が永年在留して地理に通曉し、各地方の情勢を審かにし、因て嚮導又は偵察の任務に服することあるは往々經驗する所なるを以て、場合に依り是等の敵國人を抑留するの必要あるべきは言を俟たずして明白なり。

歐洲大戰の勃發當時、惹起せる實例を見るに、各交戰國は皆其の國家政策に基き敵

人を待遇したるものの如し。千九百十四年八月五日英國が獨逸に對し宣戰を布告するや、其の翌日英國議會は獨逸官憲が探偵を各國に放ち、國情を探知するに鑑み、又今回の如き國家的存亡を賭する大戰爭に當り、軍事上の必要に基き外國人取締條例を制定して敵國人の英國上陸を禁じ、且つ英國に居住する外國人を追放するの權限を定め、又殘留を許可せられし外國人に對する登錄、住所、旅行其の他の事項を規定し、敵國人の取扱に關する從來の慣例に一變革を加へたり。即ち同條例は之を二部に分ち、第一部に於て中立國臣民の出入し得べき十三箇の許可港を列擧して其の他の諸港を禁止港と爲し、而して敵國人は英國外務大臣の許可證を所持するに非ざれば、前記の十三港の孰れにも出入するを得ざるものとせり。第二部に於ては一定の區域に限り敵國人の居住を許し、特別の許可を得ずして該區域を距る五哩以上の地に旅行するを禁じ、又所持品を制限し、警察官は何時にても敵國人の住宅を臨檢搜索するの權限あることを規定せり。又英國は獨逸婦人及び小兒に對し隨意歸國を許可したるも、男子の歸國は之を禁じ、且つ擧動不審なる者は收容所に抑留することとせり。其の後米國大使の仲介に依り八月三十一日獨逸と平和的人民の交換を行ふことと爲し、之を獨逸政府に提議したりしが同政府も英國政府にして獨逸臣民の英國より出發

することを許さば、獨逸も亦英國臣民の退去を許可すべき旨を回答せり。仍て英國政府は獨逸人にして兵籍に在る者及適齢者にして兵役に服せざることの誓約を肯せざる者及び適法に監禁せられ居る者を除き其の他の普通人民は獨逸政府に於て在獨逸の英國臣民に對し、相互的待遇を與ふるを條件として、(一)婦人及び小兒、(二)年齢十七歳以下四十四歳以上の男子、(三)十六歳より四十四歳迄の男子にして兵役に服する義務無き者及び出發前に直接又は間接に戰爭に參加せざることを誓約せる者に限り、其の本國に歸還することを承諾し、協約を締結せり。然るに其の後獨逸が高齢にして且つ病苦に惱める四名の英國退役將校、二名の僧侶及び一名の醫師を「バット、ナウハイム」(Bat Nauheim)若くは「フランクフルト」(Frankfurt)に抑留せるに對し英國政府は抗議を提起したり。之に對し獨逸政府は聲明して、英國政府が獨逸男子にして十七歳より五十五歳に至る者を抑留せるに對する復仇手段として英國臣民を抑留せるものなり。若し英國が英領殖民地に居住する獨逸人を放免せずんば、獨領殖民地に在る英國人をも抑留すべき旨を警告せり。而して獨逸は英國臣民を伯林に抑留し、之を監獄に投じ、寢具一切化粧道具及び衣服は之を獄中に携帶するを許せり。米國大使館員は伯林郊外の「ルーレベン」(Ruhleben)に在る大收容所を視察し、三千五百名の英國男子の在るを發見したりしが、該收容所は清潔にして衞生行届き、設備亦良好にして、此處に幽囚せらるるものは給與せらるる糧食の外、各自適宜に糧食を購入するを許され居れりと報告せり。

埃國政府は米國大使館を通じて英國に對し英國普通民の伊太利若くは瑞西に至らんとする際之に便宜を與ふべきを以て、英國政府も亦埃洪國普通民を同樣に待遇せんことを要求せり。仍て英國政府は埃洪國政府と協定を爲し、婦人小兒及び十八歳以上五十歳以下の男子其の他醫師、僧侶竝に病者は制限年齢に屬する者と雖も、相互的條件の下に出發歸國を許可したるが如し。

露國は獨逸が滯留露國人に對し嚴刻なる取扱を爲したることを非難して其の實例を擧げたり。即ち開戰後獨逸を立退く能はざりし露國婦人に對し交付したる通告書中に『貴女は外國人なるが故に獨逸帝國内に居住し、若くは保護を受くるの權利なし。若し司令官の意見に依り在留を許されたる場合には、警察吏の指定する業務に服す可く、且つ勞銀は地方の標準に依りて給せらる可きものなり』との事項を以てせり。交戰國が敵國人にして自活の道無きものに相當の業務を授け、勞銀を給するは正當且つ寬大なる措置なりと雖も、警察吏の專擅を以て其の適當とする業

を強ひたるは、同情ある待遇と謂ふべからず。露國は敵國人の待遇に關して千九百十四年八月十日勅令を發して、專ら相互主義に則り、敵國人に許與せる法律適用の免除其の他の特權を剝奪することとし、軍職を帶び若くは召集に應ずべき敵國人は俘虜として抑留すべきものとし、又兵役に關係無き敵國人は露國より追放するか、又は抑留す可く、然らざれば露國の便宜とする地方に送致し、露國に渡來するものは特別許可を要する旨を宣言せり。

白耳義は獨逸軍が「オステンド」を占領せざる以前の九月五日附を以て、同市の市長をして獨逸人及び墺洪國人は悉く三十六時間以內に退去せんことを要求せしめたり。但し獨逸人及び墺洪國人にして、白耳義軍隊に既に勤務し又は現に勤務しつつある子弟を有する者は、獨墺兩國の軍隊に於て現に勤務する他の子弟を有せざる條件の下に滯留し得べき除外例を設けたり。而して此の命令に背く者は拘留に處し、軍法會議に附す可き旨を以てせり。

獨逸に於ても聯合國側の不法待遇に關し各種の實例を擧げて非難攻擊を爲せり。例へば獨逸帝國の調査委員會は白國に於ける獨人迫害の事實に關し、證人の宣誓を取り且つ其の陳述中證據書類を擧げて調査したる結果幾多の事例を摘記せり。「ドロテ

ア、メルボ」(Dorothea Mello)は「ブリュッセル」市の狀況を語りて曰く一見四十四五歲の男構內に引込まるるや頭部より頸に至る迄鮮血瀧々たり、之れ一憲兵の手にせる護身棒(Totshleger)を以て毆打せられたるなり。予は窓硝子を通じて眺め居たるに、中の男は塀際に佇立せしめられたる上銃殺されたり。而して停車場に在りたる白國人は之に喝采せり。予は彼の銃殺せられたる理由を尋ねたるに、鐵道の一役員は彼の男は獨逸人にして拳銃を所持したるが爲めなり。午前中にも此處に於て五六名の獨逸人が銃殺せられたりと答へたり。更に「オットー、エミール、リハールド、シュ」(Otto Emil Richard Sch...)と稱する男は「モンス」市(Mons)に於て、白耳義人より種々なる蠻行を受けて身體に負傷し、警官よりは間諜と慢罵せられたる上、八月上旬より九月二日迄抑留せられたる旨を陳述せり。又「マルガレッテ、ヨハンナ」夫人(Margarethe Johanna)の證言に依れば、八月五日早朝「リュージ」市の「リー、グレテリー」(Rue Greterie)街に於て、二歲前後の小兒地上に橫はりて白國兵に蹈み躙られたるを見たり。而して件の小兒は斯の如くして虐殺せられたるや否やを知らずと雖も、周圍の人々の語るを聞けば、其の小兒は窓より投げ出されたるものにして、白國兵士は異口同音に此の普魯西人を殺せと罵り居れりと。更に一商人「シュ…」某は曰く。予は八月三日商用の爲め「ガン」(Gent)に赴きたりし

が「デラッセル」市に於て予を間諜として取扱ひたり。之れ予が一警部に向ひ、『彼の佛國將校は四週間以前より此の地に來り居れるが、元來何の爲めならん』と言ひたることあるが故なり。「ガン」に於ては群集より投石せられ、脚部に彈丸の擦過傷を受け、警官より顏面を毆打せられたり。夜に入り三四百名の人々と共に小競馬場に宿泊せしめられ、黃金の細工物は悉く盜み去られたり。白國の警官見張を爲し、官吏之を奪取せるものとす。又一名婦人が荷造り最中四名の男に捕縛せられ、家內より街頭に引出され、足にて蹈み躙られたるを見たり』と。此の外獨逸調査會は開戰當時佛國に於て行はれたる蠻行に關し、各種の事例を引用せり。「ミュンヘン」紙上に於て「マクス、ステーベック」(Max Stelbeck)と稱する者の語りたる所に依れば、佛國より退去を命せられたる獨逸人が「オテル、ボルドー」に引き上げたるに、群集同旅館の前に集合して惡罵したるを以て、旅館の主人は獨逸人に退去を逼れり。而して「チェール」(Thiers)迄輸送せらるる途中汽車は家畜車を使用し、「チェール」に到れば約八百名の獨逸人を一纏めと爲して豚小屋中に押込め、乳呑兒の爲めに牛乳を求むる者あるも許可せず、十一日間の拘留中多くの小兒は死亡せり。更に一獨逸人の如きは佛語を解せず、佛兵の質問に答ふる能はざりし爲め、銃劍にて左眼を抉り取られ、又群集は獨逸人に慢罵を擅にし、殊に「モンス」に於て獨逸音樂師は虐待を受け、其の貴重なる「バイオリン」を破壞せられたり。又「ブリュッケ」の獄には約二千人の獨逸人が捕虜として拘禁せられしが、就れも顏面其の他に負傷し苦痛を訴へつつありたりと謂ふ。

第三節　交戰者及非交戰者の待遇

第一款　敵國交戰者に對する非交戰者の態度

戰鬪員及非戰鬪員たる交戰者以外の交戰國人民は之を平和的人民又は非交戰者と稱し、時としては受働的敵人(Enemis Passifs)と稱せらる。交戰國に居住する他國人民も亦各本國の國民たるの資格を失はざるに拘らず、其の居住中は交戰國の平和的人民と同一の待遇を受く可きものとす。斯る平和的人民に對する敵國軍隊の義務に就きては敵國非交戰者に對する交戰者の態度を論ずるに當りて詳述す可く、本節に於ては單に平和的人民の敵國軍隊に對する權利義務を敍說せんと欲す。

凡そ交戰國平和的人民は軍事費を負擔して戰鬪力の資源を豐富ならしめ、或は物資を供給して戰鬪を補助する等自國の戰爭に絕對的無關係なる能はざる可しと雖も、敵國軍隊に直接抵抗し、又は本國軍隊に助力し、若くは軍事的通信を與ふる等の軍

事行動を爲すべからず。若し斯る行動を敢てしたる場合には、戰時重罪人として嚴罰に處せらる可きものとす。但し占領せられざる地方の平和的人民が敵の接近するに當り、義勇兵團たる編成を爲すの遑無く、愛國の至情より侵入軍隊に抗敵する爲め、公然兵器を操り、且つ戰爭の法規慣例を遵奉して敵對行爲を爲すは妨げ無きものとす。

獨逸參謀本部編纂の陸戰法規も此の場合を豫想して國民戰爭(Volkskrieg)又は民族戰爭(Nationalkrieg)の名稱を與へ、一國の人民は祖國防衞の自然權を奪はれざる可く、又弱小國は群民蜂起に依りてのみ自國を防禦し得るものなりとの說あるも、交戰者たるには軍事的編成を必要とすること、及び敵の部隊に屬する者たるの外部の標識を有するを要することは決して祖國防衞の自然權を否認するものに非ず。即ち人民の兵器を操るを禁ずるものに非ずして之を爲すに秩序的の方法に依ることを要求せんとするに在りと言明せり。此の說に依れば群民の敵對行爲は侵入軍指揮官の見る所に從ひて適法ならずとし、戰時重罪人として罰せらるるの虞あり。

歐洲戰爭に於て獨逸軍が未だ占領せざる地方の住民が抵抗せるを口實として戰時重罪なりと爲せるは、海牙陸戰法規第二條を無視せる行動なり。是れ占領せられざる土地の住民も地方防禦兵として交戰者たる取扱を受くるには軍事的編成を必要とすとの觀念に基くものと謂はざるべからず。獨逸「マイニングン」著『千九百十四、十七年戰と公法の破壞』中に於て『戰鬪に參加せる佛國及び白耳義の民衆は陸戰法規第一條の民兵又は義勇兵團に非ざること無く、又彼等は白旗を濫用し雙手を擧げて降伏を裝ひ獨逸兵の接近するや俄かに發砲し、或は背後より狙擊し、明かに陸戰法規第二十三條に揭げたる七條項を悉く蹂躙せりと極論せり。然れども右は獨逸の行動を辯護せんが爲め虛構の事實を基礎として佛國及白國を攻擊するものにして信を措き難し。前述せる如く獨逸に於ては地方防禦兵として交戰者たる取扱を受くるには、必ず軍事的編成を爲すとの見解に基き、此の如き要件を充たさざる住民の軍事行動に對する制裁として、一地方若くは全部市の住民を虐待し、掠奪、破壞若くは荒廢を敢てし恐る可き蠻行を演じたるものなり。

之れ人道を無視し、國際法規を蹂躙せる不法の行動と謂はざるべからず。

更に一方交戰國が對敵國の一地方若くは都市を占領したる場合には其の地の住民は占領軍の命令に服從せざるべからず。若し其の命令に從はず、若くは其の禁せられたる行爲を爲したる場合には所定の制裁を加へらる可きものなり。

歐洲戰爭に於て、白佛兩國の平和的人民の態度に就き獨逸側は『民衆の參戰』と題して次の如き實例を列擧せり。即ち獨逸は英國戰地通信員、フイリップ、ジップス」が「デーリ、クロニクル」紙上に白人と獨逸鎗騎兵との間に行はれたる事件を記載したるを引用せり。之に依れば獨逸の一鎗騎兵途に迷ひたるを以て、一白人に道を尋ねたるに、其の白國人は叮嚀に敎ふると同時に、獨逸兵の油斷に乘じて衣囊中に隱匿し置ける短銃を取り出して該鎗騎兵を狙撃したりと。而して英國の新聞記者が之を推賞し、『銃は彼の家の實物となれり』と言ひたることを非難せり。更に獨逸は白耳義の普通民が詐謀を以て、獨逸兵を殺傷したることを指摘して曰く、白國民衆は杖銃及傘銃を携帶す。而して是等の銃は外見銀の把手を有し、黑く磨きたる杖狀を爲せるも、柄は鋼鐵にして把手の部分に閉鎖器あり、彈機に依り銃を引出し、霰彈又は鉤彈を込め、對手に接近して射撃し得べき仕組なり。白國民衆は斯くの如き手段を弄して獨逸

兵を斃したる後、再び杖として使用し行くを常とすと。又白國民衆の獨逸軍に對する態度に關し、一醫師は「チルニッシユ、ツアイトング」紙上に次の如き事實を報告せり『白國人は男女老幼の別無く獨逸兵に危害を加へたり。斯る蠻行は黑奴を對敵とせる時より以外に經驗する能はざる所なり。非交戰者たる白國民は家屋の戸隙又は藪蔭より獨逸軍を狙撃し、最初の戰鬪に於て既に許多の死傷者を出さしめたり。而して之に參與せるものは男子のみならず、婦人も同樣なり。』斯の如く白國民の參戰甚だしく軍隊よりの苦情頻々たるを以て、獨逸政府は八月中旬白佛民に警告を發し、今後の戰鬪に慘虐を逞ふすることあらば、其の責任は白佛兩國に在る旨を以てせり。獨逸政府は白佛民衆の參戰を以て一部の普通民の一時的發作の結果に非ずして、佛白兩國政府の自ら援助する所たるのみならず、久しき以前より之が爲めに準備を整へ居りしものなるは、軍隊銃其の他武器彈藥の多量に存せること、竝に開戰の前後に亙り政府が新聞紙を通じて此の如き行爲を推奬したるに徵して明かなりと主張せり。而して其の證據として獨逸公報は次の如き陳述を爲せり。『證人四十名審問の結果、左の如き事實明白となれり。即ち八月二十五日夜「ルーヴァン」停車場前通リ兩側の家屋より一發の狼火揚り、次で青狼火の上るを見たり。而して該兩狼火の停車場

の空高く上るや、停車場前及び街路に何氣無く憩へる獨逸兵は不意に二階乃至屋根裏より市民の狙撃を受け、之に應戰するの遑も無く、下士兵卒十二名、馬匹數頭、重輕傷を負へり』と。此の外白耳義人の蠻行に關し論じて曰く、『白國人は獨逸軍隊の頭上より沸騰せる「テール」油を注ぎ、又抵抗力を失へる獨兵を慘殺し、後備兵「メーロウ」が喪心して街頭に横はれる間に耳を殺ぎ取られたり。又後備兵「フーズ」は地窖に於て一獨兵の死體を發見せしに、該死體は鋭利なる刃物を以て腹部を切開せられ、臟腑の露出するを見たり。是に於て獨逸軍は斯る白國人民の蠻行に對し、嚴重なる制裁を加へんと欲し、襲撃に參與せる住民を銃殺し、發砲の根據たる家屋は之を燒き拂ふことせり。其の爲め是等家屋より他に類燒して二三ヶ所を灰燼に歸し、「ランズ」の伽藍も亦燒失するに至れりと爲せり。

露國方面に於ても獨逸軍が民衆より襲撃を受けたりとし、獨逸政府は其の公報中に記述して曰く、『千九百十四年八月十四日より十五日に至る夜中、「カリッシュ」に侵入せる獨逸軍は市民より危害を加へられたり。即ち東部戰場に於て斯くの如き襲撃を受けたるは之にて前後三回なり。吾人は同方面にても其の爲め勇敢なる士卒を失ひたるを遺憾とす。即ち「カリッシュ」にては死者二名、負傷者三四十名を出せり。是れ疑も無く交戰者たらざる地方民の豫め計畫せる襲撃にして、白佛兩國に於けると同樣是等の匪徒と政府との間に密接なる關係あるものならん』と。而して獨逸皇帝は白佛露三國の民衆の蠻行が日を追ふて激甚を加ふるものと爲し、九月八日(千九百十四年)「ダムダム」彈使用に關する抗議電報と同時に非交戰者の參戰に就きて抗議電報を米國大統領に發せり。又獨逸宰相も白國民の慘行に關し、米國の新聞通信社「ユナイテッド、プレス」(United Press)及「アッソシエーテッド、プレス」(Associated Press)の代表者に書を寄せて曰く、『白國の少女は戰場に横はれる獨逸負傷兵の眼を抉出し、白國都市の官吏は我將校を晩餐に招待し、食事中卓を隔てて之を銃殺せり。白國地方民は温顔を以て我軍を歡迎するの貌を裝ひ、急に後方より射撃するあり、又白國婦人は自家に宿泊せる獨兵の寢首を掻けり』と。

此等獨逸側の揭示する事例にして事實ならんには不法なること勿論なるも、白國側の辯明に依り判斷するに、此等白、佛、露三國の人民は獨逸軍の侵入するに當り、愛國の至情より公然兵器を操り、且つ戰爭の法規慣例を遵奉して獨逸軍を攻撃したるものにして、海牙陸戰法規第二條の所謂地方防禦兵たる行動を爲したるものなるに拘らず、獨逸軍は其の參謀本部の陸戰法規に拘泥して交戰者たるには絕對的に軍事的

編成を有するを要すとの見解を執り、軍事的編成を有せざるの故を以て、單純なる民衆の參戰と解釋し、之を捕獲することあるも交戰者と認めて、俘虜たる取扱を爲すこと無く、戰時重罪人として銃殺し、又他の住民に對しては即座的處罰を加へたるものの如し。然れば獨逸側の列擧せる白、佛、露三國の民衆參戰の如きは、事實を十分に考究調査したる曉に於て甫めて是非曲直を判定し得べきものなり。

非交戰者が敵愾心の發露に基き、一時の感情に驅られて敵國の官憲若くは非交戰者に對し暴行を働くは國內的犯罪事項に屬し、國際法の論究外なり。例へば歐洲大戰の直接原因たる「セラエヴォー」兇變事件の勃發したる當時、塡洪國民は其の兇漢が塞爾維官憲の使嗾を受けて兇行を敢てしたるものなることを知るや塞爾維に對する憎惡の念を助長し、激怒の極、塡洪國內に存留する塞爾維人の住宅を襲擊し、且つ通行せる塞爾維人の馬車、自動車を破壞し、塞爾維の物產に對し、「ボイコット」を行ひ非常なる騷亂を釀したるが如きは、國民の違法行動たるを免れず。又露都に於ても暴民大擧して獨逸大使館を襲擊し、館內に闖入したる上、器具を破壞し、書類を引出し、譯官「カットネル」を虐殺し、遂に館內に火を放てり。而して獨逸側の主張する所に依れば斯る暴行中露國官憲は大使館前面の廣場を警備するのみにて館內に入り、暴徒を制せんとするものなく、恰も承認せるが如き觀ありたりと。凡そ他國に駐箚する大公使、大公使館員及び書記、通譯等は國際法上不可侵の特權を有す。然るに其の國民の一部が之を襲擊するは國際法の違反なるのみならず、一般國內刑法上よりするも重大なる犯罪たるを免れず。

第二款　敵國非交戰者に對する交戰者の態度

交戰國の人民は之を交戰者と非交戰者とを二種に區別し、各自に相當する利益、不利益、自由制限を有す可きことは既述せる所の如し。交戰者即ち交戰國の兵力に屬する者は交戰法規に於て特種の制限を受けざる限り、總ての手段を以て敵を攻擊するの自由を有すと同時に、其の敵對行爲中は敵よりも加害せらる可きなり。然れども若し敵の權內に入るときは俘虜として人道的の取扱を受く可きものとす。之に反して一國の兵力の一部を爲さざる非交戰者は害敵行爲を爲すこと能はざると同時に、敵より殺傷せらるること無く、又俘虜とせらるること無きを原則とす。

第一　敵國非戰者の保護

戰爭中非交戰者は敵對行爲に加はらざる以上、敵より直接に攻擊殺傷せらる可き

ものに非ず。但し作戰動作より偶發的に生ず可き間接の被害は之を免るるを得ず。例へば軍人の搭乘せる列車にて旅行する私人が敵の殺傷を受け、或は都市の砲撃又は偶然に戰場となりたる村落の奪取に當り、非交戰者たる男女老幼の死に致さることあるを免れず。反之攻圍者が故意に都市の住民を砲撃し、或は防備無き村落を烏有に歸せしめたる場合には戰爭法規の違反たる可きなり。海牙陸戰法規に依れば『攻撃軍隊の指揮官は强襲の場合を除く外、砲撃を始むるに先ち其の旨を官憲に通告する爲め施し得べき一切の手段を盡す可きもの』と規定し、(第二十六條)海軍力を以てする砲撃に關しても亦同趣旨の規定あり、(海軍力を以てする砲撃に關する條約第六條)獨逸參謀本部の陸戰法規は砲撃の豫告を以て突撃に於けると同樣必ずしも必要とするものに非ずとし、或る國際法學者が豫告を要求するは戰爭の實際に適せずと爲し、任意に豫告を爲したる場合ありたりとするも、之れ其の要件たるの證左と爲すに足らずと論せり。而して攻圍當事者は敏速且つ奇襲的に砲撃を行ふことの成功の一要素なる場合及び豫告を行ふ爲めに貴重なる時間を失ふ場合には、豫告を爲さずして砲撃を開始するも可なりとし、唯斗是等の諸點を顧慮するの要無く、又戰爭の目的を達するに付何等の危險無き場合に於ては、人道の要求する所に從ひ

豫告を爲すを可なりと斷定せり。然れども此の如きは條約の明文に反し、不當なる や論を俟たず。殊に占領地に在りては占領者は公共の秩序及び生活を回復確保するの義務在るが故に、其の住民にして命令に服從する以上は相當の保護を受く可き權利あり。海牙陸戰法規第四十六條は規定して『家の名譽及び權利、個人の生命、私有財產竝に宗教の信仰及び其の遵行は之を尊重す可きものとし、又私有財產は之を沒收することを得ざるもの』とせり。敵國の元首、皇族、國務大臣其の他顯要の地位に在る敵人は、敵國兵力に歸せざる限り、攻撃殺傷を被むること無しと雖も、是等の敵人を抑留することに依り、敵の抵抗力を挫き戰爭の目的を達し得べしと思惟する場合には、之を俘虜と爲し得べきものとす。故に此等の敵人は一般の非交戰者と同視することを得ざるものとす。

是等非交戰者に對する保護竝に好遇は平和的態度を執ることを條件として與へらるるものなり。故に交戰國人民にして此の如き保護好遇を受けんと欲せば、侵入軍に對し敵對行爲を爲すべからず。

占領地の人民が占領軍に抵抗し、哨兵を殺戮し、本國軍隊の指揮官に情報を供與するが如きことあらば、如何程熱烈なる愛國心の發露なりと雖も嚴罰に處せらる可し。獨逸參謀本部の陸戰法規は攻圍されたる要塞内の人民の取扱方に關し其の地の出

生者なると他國人たるとを問はず、又市內寄留者なると、一時的滯在者たるとを論せず、悉く同等の取扱を受く可きものとし、中立國の外交官に對しても例外を認むるの要なしとし、攻圍者が一定の期間內に其の地を退去す可きことを許容するは、之れ攻圍者の好意に出づるものにして、國際法上の義務として行ふものに非ずと爲せり。又外交上の通信傳達者の派遣も偏に攻圍者の裁量に委す可きものとし、之が濫用に對する十分の保障ある場合に於て、甫めて之を許容す可きものと爲せり。更に攻圍者が攻圍されたる要塞內に在る一部の住民即ち婦女、小兒、老人、病者及負傷者等を退去せしむることは、決して國際法上の義務あるものに非ずとし、此の點に關し國際法學者が退去せしむるの義務ありとするは戰爭の原則と一致せざるものとして斷然排斥せざるべからずと論じ、此の如き人民の殘留は場合に依り被攻擊地の降伏を早からしむるに至るを以て、此の利益を自ら好んで拋棄するが如きは攻圍者の愚策と謂はざるを得ずと爲せり。

第二　敵國非交戰者の束縛及制裁

一國軍隊は敵地に侵入し之を占領するや、其の軍の安全を圖り且つ占領地の秩序を維持するの必要上各種の命令を發し、又戰爭の目的を達する爲め必要の範圍內に於て住民の權利を制限し、自由を束縛することを得。即ち軍隊の安全を確保し、占領地の秩序を保持する必要上平和的人民を拘禁し、若しくは其の他必要なる措置を講じ得べきものなり。然れども平和的人民は之を俘虜と爲すことを得ず。又戰時重罪に對する刑罰又は占領地の法令違反に對する處分を除き、平和的人民の生命は常に尊重せらる可きものとす。又占領軍は占領地の交通を制限し、信書の檢閱を嚴にし、武器の所持を禁止するが如きことをも爲し得べく、殊に新聞雜誌は軍隊の機密を漏洩し、且つ各種の流言浮說を傳播せしめ、軍隊の不利を來さしむることあるを以て、之に對し相當の制限を附し、取締を嚴にするは占領軍の權利として一般に認容せらるる所なり。交戰者は戰爭の必要に基き敵地の住民に對し各種の命令を發し、且つ束縛を加へ得べしと雖も海牙陸戰法規第四十五條の規定するが如く、占領地の人民を強制して其の敵國に對し忠誠の誓を爲さしむるを得ず。占領地の掠奪は之を嚴禁し(第四十七條)私權は之を尊重し、私有財產は之を沒收することを得ず(第四十六條第二項)。又占領地の人民に對しては其の連帶の責ありと認むべからざる個人の行爲の爲め、金錢上其の他の連坐罰を科することを得ざるものとす(第五十條)。更に非交戰者中より人質を徵して其の聞知せざる事實に付責任を負はす可らず。

人質(Hostages)とは戰時に於ては交戰國間の約束を履行するの保障として、一方交戰國が其の敵國に士官又は名望ある普通人民を自ら提供し、若くは一方交戰國が自國の要求を履行せしめんが爲め、敵國の前述の如き個人を抑留する場合に於て、是等の個人を人質と謂ふ。海牙條約は人質に關する規定を缺如すと雖も、占領地に於ける禁止勵行の保障として又は徵發取立金の提供蒐集を迅速ならしむる目的を以て人質を取ることは近時に於ても尙止まず、然れざも退却の掩護物とし又は前進を容易ならしめんが爲め人質を利用するが如きは不法なり。又人質を用ゐ其の祖國をして敵對行動を繼續する能はざらしむるの具に供すべからず。又如何なる場合に於ても人質が責任を負ふ理由無き他の犯罪に對し、人質を死刑に處すべからず。更に人質を侮辱酷遇すべからざるものとす。要するに理論上人質を捕ふる如きは人道、公平及正義に反する野蠻的行爲にして、文明人の恥辱とする所なり。侵入軍が人質を捕へて、其の同胞たる國民が軍需品若くは金錢を納入せざる場合に於て死に處すべしと威迫するが如きは一種の追剝山賊の行爲と謂はざる可からず。

第三　敵國非交戰者の使用

一國の軍隊が敵地に侵入したる場合には土地の平和的人民を保護し、其の權利を尊重す可きを原則とすと雖も、軍事上の必要あるときは平和的人民に勞役を課することを得べきものとす。而して其の勞役たるや惡行に對する制裁を意味するものに非ざるを以て、之に對し相當の報酬を與へざるべからず。又其の勞役は其の臣民たる義務に違反するが如き性質のものなるべからず。從て海牙陸戰法規第二十三條末項に於て交戰者は對手當事國の國民を强制して其の本國に對する作戰動作に加はらしむることを得ず。戰爭開始前其の役務に服したる場合と雖も亦同じと規定せり。又占領地の住民に關しては第四十四條に交戰者は占領地の人民を强制して地方の交戰者の軍又は其の防禦手段に付情報を供與せしむることを得ずと規定せり。占領者が占領地の人民を强制して嚮導者たらしむることを得るや否やは規定の解釋上疑問に屬すと雖も、此の點に付ては嚮導を以て作戰動作に非ず、又敵の防禦手段に付情報を與へしむるものにも非ずと爲す。從て占領地住民が嚮導を命せられたる時、之に應じて虛僞若くは不利益なる道程を指示して欺騙したるときは嚴罰に處せらるべきものなり。

歐洲大戰に於て獨墺軍は其の侵入せる地方の住民に對し幾多の殘虐凌辱を逞ふし、甚だしきに至りては占領地住民を障壁として銃砲彈を遮蔽せしめ、或は塹壕の開

鑒に使用する等、戰慄すべき苛酷の處置を執りたるものの如し。獨逸軍が白耳義に侵入せる際執りたる慣用手段を見るに、其の行進中無辜の行人、特に自轉車乘りを戲れて射殺し、或は耕耘中の農夫を殺戮せり。而して駐軍地に於ては先づ土地の住民より食糧と飲料とを徵發し、次で空家に闖入し、又住民が火器を使用せりと稱して小銃を亂射し、虐殺掠劫を逞ふし、住宅を燒きたり。又老幼婦女を問はず獨逸軍隊に對し不逞を行へりとの託言の下に之を射殺せり。更に土地の男子を捕獲して敎會堂に幽閉し、婦女は命じて家に歸らしめ、終夜家を開放せしめたり。白耳義調査委員の第三報告に依れば、獨逸兵は掠奪を行ひたる後尙軍資金の調達を命ずることあるも法外に多額なるを以て住民は到底之に應ずる能はず。又往昔の山賊が行ひたる方法を摸倣して人質を拉し去り、之を殺害するか若しくは過度の贖償金を得る迄之を拘禁せりと云ふ(Phillipson's International Law)。又獨逸軍が九月四日(千九百十四年)「テルモンド」(Termonde)に侵入せる際の如き同市の民家に向つて砲彈を亂射し過半の市民は他に避難せり。然るに獨逸兵が市中に入るや、獨逸司令官「フォン、フェルストナー」は市吏員に對し、市民は獨逸軍に發砲したるを以て同市を燒燬す可き旨を言明せり。市吏員は之に對して市民中獨逸軍に向て發砲せるもの一名も無き筈なり。閣下は未だ入城前如何にして斯る事實を知れりや、恐らく之を知るの理由無かるべき旨を以て反問せり。之に對し司令官は同市民中敎會堂の屋上に登りて射擊せるものありと謂へり。仍て吏員は再び斯る事實を否認し、敎會堂は悉く前以て其の入口を閉鎖し置きたる旨を告げたりしに、司令官は更に其の發砲は市中銀行に於て行はれたりと換言したり。吏員は猶屈せず、銀行の使用人は疾くに在らずして銀行は閉鎖し、休業中なりと抗辯せり。茲に於て司令官は辭窮したるものの如く、斯る事實は兢れにても可なり。兎に角獨逸軍隊は「シエール」(Schelle)、「テルモンド」(Termonde)間に於て射擊せられたりと稱せり。仍て吏員は再び「テルモンド」の市民は「シエール」に於て惹起せる事實に對し責任ありと爲すの理由如何と追求せしに「フェルストナー」司令官は余に在りては何等の差別を認めずと稱して問答を打切りとせしが、其の後獨逸軍司令部は同市に宿營を定めたり。從て同市の殘留せる住民は恐怖して逃亡したりしが、其の翌朝殺戮、掠奪等の兇暴なる光景を現出せり。

更に千九百十四年九月二十三日發布の法律に依りて任命せられたる佛國調査委員は、佛國に於て行はれたる獨逸兵の暴虐を調査して報告書を作成し、翌年一月八日の佛國官報に於て之を發表せり。該報告書に依れば獨逸兵は濫りに其の占領せる

土地の住民を捕へて之れを獨逸に護送し、老齢又は虚弱の爲め路上に落伍せる者に對しては之れを銃劍にて刺殺するか、若くは蹴殺せり。又戰鬪中若くは砲撃中婦女小兒を捕へて遮蔽物として獨逸兵の保護に使用したることあり。「ジエルヴェニーレ」(Gerbeniller)に於ても民家の焔上中居住民を原野に驅り出して罪なきに刑罰に處し、或は崩壊せる家屋の前面に於て射殺するの暴虐を敢てせり。又住宅の入口を開放せる住民は縱令老婆なるにせよ容赦無く皆之を射殺せり。一群の獨逸兵は或る民家に闖入し、三十六歳の一男子赤十字の衣服を纏へるにも拘らず之を捕縛して兩腕を背部に捻ぢ上げたる上銃殺せり。加之其の兩親を拉し來りて其の死體を目睹せしめ、該死體の微動するを見るや、石油を注ぎ老親の面前に於て之を燒棄せり。又他の一民家に於ては一婦人を慘殺し、其の腹部を裂開せりと云ふ。

白耳義の蠻行調査委員の報告に依れば、獨逸軍は「ナミユール」(Namur)に於ては掠奪を行ひ、其の掠奪品は之を獨逸に送りたり。又時としては婦人の節操を弄び、罪無き市民は之を焚殺又は射殺したり。「ナミユール」の監督管區に於ては僧侶及び宗教職に在りし者二十六人は銃殺せられたり。而して三十六萬四千の人口を有する「ナミユール」州に於ては殆んど二千人の罪無き市民が男女老幼の別無く虐殺せられたりと。更に八月十、十一、十二の三日間に亙りて「オルスメール」(Orsmael)及「ニーレスペン」(Neerhespen)に於て獨逸軍は亂暴狼藉を極め、一老人を捕へて其の腕に三條の切創を負はしめ、且脚を縛して頭部を下方に逆吊りに爲したる後之を焚殺せり。「オルスメール」市に於て獨逸軍は處女の貞操を蹂躙し、兒童を虐待し、市民の四肢を截斷し、戰慄すべき暴行を行ひたり。

八月十日「リンスモー」(Linsmeau)に於て獨逸騎兵は若干の白耳義歩兵と二名の憲兵とに襲撃せられたりしが、獨逸軍は之を以て「リンスモー」町民の所爲と看做し、同日黄昏に及び獨逸の騎砲混成の一部隊は機關銃數門を携へて同町を攻撃せり。此の時町長は町民の一人と雖も戰爭に參加せざりしことを證言したるに拘らず、獨逸兵は二個所の農園を荒掠し、家屋を破壊し、且男子を三群に分ち、其の一群を捕縛して壕中に誘導し、床尾板を以て其の頭部を粉砕せり。「ヴィーゼ」(Vise)に於て市民は八月四日の戰鬪に參加し地方防禦兵として勇戰したりしも、竟に同市が獨逸軍の占領に歸するや、其の後は專ら平靜を持せり。然るに八月十五日亂醉せる獨逸兵自ら其の將校に發砲したるの事實を以て市民の所爲と爲し、其の制裁として同市を燒燬し、市民若干を射殺し、或は之を獨逸に移送せり。

八月十八日「シャッフェン」(Schaffen)に於て獨逸兵は何等の理由無く家居せる村民及び市中を通行する村民を虐殺せり。而して此の虐殺事件に關する證人は殺害せられたる村民十八名を列擧せり。更に獨逸兵が一婦人と其の娘とを射殺し、其の死體を溝渠に投入したること、及び市民を樹木に縛著し、或は土中に生埋めにしたることを證言せり。

八月十九日「エールショー」近傍の地方に於て獨逸兵は無辜の市民を銃殺したる爲め、住民は驚愕の餘り度を失して逃走せる者多數に上れり。又同地の北方「ヘルセル」(Herzelt)に於ても白耳義兵の隻影を認めざりしに拘らず、獨逸兵は二十三名の市民を射殺したることあり。實に「エールショー」に於ても白耳義兵の屯在する者無く又市民の抗敵する無かりしに拘らず、市民が獨逸士官を射撃せりと稱し五十名の市民を拉去して四名を一組と爲し、獨逸兵の面前に於て駈足を行はしめ、且つ之を射殺し、負傷者は銃劍を以て之を刺殺せり。斯る悲運に遭遇せる者尙四十餘名を算し、其の翌日更に十數名の住民は町長及び其の男子と共に射殺せられ、殘存者は非命に殪れたる者の埋葬を命せられたりしが、屍體實に百五十の多きを算せりと謂ふ。

八月十九日「ルーヴァン」市(Louvain)附近の村落「コルビークロー」(Corbeek-loo)に於ては二十二歳の一婦人其の良人の從軍の留守を爲し居たりしに、數名の獨逸兵不意に侵入し來り、數名の親族と共に其の妻女を捕へ、他所に拉して五名の兵士之を輪姦したりと謂ふ。更に翌日獨逸兵は同村の一民家を搜索し、偶〻十六歳の少女が兩親と共に家に在るを發見するや、同女を擁して他に拉去し强いて飮食せしめたる後輪姦を試みんとせるも抵抗屈せざるを以て銃劍にて刺殺せり。又數日後一婦人は輪姦の辱を受けたる後殺害せられたる者ありと云ふ。

八月十九日より二十一日迄の三日間に亙り「アンデンス」(Andenne)に於て獨逸兵は殘猛兇惡の限りを盡せり。即ち二十一日には市民を街上に狩り出して兩手を高く擧げたる儘「プラスデ、チロール」(Placedet Tilloals)に行進せしめ逃走する者あらば之を射殺せり。町長は銃丸に依り負傷したりしが直ちに斧を以て斬殺せられたり。其の後四五十名の男は「ミューズ」河畔又は警察署前に誘引せられて射殺せられたり。此の他獨逸兵の爲めに斧鉞を以て虐殺せられたる市民亦尠からず。白耳義調査委員の報告に依れば「アンデンス」及び「サイユ」に於て赤十字社の一醫員、牧師、小學校長及び多數と謂ふ。

八月二十三日「ハスチール」(Hastieres)に於て虐殺せられし市民三百名の多きに達せりと謂ふ。